

1 総合的環境保全関係

(1) 岡山県環境基本条例

（平成8年10月1日 岡山県条例第30号）

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第8条）
- 第2章 環境の保全に関する基本的施策
 - 第1節 施策の策定等に係る指針（第9条）
 - 第2節 岡山県環境基本計画（第10条）
 - 第3節 県が講ずる環境の保全のための施策等（第11条 - 第22条）
 - 第4節 地球環境保全及び国際協力の推進（第23条・第24条）
- 第3章 岡山県環境保全委員会への提言（第25条 - 第27条）
- 第4章 雑則（第28条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本県の恵まれた環境が県民共有の財産であることにかんがみ、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化するを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤

の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。第9条第1号及び第13条第4項において同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、県民の健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を実現し、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ継承する責任を果たすことを旨として、行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動により、人と自然との共生が確保されるとともに持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべてのものの参加の下に行われなければならない。

3 地球環境保全（人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。第23条において同じ。）は、人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、積極的に推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、市町村が実施する環境の保全に関する施策について支援又は協力するように努めなければならない。

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市町村は、基本理念にのっとり、県が実施する

環境の保全に関する施策に協力するように努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努め、その保有する環境への負荷に関する情報を広く提供するとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（県民の責務）

第7条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（岡山県環境白書）

第8条 知事は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等を明らかにした岡山県環境白書を作成し、公表しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針

第9条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げ

る事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

第2節 岡山県環境基本計画

第10条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県環境基本計画（以下この条において「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民、事業者及び市町村の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項の規定による岡山県環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 県が講ずる環境の保全のための施策等

（施策の策定等に当たっての配慮）

第11条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境へ

の負荷の低減に資する措置その他の環境の保全のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（環境影響評価の推進）

第12条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、環境影響評価に関する手続等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（規制の措置）

第13条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 県は、自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 県は、採取、損傷その他の行為であって、保護することが必要な自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、県は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

（誘導的措置）

第14条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要かつ適正な経済的な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、負荷活動を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷を低減させることとなるよう誘導するため、その負荷活動を行う者に適正かつ公平な経済的な負担を課する措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が必要である場合には、そのために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進）

第15条 県は、環境の保全に関する公共施設及び公共的施設の整備を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、河川、湖沼等の水質の浄化その他の環境の保全に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（快適な環境の創造）

第16条 県は、快適な環境を創造するため、優れた自然景観の形成その他の必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的利用等の推進）

第17条 県は、環境への負荷の低減を図るため、市町村、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

（環境の保全に関する教育、学習等）

第18条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により、事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動を促進するための措置）

第19条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（次条において「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第20条 県は、第18条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人その他の団体の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査及び研究の実施）

第21条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境

の保全その他の環境の保全に関する事項について、必要な調査及び研究を行うものとする。

（監視等の体制の整備）

第22条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

第4節 地球環境保全及び国際協力の推進

（地球環境保全の推進）

第23条 県は、すべての日常生活及び事業活動において地球環境保全が積極的に推進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

（国際協力の推進）

第24条 県は、環境の保全に関する技術の移転、研修の実施、情報の提供等により、国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 岡山県環境保全委員会への提言

（環境の保全に関する提言）

第25条 県民参加の下に環境の保全を図るため、次に掲げるものは、岡山県附属機関条例（昭和27年岡山県条例第92号）に基づく岡山県環境保全委員会（第27条において「委員会」という。）に対して、知事その他の県の執行機関及び公営企業管理者（以下この条及び第27条において「知事等」という。）の施策について、環境の保全に関する提言を行うことができる。

- 一 県内に住所を有する者
- 二 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- 三 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 四 県内に存する学校に在学する者
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事等の施策に利害関係を有するもの

（適用除外）

第26条 次に掲げる事項に関する提言については、前条の規定は、適用しない。

- 一 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
- 二 裁判所で係争中の事項又は行政不服審査法

（昭和37年法律第160号）に基づき不服申立てを行っている事項

三 公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づきあつせん、調停、仲裁又は裁定の申請を行っている事項

四 地方自治法（昭和22年法律第67号）第75条第1項の規定により監査の請求を行っている事項又は同法第242条第1項の規定により住民監査請求を行っている事項

五 地方自治法第124条の規定により岡山県議会に請願を行っている事項

六 その他法令（告示を含む。）の規定により意見の申立て等の手続を行っている事項

（提言及び調査審議の手続）

第27条 第25条の規定による提言は、その趣旨及び理由その他規則で定める事項を記載した書面により行わなければならない。

2 委員会は、提言の内容が環境の保全に関するものと認められないこと等により提言についての調査審議を行わないこととしたときは、提言を行ったもの（以下この条において「提言者」という。）に対し、速やかに、書面によりその旨を通知しなければならない。

3 前項の通知には、理由を付さなければならない。

4 委員会は、提言についての調査審議を行うこととしたときは、その旨を知事等に通知しなければならない。

5 委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、知事等若しくは提言者に対し説明若しくは必要な資料の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。

6 委員会は、調査審議の結果、必要があると認めるときは、知事等に対し、施策の是正その他の措置を講ずべき旨の意見書を提出することができる。

7 知事等は、前項の意見書の提出を受けたときは、これを尊重しなければならない。

8 委員会は、提言者に対し、速やかに、書面により調査審議の結果を通知しなければならない。

9 委員会は、毎年、提言及び調査審議の状況を公表しなければならない。

第4章 雑 則

（規則への委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（関係条例の一部改正）

2 岡山県附属機関条例の一部を次のように改正する。

別表第一岡山県消費者苦情処理委員会の項の次に次のように加える。

岡山県環境保全委員会

岡山県環境基本条例（平成8年岡山県条例第30号）の規定による環境の保全に関する提言についての調査審議及び意見書の提出に関する事務

(2)岡山県環境基本計画

1 計画目標に対する平成12年度の状況及び主な施策

空気をきれいに保ちます

計画目標の達成状況

計画目標	12年度達成状況	説 明	今 後 の 対 策	
大気汚染物質の環境基準を維持、又は達成維持する	二酸化硫黄 一酸化炭素	全測定局で達成		
	二酸化窒素	57測定局中、岡山市青江の1測定局のみ非達成	自動車交通量増加の影響と考えられる	自動車公害対策プロジェクト等を引き続き推進する
	光化学オキシダント	すべての測定局で非達成（H12年度全国では1,188局の内7局のみ達成）	夏期、オキシダント注意報を1日、情報を4日発令	広域的汚染機構の解明等を国に要請する 大気汚染防止夏期対策、工場等の監視・指導の実施 等
	浮遊粒子状物質	90%の測定局で達成	過去10年間では前年度に次ぐ高達成率	工場等の監視・指導、自動車公害対策プロジェクト等を継続実施する
	ベンゼン	8地点中倉敷市松江測定局1地点のみ非達成	環境濃度が環境基準の3倍近い状況	岡山県公害防止条例を改正し、実効ある取組を促す措置についての規定を盛り込む
	トリクロロエチレン等	8地点全てで達成		
	ダイオキシン類	大気中では、12地点中1地点で非達成	春期に一時的に高く、他の3時期はいずれも低く、原因は不明	引き続き同地点で環境調査を続ける
自動車からの窒素酸化物排出量を1994年度（H6年度）レベル以下に削減する	1994年度より2.8%増加（H9交通センサスに基づく集計）	自動車通行台数、保有台数は伸び続けている	自動車公害対策プロジェクト等を引き続き推進する	
工場・事業場からの窒素酸化物排出量を削減する	H11年度の県内の排出量推計はH8年度（49t/年）と同レベル * テレメータからの推計	近年は横ばい傾向となっている	引き続き適切な監視、指導を行う	

実施した主な施策例

自動車公害対策プロジェクト

プロジェクト項目	施策の内容	所管課
アイドリングストップ運動等の推進	アイドリングストップ運動推進 県職員ノーカーデー実施 自動車の上手な使い方事業所選定（30事業所）	環境管理課
渋滞対策プログラムの推進	交通渋滞交差点の整備（2カ所） バス停の改良実施（3カ所）	道路整備課
交通需要マネジメント施策 （バスの使いやすさ向上、交通流対策等）	信号制御の高度化による渋滞の減少（14交差点） 公共車両優先システムの導入（1路線） 光学式車両感知器の設置（82器）	交通規制課
低公害車普及・導入	低公害車キャラバン隊 県公用車への率先導入（3台） *県下の低公害車累計937台	環境管理課 環境政策課

その他

主要施策	施策の内容	所管課
工場等からの大気汚染物質排出量の削減	立入検査、指導の実施	環境管理課
大気環境状況の的確な把握 環境汚染の未然防止	常時監視測定局（71局）での測定 ダイオキシン類の大気汚染状況の把握（12地点） 有害大気汚染物質モニタリング（8地点、19項目） ベンゼン等の発生源排出実態調査	環境管理課
悪臭被害の防止	規制地域の拡大促進（市町村説明会）	環境管理課

水をきれいに保ちます

計画目標の達成状況

計画目標	12年度達成状況	説明	今後の対策	
汚染物質ごとの環境基準を達成維持する	BOD（全河川）	31水域中26水域で達成（達成率83.9%）	都市近郊を流れる中小河川などで環境基準を達成していない	平成13年度に策定する第5次水質総量削減計画（COD、窒素、りん）及び第4期の児島湖に係る湖沼水質保全計画に基づき、総合的・計画的に保全対策を実施する
	COD（全海域、全湖沼）	・海域では10水域中3水域で達成（達成率30%） ・児島湖では非達成	児島湖では環境基準の約2倍と厳しい状況	
	窒素・りん（全海域、全湖沼）	・海域では窒素は8水域中7水域（達成率87.5%）、りんは8水域全てで達成 ・児島湖では窒素、りんとも非達成	児島湖では、環境基準の達成は厳しい状況	
環境基準又は指導指針値を維持する	有害化学物質（公共用水域、地下水）	地下水の1地点で非達成	追跡調査の結果、局所的汚染と判断	水質測定計画に基づき、測定を実施する
土壌汚染に係る環境基準を維持する	銅、カドミウム、ヒ素3項目について達成	金剛川流域での調査	今後とも継続的に調査を実施する	
COD汚濁負荷量を55t/日とする	59t/日（H10）	H9年度（63t/日）より改善された	第5次水質総量削減計画によりさらなる削減を目指す	

実施した主な施策例
清流保全プロジェクト

プロジェクト項目	施策の内容	所管課
森林、農地等の保全	水源地域の森林整備（412ha） 保安林面積の拡大（636ha）	治山課
河川等の自然浄化機能の維持向上	自然を生かした川づくり（15河川）	河川課
水辺の生態系の保全等	水辺の生態系保全工事（10地区） 水辺の親水景観保全施設工事（8カ所）	耕地課
清流保全意識の高揚等	小学生用副読本「守り育てようわたしたちの川」作成（24,000部） 水辺教室の開催（12地区）	環境管理課

瀬戸内海・湖沼水質保全プロジェクト

プロジェクト項目	施策の内容	所管課
自然海浜等の保全	清掃活動ボランティアへのゴミ袋配布	環境管理課
	美化清掃活動への補助	自然環境課
	漁場クリーンアップ作戦	水産課
児島湖の水質改善	湖内底泥のしゅんせつ（23.4万m ³ ）	耕地課
	児島湖流域浄化センター整備（処理能力118,100m ³ /日）	下水道課
	浄化用水導入事業（37万m ³ /日） 児島湖清掃大作戦 ポスターコンクール、環境保全フェア	環境管理課
	ダム湖の水質浄化	河川開発課
ダム湖の水質浄化	水質浄化対策工事（2地区） 水質調査、ばっ気装置の運転、流芥物の処理	河川開発課

その他

主要施策	施策の内容	所管課
生活排水対策の推進	公共下水道の普及（普及率38.8%）	下水道課
	集落排水施設整備地区の増加（7地区）	農村振興課
	合併処理浄化槽の設置（5,327基）	廃棄物対策課
	生活雑排水処理施設設置事業助成（4件） クリーンネット使用実践地区の増加（累計1,044地区）	環境管理課
	石けん等の使用リーダー指定（318人）	県民生活課
工場・事業場対策の推進	立入検査、ダイオキシン類測定等指導	環境管理課
水質環境状況の的確な監視、汚染防止対策	公共用水域での水質常時監視（88地点） 有害化学物質の水質測定（27地点、22項目） ダイオキシン類測定（219地点） 環境ホルモン測定（20地点、24物質群）	環境管理課
地下水の保全対策	地下水水質調査（42地点）	環境管理課
その他	農業安全使用普及啓発、農業管理指導員設置（689人）	農業経営課
	家畜排泄物流出防止施設整備（49戸）	畜産課

静けさを保ちます

計画目標の達成状況

計画目標		12年度達成状況	説明	今後の対策
騒音の環境基準を達成維持又は維持する	一般騒音	一般地域 達成率65.9% 道路に面する地域 達成率42.1%	非達成地域についての評価が課題	道路構造対策、交通流対策、低公害車導入等、総合的な自動車騒音対策を実施する
	新幹線騒音	9地点中2地点で達成	車両別の騒音発生状況等、詳細な解析はなされていない	西日本旅客鉄道㈱に対策を要請する
	航空機騒音	2地点とも達成		岡山空港3,000m化に伴い環境基準あてはめ地域の見直しを行うこととなる
振動の要請限度等を超えないようにする	道路交通振動	19地点全てで達成		
	新幹線鉄道振動	9地点全てで達成		

実施した主な施策例

主要施策	施策の内容	所管課
道路交通騒音・振動の防止	岡山県道路環境緊急対策協議会の開催 バイパス、環状道路の供用（1.5km）	道路建設課
工場・事業場の騒音・振動規制	規制地域の拡大（規制区域の見直し2町、追加指定3町）	環境管理課

廃棄物を減らします

計画目標の達成状況

計画目標	12年度達成状況	説明	今後の対策
一般廃棄物の総排出量を1,828t/日とする	1,902t/日 （H11年度）	最近横ばい状態が続いている	岡山県廃棄物処理計画（H13年度中に策定）により、計画的に減量化等を推進する
一般廃棄物の処分量を1,324t/日とする	1,754t/日 （H11年度）	同上	
産業廃棄物の処分対象量を1,175千t/年とする	1,649千t/日 （H9年度） *5年ごとの調査でH9が最新データ	H4年度(2,159千t)よりかなり減量化が進んでいる	

実施した主な施策例

ごみゼロ社会プロジェクト

プロジェクト項目	施策の内容	所管課
廃棄物減量化、リユース・リサイクル推進	容器包装リサイクル法に基づく市町村指導の徹底 *7種分別市町村数 41市町村 *一般廃棄物リサイクル率 15.2%（H11） *産業廃棄物減量化・資源化率 86.3%（H9）	廃棄物対策課
	公共事業の建設副産物有効利用 *建設廃棄物の再利用率 86%（H11） 建設発生土の再利用	監理課
プロジェクト推進会議の取組	リサイクル推進店の奨励実施（累計136店） マイバッグ運動の推進（H12.10現在 147店参加）	廃棄物対策課
その他	中小企業団体による研究開発促進（2件）	工業振興課

その他

主要施策	施策の内容	所管課
産業廃棄物対策	産廃処理施設の監視・指導（立入 897件） 廃棄物適正処理推進員活動（160人、パトロール2,671回） 多量排出事業者への処理計画策定指導（222件策定）	廃棄物対策課
	公共工事発注者・受注者講習会（4回）	監理課

豊かな自然を保ち、自然とのふれあいを確保します

計画目標の達成状況

計画目標	12年度達成状況	説明	今後の対策
自然公園等の面積を全国平均の14%に近づける	県土の11%	現状は、 国立公園 2 地域、 国定公園 1 地域、 県立公園 7 地域	毛無山一帯の国立公園編入に向けて取組を進める
生物多様性確保、野生生物との共生	「岡山県版レッドデータブック」掲載候補種を発表	同ブック作成事業の中間とりまとめとして発表	「岡山県版レッドデータブック」の14年度発行を目指す
自然とのふれあいの場を確保	自然公園内の利用施設を整備	環境省補助事業による整備	重要度の高いものから順次整備を図る
森林の減少を最小限にとどめ、緑の質向上を図る	岡山県みどりの総合基本計画（グリーンプラン2010）を策定	H13年度から10年間の緑化推進の指針となる	森林管理や緑化活動への県民参加を広く呼びかけ連携を深める
県民一人あたりの都市公園面積を8.5㎡から20㎡にする	10.1㎡に拡大	都市公園整備等を進めた	地域の実情にあわせた整備を検討する

実施した主な施策例

自然との共生プロジェクト

プロジェクト項目	施策の内容	所管課
保護地域拡大と保全の推進	自然保護条例による地区指定（4カ所指定）	自然環境課
自然とのふれあいの場の確保	美しい森の整備（2カ所） 共生の森の指定（3カ所）	林政課
	自然公園内の利用施設の整備（5カ所） 自然観察会の開催（20回） *自然公園利用者数13,136千人（H11）	自然環境課

みどりの環境づくりプロジェクト

プロジェクト項目	施策の内容	所管課
参加交流型緑化の推進	緑化推進大会開催 緑の募金（20,958千円）	自然環境課
森林の整備	岡山21世紀森林・林業ビジョンの策定	林政課
	間伐の促進（5,979ha） 生活環境保全保安林の整備（3地区）	治山課
農地等の保全	棚田保全のつどい開催	農政企画課
	農業農村整備事業の実施（161地区）	耕地課 農村振興課
ふるさとの緑の保全	松くい虫予防事業（5,831ha）	林政課

プロジェクト項目	施策の内容	所管課
公園、緑地の整備	都市公園事業の実施（2カ所）	都市計画課
	グリーンホリデーのつどい開催	農政企画課
道路、河川、公共施設等の緑化	道路緑化（0.7km）	道路建設課 道路整備課 都市計画課
	自然を生かした川づくり（9河川）	河川課
	学校緑化（県立高校1カ所）	財務課

その他

主要施策	施策の内容	所管課
優れた自然・生態系や身近な自然の保護	自然保護推進員による指導（112人）	自然環境課
	有機無農薬農業の推進	生産流通課
良好な景観の保全と創造	ふるさと村の整備（5地区） 町並み保存地区の整備（1地区）	県民生活課

地球環境を守ります
計画目標の達成状況

計画目標	12年度達成状況	説明	今後の対策
二酸化炭素、その他温室効果ガスの排出量を削減する	県の削減目標値は未定	H13年度中に目標設定予定	H13年度に策定する「岡山県地球温暖化防止行動計画」において県の削減目標値及び取組を明らかにする

実施した主な施策例

地球温暖化防止プロジェクト

プロジェクト項目	施策の内容	所管課
グリーンオフィスの推進	岡山県地球温暖化防止実行計画の策定 （グリーンオフィス推進プログラムの改訂）	環境政策課
	児島湖流域浄化センターでの地球温暖化防止実行計画の策定	下水道課
	岡山県グリーン製品調達推進方針の策定	用度課
新&省エネルギー設備の導入	住宅への太陽光発電導入（H12国補助分824件） 公共施設への太陽光発電導入（10kW以上累計9件）	環境政策課
	県営住宅の断熱構造化（1団地）	住宅課
エコライフ実践活動の推進 （プロジェクト推進会議の取組）	地球温暖化防止月間啓発イベントの開催 くらしと環境を考える作文コンクール実施 エコライフワークショップ等の開催（9カ所） グリーン購入ネットワーク加入促進（会員累計40団体）	環境政策課
国際環境協力の推進	こども国際エコチャットの開催	国際課
その他	小水力発電所の建設推進（推進3カ所、完成1カ所）	企業局
	フロン回収装置の導入（累計58台）	環境管理課

環境学習推進プロジェクト

プロジェクト項目	施策の内容	所管課
環境学習リーダーの育成	環境学習リーダー等養成講座（修了69人）	環境政策課 自然環境課
こどもエコクラブの推進	登録呼びかけ、交流会の開催（登録数122クラブ）	環境政策課
みどりの少年隊の増加	隊の結成推進（結成数84隊）	自然環境課
環境NGOとの連携	道路清掃・環境緑化を行うボランティア団体の登録・支援（おかやまアダプト事業、12団体）	道路整備課

その他

主要施策	施策の内容	所管課
酸性雨の監視	酸性雨測定（4地点）	環境管理課
フロン回収・処理システムの確立	フロン回収実施店・協力店の指定（708店）	環境管理課

共通的・基盤的施策の実施状況

主要施策	施策の内容	所管課
環境影響評価の推進	環境影響評価実施事業の事後監視指導（73件）	環境政策課
環境保全費用負担意識の普及等	地方税を考える研究会の開催（産廃、自動車への独自課税検討）	税務課
事業者・消費者としての県の率先行動	グリーンオフィス推進プログラムの実施	全部局
	環境配慮公共事業ガイドラインの策定・実施	知事部局 企業局、教育庁
環境情報の収集、公表	岡山県環境白書の作成、公表	環境政策課
ISO14001認証取得の推進	県本庁舎における環境マネジメントシステムの構築・運用	環境政策課 本庁全部局
	認証取得のための県制度融資（融資枠1億円） 普及啓発セミナー等の開催	商工企画課

2 アクションプログラムの状況（主なもの）

自動車公害対策プロジェクト

アクションプログラム	計画時点（H8）	努力目標（H22）	平成12年度の状況
公共交通機関一人当たり利用回数	61.8回/年	100回/年	57.5回/年（11年度）
光学式車両感知器数	40基	513基	508基
低公害車導入台数	行政12台 民間7台	行政750台 民間2,250台	行政45台 民間892台（計937台）
自動車の上手な使い方実践事業所	0	100事業所	30事業所

清流保全プロジェクト

アクションプログラム	計画時点（H8）	努力目標（H22）	平成12年度の状況
水源地域の整備	1,239ha	1,662ha（H12）	2,465ha
保安林面積	168,645ha	174,000ha（H15）	170,318ha
公共下水道普及率 〔 〕は岡山市修正前の数値	30% 〔 35% 〕	38% 〔 43%（H12） 〕	38.8%
集落排水施設整備地区	63地区	139地区（H12）	100地区
合併処理浄化槽の設置	23,501基	36,500基（H12）	43,037基
水辺教室の開催	9地区	30地区	12地区

瀬戸内海・湖沼水質保全プロジェクト

アクションプログラム	計画時点（H8）	努力目標（H22）	平成12年度の状況
瀬戸内海 沿岸漁場整備開発事業による人工干潟の造成	0	3カ所	3カ所
公共下水道普及率 〔 〕は岡山市修正前の数値	40% 〔 45%（H7） 〕	59% 〔 59%（H12） 〕	50%
児 集落排水施設整備地区	12地区（H7）	23地区（H12）	23地区
島 湖内底泥のしゅんせつ	12.3万m ³	230万m ³ （H15）	127万m ³
湖 水質浄化施設の設置	6カ所（H7）	12カ所（H12）	8カ所
植生護岸等の設置	0	6カ所（H12）	4カ所
クリーンネット使用実践地区	367地区	788地区（H12）	443地区
ヨシ原等の造成	0	5カ所	4カ所

有害化学物質削減プロジェクト

アクションプログラム	計画時点（H8）	努力目標（H22）	平成12年度の状況
公共用水域でのモニタリング地点数	21地点	30地点	27地点
大気環境モニタリング地点数	0	9地点	8地点

ごみゼロ社会プロジェクト

アクションプログラム	計画時点（H8）	努力目標（H22）	平成12年度の状況
一般廃棄物のリサイクル率	11.0%（H7）	15%（H15）	15.2%（H11）
容器包装廃棄物の7種分別実施市町村数	6市町村（H9）	78市町村	41市町村
建設廃棄物の再利用率	36%（H7）	70%（H12）	83%
建設発生土の再利用率	28%（H7）	75%（H12）	44%

自然との共生プロジェクト

アクションプログラム	計画時点（H8）	努力目標（H22）	平成12年度の状況
自然公園面積（国立・国定・県立自然）	79,489ha	100,000ha	79,489ha
自然保護条例による指定地区数 （県自然環境保全地域・環境緑地保護地域・郷土自然保護地域・郷土記念物）	73カ所	146カ所	78カ所
ビオトープ整備カ所数	1カ所	15カ所	4カ所
自然公園内の施設整備数	172施設	449施設	193施設
自然公園の利用者数	1,202万人（H7）	1,450万人	1,314万人（H11）
長距離自然歩道の利用者数	72万人	80万人	87万人（H11）

緑の環境づくりプロジェクト

アクションプログラム	計画時点（H8）	努力目標（H22）	平成12年度の状況
緑の募金金額	年間2,200万円	年間4,400万円	年間2,096万円
美しい森の整備カ所	8カ所（整備完了3カ所、整備中5カ所）	10カ所（H12）	10カ所（全力所整備完了）
環境保全保安林	29地区	33地区（H12）	34地区
都市公園面積（都市計画区域内県民一人当たり）	8.5㎡	20.0㎡	10.1㎡
道路緑化延長	457km（H7）	799km（H12）	486.7km
学校の緑化（緑化率20%以上達成校数）	161校（H7）	270校	191校

地球温暖化防止プロジェクト

アクションプログラム	計画時点（H8）	努力目標（H22）	平成12年度の状況
太陽光発電住宅数（補助分）	58件	1,000件	1,723件
公共施設太陽光発電施設数（10kW以上）	3カ所	10カ所	9カ所
小水力発電所設置数	11カ所	15カ所	13カ所
グリーン購入ネットワーク会員数	2団体	400団体	40団体
フロン回収装置の導入数	16台	30台（H12年）	58台

環境学習推進プロジェクト

アクションプログラム	計画時点（H8）	努力目標（H22）	平成12年度の状況
パートナーシッププラザ数	0	2カ所	2カ所
パートナーシッププラザ利用者数	0	5,000人/年	40,000人/年
環境学習リーダー数	0	300人	132人
緑の少年隊数	72隊	100隊	84隊
こどもエコクラブ	37クラブ	450クラブ	122クラブ

(3) 環境保全委員会への提言及び調査審議の状況

1 提言件数

平成12年4月から平成13年3月までの1年間に2件の提言が提出され、うち1件について調査審議を行った。他の1件については、提出が年度末であったので13年度処理となった。

なお、これまでの提言件数は、9年度：12件、10年度：1件、11年度：2件となっている。

2 提言及び調査審議の概要（平成12年度）

提言の趣旨 (原文どおり)	『におい環境指針』（環境庁）に沿って岡山県においても『におい環境指針』の条例化をしていただきたく提言を行います。
提言の理由 (要旨)	<p>環境の保全において、においについては心理的尺度の要素が強いため規制がしにくかったわけですが、住民の関心の高まりと快適な生活環境の確保という観点から環境庁が指針を打ち出し、新たな展開を見ようとしています。</p> <p>中央環境審議会の答申（平成12年3月8日）によりますと、平成10年度に全国の市町村に寄せられた悪臭苦情の事業活動に係るものうち、悪臭防止法の規制対象外の苦情割合は全体の約3割を占めているということです。</p> <p>におい環境指針は、地域住民のよりよい生活環境の確保を図るため、不快なにおいを低減し、臭気に関して望ましい環境を維持・達成するための臭気環境目標と、自然のにおいや地域の文化・歴史などに関わるにおいを守り育てるためのにおい環境目標を設定することにより、地域住民、事業者、行政が一体となって、地域の快適なおい環境を形成するための施策を進めていくと目的を明確にしています。</p> <p>また今後、高齢化社会を迎え飛躍的に増加する在宅人口を視野に入れて、在宅者が快適な日常をおくれるよう生活環境整備の充実、すなわち、住環境への騒音・振動に加えて〈におい〉の抑制を条例で規制し、快適な生活を確保できるような社会基盤整備の充実が急務ではないでしょうか。</p> <p>事例として挙げると、第一種住宅地域にある醤油工場から出る悪臭（大豆を蒸すにおいや煎るにおい）が近隣住民に不快感を与え、本来は快適であった住環境を悪化させているのです。</p> <p>行政は、基準値よりも悪い結果、つまりそれなりの基準指数が出ないと対処してくれないというのが一般人の理解するところでしたが、今回のにおい環境指針の策定は住民の立場に沿ったものといえます。</p> <p>岡山県ではこの件に関してどのように対策をお考えでしょうか。岡山県でも他県に劣らない、いやむしろ是非積極的に〈におい〉への規制を明確に打ち出し、提唱していくべきではないでしょうか。全国でも岡山県がいちはやく意識改革の提言を受け入れていただければ、あらゆる機関を通して広く社会に住みやすい県・住みやすい市・住みやすい街・住みやすい町として、知れ渡ることとなるでしょう。</p>
調査審議の結果	<p>近年、都市化の進展に伴い飲食店等のサービス業や日常生活などから発生する生活環境に密着した臭気に対する苦情が増加しており、身近なおいに対する関心とより良い生活環境を求める要望が高まっています。</p> <p>このうち、事業活動に伴って発生する悪臭については、悪臭防止法によって規制が行われています。従って、ご提言で挙げられた事例は、同法に基づく規制の対象となるものと思われまます。</p> <p>しかし、事業活動以外の日常生活に伴う悪臭については、環境基準のような数値目標がないため、規制が行われていないのが現状です。</p> <p>こうした中、環境庁は、快適なおい環境形成によって地域のより良い環境の確保を目指すことを目的に、平成12年6月「におい環境指針」を策定し、不快な臭気低減を目指す「臭気環境目標」と、好ましいかおりの保全を目指す「かおり環境目標」を提示しました。</p> <p>これは、今後、地方公共団体が地域においてにおいに関する施策を進める上での重要な指針となるものです。</p> <p>このうち、「臭気環境目標」は、人間の嗅覚を基に地域の臭気目標を数量化して設定する考え方ですが、現在の知見は目標を設定するのに不十分とされているため、今後、国において調査研究を進め、低濃度臭気の測定手法等の確立と併せ環境保全目標を設定することとしています。</p> <p>一方、「かおり環境目標」は、自然や地域の文化・歴史等に関わる心地よいかおりを感じることができる快適な環境の実現を目指すものであり、地域に密着した個性的なまちづくりを進める上での目標となるもので、市町村規模での取組に適していると考えられます。</p> <p>このように、「におい環境指針」は策定されたばかりであり、環境庁では、今後、これによって身近にある良いかおりの再発見や不快なおいの改善などに積極的に取り組む地域の活動が推進できるものと考えています。</p> <p>県では、におい環境目標の条例化について、国における臭気環境設定等の動向を見極めながらの中長期的な検討事項と考えており、また、かおりの名所紹介のような情報提供や緑化計画との連動といった既存事業への取り込み等について、市町村への啓発に積極的に取り組むこととしています。</p> <p>以上により、ご提言は、におい環境指針に沿って条例でにおいへの規制を行うことを求められていますが、現段階では規制の根拠となるにおい環境目標の設定が技術的にもまだ研究段階で、県が条例で規制を行うことは難しいと思われまます。</p> <p>したがって、条例化については知事等への意見書提出を見合わせることにしますが、ご提言の内容は今後の課題として大変意義深いものであり、県は今後、快適なおい環境の形成に向けた取組を進めていくべきであると考えまますので、この調査審議結果を県の関係部局に伝えるよう当委員会事務局に指示しています。</p>

(4) 環境影響評価に関する処理状況（平成12年度）

名称	事業主体	開発目的	事業概要	処理状況	備考
山王台地開発事業	井原市土地開発公社	住宅地、福祉施設用地及び企業用地等を整備することにより、定住人口の確保を図るとともに、地域の活性化に資する。	開発地：井原市上出部町地内 開発区域面積：35.5ha	受理：H11.12.10 意見書：H12. 5. 2	条例アセス準備書に対する知事意見

2 大気環境関係

（1）大気汚染に係る環境基準

区 分	環 境 基 準
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間平均値が20ppm以下であること。
ベ ン ゼ ン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

ジクロロメタンについては、平成13年4月20日付で環境基準が設定された。

環境基準による大気汚染の評価に関する用語について

用 語	説 明
1時間値	1時間の平均濃度
1日平均値 (日平均値)	1日24時間の測定結果の平均値。ただし、1日のうち欠測が4時間を超えるときは、1日平均値に係る集計から除外している。
有効測定日数	1日の内20時間以上測定が行われた日数
年平均値	1年間に測定した1時間値の和を測定時間で除した値（1年間は平年で8,760時間）。ただし、年間測定6,000時間未満のものは参考にとどめている（1日平均値の2%除外値、1日平均値の年間98%値についても同じ）。
日平均値の 年間2%除外値	1年間に得られた1日平均値を整理し、高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の1日平均値があれば7日分）を除外した残りの最高1日平均値をいう。
日平均値の 年間98%値	1年間に得られた1日平均値を整理し、低い方から98%に相当する（365日分の1日平均値があれば358番目の）1日平均
長期的評価	主として1年を単位とする平均的な評価で、地域における汚染の実態、推移を把握するもので、一般に環境基準の達成、非達成をいう場合は長期的評価を指す。地域の汚染の評価、規制を実施するための地域の指定等も長期的評価に基づいて行われ、また、総量規制を実施するためのシミュレーション調査でも、長期的評価を満足させることを目標として計算が行われることが多い。
短期的評価	1時間値、1日平均値について測定結果を環境基準と比較して行う評価方法で、時間ごと、日ごとの高濃度の出現をチェックするのに利用される。

（2）環境大気監視体制

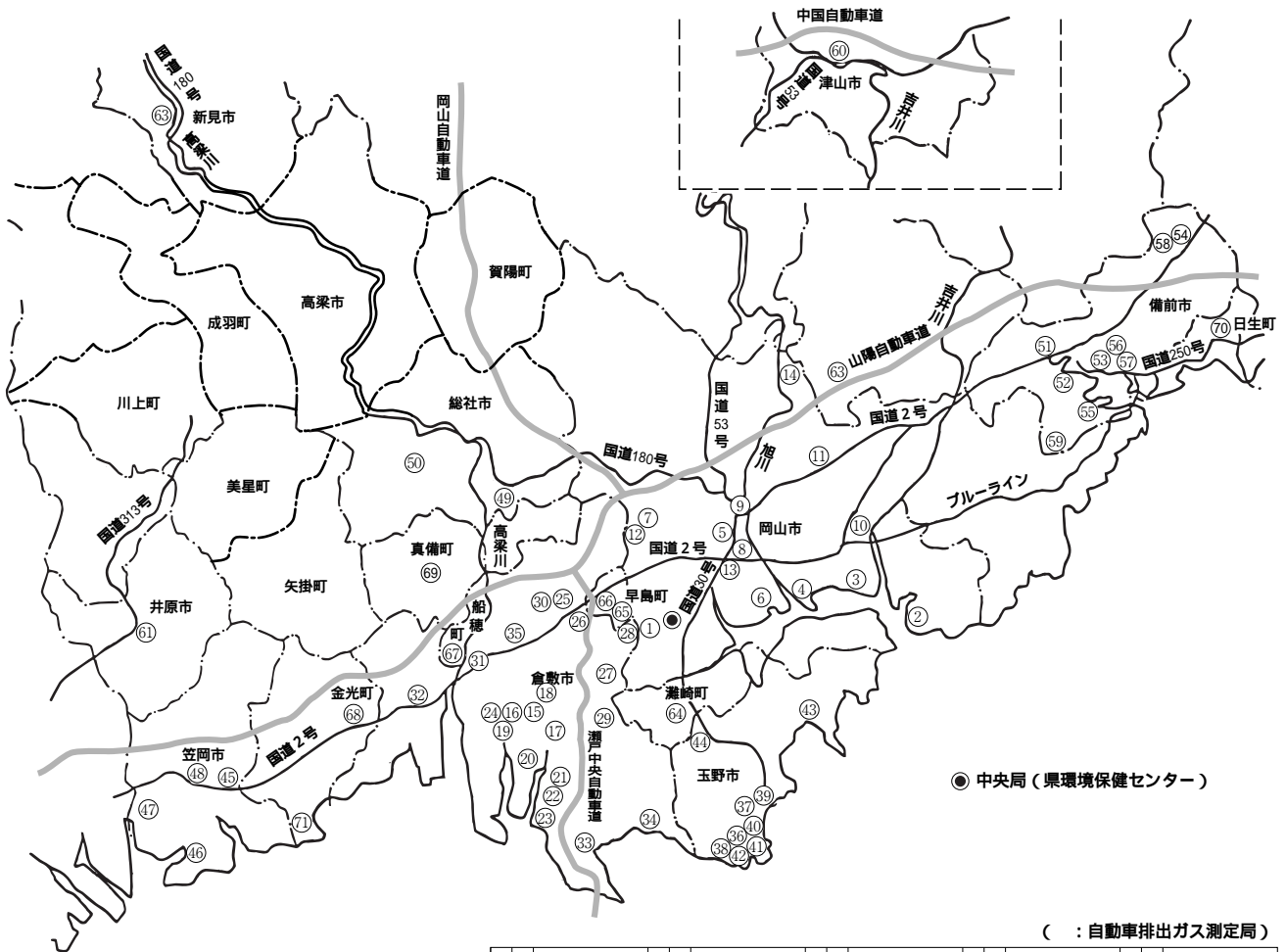
（平成12年3月31日現在）

地域	測定項目		SO ₂	SPM	NO _x	O _x	HC	CO	HF	WD/WV	備 考
	測定局名										
岡 山 市	1	除南南並石輝備輝方寺山瀨江山									
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	9										
	10										
	11										
	12										
	13										
	14										
	計 14 局		9	13	13	9	6	3		11	

地域	測定項目		SO ₂	SPM	NO _x	O _x	HC	CO	HF	WD / WV	備考
	測定局名										
倉敷市	15	監視センター									
	16	春日江									
	17	広島									
	18	二港									
	19	湾									
	20	松									
	21	呼野									
	22	宇津									
	23	塩生									
	24	連島									
	25	国設倉敷									国
	26	豊洲									
	27	天城町									
	28	茶屋									
	29	郷内									
	30	駅前									自
	31	西阿									
	32	玉児島									
	33	田島									
	34	の口									
	35	大高									自
	計 21 局		19	16	15	12	3	3		16	
玉野市	36	日比									県自
	37	玉川									県自
	38	渋野									県自
	39	宇野									県自
	40	向日1丁目									
	41	向日2丁目									
	42	向日2丁目									
	43	後開									
44	用吉									自	
	計 9 局		9	9	6	5	2	2		9	
笠岡市	45	大磯									県自
	46	寺間									県自
	47	茂平									県自
	48	笠岡									県自
	計 4 局		4	4	4	3	1	1		3	
総社市	49	総社									県自
	50	久代									県自
	計 2 局		1	1	1	2	1			2	
備前市	51	伊部									県自
	52	浦部									県自
	53	沖石									県自
	54	三海									県自
	55	鶴上									県自
	56	東浪									県自
	57	穂野									県自
	58	佐谷									県自
	59	山									県自
	計 9 局		7	7	8	4	1	1	2	7	
その他市町村	60	津山									県自
	61	井原									県自
	62	新見									県自
	63	山陽									県自
	64	灘崎									県自
	65	早島									県自
	66	長船									県自
	67	船穂									県自
	68	金光									県自
	69	真備									県自
	70	日生									県自
	71	寄島									県自
	計 12 局		10	11	11	8	2			12	
	計 71 局		59	61	58	43	16	10	2	60	

(注) SO₂ : 二酸化硫黄 SPM : 浮遊粒子状物質 NO_x : 窒素酸化物
 O_x : 光化学オキシダント HC : 炭化水素 CO : 一酸化炭素
 HF : ふっ化水素 WD : 風向 WV : 風速
 国, 県... 国は国設置の測定局(1), 県は県設置の測定局(25), その他は市設置の測定局(45)
 自.....自動車排出ガス測定局(12), その他は一般環境測定局(気象観測局含む)(59)
 臨港.....臨海地区(環境基準の評価対象とならない地区)
テレメータ化されているもの(70局)
テレメータ化されていないもの(1局)
 山陽測定局は, 平成12年10月から測定開始

(3) 大気環境監視網



(: 自動車排出ガス測定局)

1	興	除	16	春	日	31	西	阿	知	笠	46	寺	間	61	井	原
2	山	南	17	広	江	32	玉	島	島	岡	47	茂	平	62	新	見
3	上	南	18	二	福	33	児	の	口	市	48	笠	岡	63	山	陽
4	江	並	19	港	湾	34	田	大	高	社	49	久	代	64	灘	崎
5	出	石	20	松	局		大	玉	比	伊	50	伊	部	65	早	島
6	南	輝	21	呼	江	36	日	川	備	伊	52	浦	部	66	長	津
7	吉	備	22	宇	津	37	玉	野	前	沖	53	三	浦	67	船	穂
8	清	輝	23	塩	生	38	洪	川	市	伊	54	鶴	石	68	金	光
9	南	方	24	連	島	39	宇	野	備	三	55	東	海	69	真	備
10	西	寺	25	国	敷	40	向日比1丁目	1丁目	9) 56	片	56	鶴	上	70	日	生
11	東	山	26	豊	洲	41	向日比2丁目	2丁目	9) 57	片	57	東	浪	71	奇	島
12	庭	瀨	27	天	城	42	日比2丁目	2丁目	9) 58	片	58	野	谷			
13	青	江	28	茶	町	43	後	開		野	59	佐	山			
14	高	山	29	郷	内		用	吉		津	60					
15	監視センター			駅	前		大	磯								
														全測定局 71局		
														テレ化局 70局		

（4）オキシダント情報・注意報の発令日数

年度 地域		昭和63	平成元	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12
合 計	情 報	7	7	9	2	2	5	12	3	9	5	8	2	10
	注意報	2	1	8	0	1	2	6	6	3	4	4	2	1
	計	9	8	17	2	3	7	18	9	12	9	12	4	11

（5）オキシダント情報・注意報の発令回数

年度 地域		昭和63	平成元	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12
岡 山 市	情 報	3	0	6	0	1	1	5	3	3	5	5	1	3
	注意報	1	0	1	0	1	1	2	1	0	0	0	1	0
	計	4	0	7	0	2	2	7	4	3	5	5	2	3
倉 敷 市	情 報	5	8	12	2	2	7	9	1	8	3	6	4	3
	注意報	2	0	3	0	0	0	1	2	1	0	1	0	1
	計	7	8	15	2	2	7	10	3	9	3	7	4	4
玉 野 市	情 報	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
笠 岡 市	情 報	6	4	7	0	1	4	7	1	2	0	3	0	0
	注意報	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0
	計	6	4	9	0	1	4	7	2	2	1	4	0	0
井 原 市	情 報	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0
	注意報	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
	計	0	0	2	0	0	0	3	0	1	0	1	0	0
総 社 市	情 報	4	2	5	0	1	1	8	1	3	1	1	1	2
	注意報	0	1	5	0	0	0	0	2	0	1	1	0	0
	計	4	3	10	0	1	1	8	3	3	2	2	1	2
備 前 市	情 報	2	1	3	0	0	0	1	2	0	0	1	0	0
	注意報	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	0	0	0
	計	2	1	3	0	0	0	2	4	0	1	1	0	0
日 生 町	情 報	2	0	0	0	0	0	2	4	1	0	0	0	0
	注意報	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0
	計	2	0	0	0	0	0	3	7	1	0	0	0	0
灘 崎 町	情 報	1	0	1	0	0	0	3	1	0	0	2	0	1
	注意報	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0
	計	2	0	1	0	0	0	5	1	0	0	2	1	1
早 島 町	情 報	0	0	3	0	0	0	4	2	1	1	2	0	0
	注意報	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
	計	2	0	3	0	0	0	4	3	2	1	2	0	0
船 穂 町	情 報	1	2	3	0	0	1	2	2	0	0	0	2	1
	注意報	0	0	3	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0
	計	1	2	6	0	0	1	3	2	0	1	1	2	1
金 光 町	情 報	1	0	2	0	0	1	0	2	1	0	0	0	0
	注意報	1	0	5	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0
	計	2	0	7	0	0	1	1	2	2	1	1	0	0
寄 島 町	情 報	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	0	0	0
	注意報	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	3	2	0
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	5	3	3	2	0
真 備 町	情 報	3	1	2	0	0	2	7	1	0	3	1	0	0
	注意報	0	0	4	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0
	計	3	1	6	0	0	3	8	2	0	3	2	0	0
合 計	情 報	28	18	45	2	5	17	52	20	22	14	21	8	10
	注意報	7	1	24	0	1	2	10	13	6	7	10	4	1
	計	35	19	69	2	6	19	62	33	28	21	31	12	11

（注）寄島町は平成8年度から対象地域に編入

（6）大気汚染防止法及び岡山県公害防止条例に基づく設置届出等件数（平成12年度）

施設の種 類		設 置 届	使 用 届	変 更 届	そ の 他 届	計
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	68	0	45	133	246
	ばい煙発生施設（通知分）	13	0	7	6	26
	一般粉じん発生施設	43	0	19	74	136
	特定粉じん発生施設	0	0	21	0	21
	小 計	124	0	92	213	429
公害防止条例	ばい煙に係る特定施設	2	0	0	0	2
	粉じんに係る特定施設	8	0	0	4	12
	有害ガスに係る特定施設	101	0	34	142	277
	小 計	111	0	34	146	291
合 計		235	0	126	359	720

（注）岡山市及び倉敷市の処理件数は除く。

（7）大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設及び粉じん発生施設の種別設置状況

（平成13年3月31日現在）

ばい煙発生施設		施設数	一般粉じん発生施設		施設数
1	ボイラー	1,376 (734)	1	コークス炉	13
2	ガス発生炉・加熱炉	2 (5)	2	堆積場	155 (20)
3	金属等の焙焼炉等	11 (9)	3	ベルトコンベア	1,560 (20)
4	金属の溶鉱炉等	12	4	破碎機等	253 (32)
5	金属の溶解炉	75 (26)	5	ふるい	208 (7)
6	金属の加熱炉	243 (19)	計		2,189 (79)
7	石油製品等の加熱炉	286			
8-2	硫黄回収装置の燃焼炉	9	特定粉じん発生施設		施設数
9	窯業の焼成炉等	88 (3)	1	解綿用機械	4
10	反応炉，直火炉	58 (1)	2	混合機	5
11	乾燥炉	166 (45)	4	切断機	4
12	製鉄等の電気炉	8	5	研磨機	29
13	廃棄物焼却炉	148 (78)	7	破碎機，摩砕機	0
14	銅等の焙焼炉	8	8	プレス	11 (2)
16	塩素急速冷却施設	0	計		53 (2)
19	塩素反応施設等	44			
21	燐等の反応施設等	1			
24	鉛の二次精錬等の溶解炉	1			
28	コークス炉	13			
29	ガスタービン	20 (38)			
30	ディーゼル機関	314 (293)			
31	ガス機関	4 (1)			
計		2,887 (1,037)			

（注）（ ）内は，岡山市又は倉敷市所管の施設数で，外数である。

（8）岡山県公害防止条例に基づく特定施設の設置状況

（平成13年3月31日現在）

ばい煙に係る特定施設		施設数	粉じんに係る特定施設		施設数
1	ベンガラの焙焼炉	5 (1)	1	セメントサイロ	141 (24)
4	塩素反応施設等	15	2	パッチャープラント	85 (13)
5	燐等の反応施設等	1	計		226 (37)
7	鉛の二次精錬等の溶解炉	1			
9	繊維製品の漂白施設	4	有害ガスに係る特定施設		施設数
11	クレー粉の漂白施設	16	1	繊維製品の樹脂加工施設等	17 (5)
12	メタキシレン抽出施設	2	2	木材等の蒸解施設等	7 (14)
13	ピクリン酸の反応施設	12	3	化学工業品等の反応施設等	1,007 (151)
14	金属の表面処理施設	23 (2)	4	出版等のグラビア印刷施設等	75 (64)
計		79 (3)	6	鉄鋼等の鋳物製造施設	51 (7)
			7	金属製品等の表面処理施設等	571 (94)
			計		1,728 (335)

（注）（ ）内は、岡山市所管の施設数で、外数である。

（9）大気汚染防止法に基づく施設の所管別、法区分別内訳

（平成13年3月31日現在）

所管	区分	ばい煙発生施設		一般粉じん発生施設		特定粉じん発生施設		合計	
		事業所数	施設数	事業所数	施設数	事業所数	施設数	事業所数	施設数
環境指導課		165	1,551	-	-	-	-	165	1,551
地方振興局	岡山	87	187	15	177	2	5	104	369
	東備	87	166	36	116	0	0	123	282
	倉敷	157	325	30	1,588	7	48	194	1,961
	井笠	113	214	9	36	0	0	122	250
	高梁	48	80	9	49	0	0	57	129
	阿新	26	49	3	24	0	0	29	73
	真庭	50	73	4	41	0	0	54	114
	津山	98	156	10	90	0	0	108	246
	勝英	55	86	8	72	0	0	63	158
	小計	721	1,336	124	2,193	9	53	854	3,582
政令市等	岡山市	508	931	23	79	2	2	533	1,012
	倉敷市	155	321	0	0	0	0	155	321
	小計	663	1,252	23	79	2	2	688	1,333
合計	1,549	4,139	147	2,272	11	55	1,707	6,466	
法区分	大防法	1,314	3,708	145	2,270	11	55	1,470	6,033
	電事法	234	429	2	2	0	0	236	431
	ガス事法	1	2	0	0	0	0	1	2
合計	1,549	4,139	147	2,272	11	55	1,707	6,466	

（10）岡山市公害防止条例に基づく施設の所管別内訳

（平成13年3月31日現在）

所管	区分	ばい煙特定施設		粉じん特定施設		有害ガス特定施設		合 計	
		事業所数	施設数	事業所数	施設数	事業所数	施設数	事業所数	施設数
環境指導課		-	-	-	-	206	1,728	206	1,728
地方振興局	岡山	3	16	8	19	-	-	11	35
	東備	15	32	10	22	-	-	25	54
	倉敷	10	25	31	70	-	-	41	95
	井笠	3	3	12	26	-	-	15	29
	高梁	1	1	7	18	-	-	8	19
	阿新	0	0	8	14	-	-	8	14
	真庭	1	2	5	17	-	-	6	19
	津山	0	0	11	26	-	-	11	26
	勝英	0	0	6	14	-	-	6	14
小計		33	79	98	226	-	-	131	305
岡山市		3	3	17	37	79	335	99	375
合計		36	82	115	263	285	2,063	436	2,408

（11）悪臭防止法に基づく規制地域と区域の区分

物質濃度規制に係る区域の区分

（平成13年10月1日現在）

市町村名	第1種区域	第2種区域
岡山市	用途地域	第1種区域以外の地域
倉敷市	用途地域	第1種区域以外の地域
津山市	用途地域	第1種区域以外の地域
玉野市	用途地域	第1種区域以外の地域
笠岡市	用途地域	第1種区域以外の地域
井原市	用途地域	第1種区域以外の地域
総社市	用途地域	第1種区域以外の地域
新見市	用途地域	第1種区域以外の地域
備前市	用途地域、久々井地区、鶴海沖地区	第1種区域以外の地域
御津町		すべての地域
加茂川町	用途地域	
瀬戸町	用途地域	第1種区域以外の地域
山陽町	用途地域	第1種区域以外の地域
赤坂町		臭気指数規制地域以外の地域
熊山町	用途地域	都市計画区域のうち第1種区域以外の地域
吉井町		すべての地域
日生町		すべての地域
吉永町		すべての地域
佐伯町		すべての地域
牛窓町		すべての地域
邑久町		すべての地域
長船町		すべての地域
灘崎町	用途地域	第1種区域以外の地域
早島町	用途地域	第1種区域以外の地域
山手村	用途地域	第1種区域以外の地域
清音村	用途地域	第1種区域以外の地域
船穂町	用途地域	第1種区域以外の地域
金光町	用途地域	第1種区域以外の地域
鴨方町		すべての地域
寄島町		すべての地域
矢掛町	用途地域	
真備町	用途地域	第1種区域以外の地域
賀陽町	用途地域	
大佐町		すべての地域
哲西町		すべての地域
勝山町	用途地域	第1種区域以外の地域
久世町	用途地域	
勝田町		すべての地域
勝央町	用途地域	
勝北町		すべての地域
美作町	用途地域	第1種区域以外の地域
作東町		すべての地域
中央町		すべての地域
久米町		すべての地域

臭気指数規制に係る区域の区分

市町村名	第1種区域	第2種区域
赤坂町		坂辺、惣分及び小原の各一部
和気町	用途地域（準工業地域を除く。）	第1種区域以外の地域
柵原町		すべての地域

備考 用途地域及び準工業地域とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する地域をいう。

（12）悪臭の規制基準

（ア）特定悪臭物質

敷地境界における規制基準

物 質 名	敷地境界の基準〔単位ppm〕		気体排出口 の 規 制	排 出 水 中 の 規 制
	第 1 種 区 域	第 2 種 区 域		
ア ン モ ニ ア	1	2		
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	0.002	0.004		
硫 化 水 素	0.02	0.06		
硫 化 メ チ ル	0.01	0.05		
二 硫 化 メ チ ル	0.009	0.03		
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.005	0.02		
ア セ ト アル デ ヒ ド	0.05	0.1		
プ ロ ピ オン アル デ ヒ ド	0.05	0.1		
ノ ル マ ル プ チ ル アル デ ヒ ド	0.009	0.03		
イ ソ プ チ ル アル デ ヒ ド	0.02	0.07		
ノ ル マ ル バ レ ル アル デ ヒ ド	0.009	0.02		
イ ソ バ レ ル アル デ ヒ ド	0.003	0.006		
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9	4		
酢 酸 エ チ ル	3	7		
メ チ ル イ ソ プ チ ル ケ ト ン	1	3		
ト ル エ ン	10	30		
ス チ レ ン	0.4	0.8		
キ シ レ ン	1	2		
プ ロ ピ オン 酸	0.03	0.07		
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	0.002		
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009	0.002		
イ ソ 吉 草 酸	0.001	0.004		

気体排出口における規制基準

特定悪臭物質の種類ごとに次の式により流量を算出したものとする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

q 流量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立法メートル毎時）

He 補正された排出口の高さ（単位 メートル）

Cm 法第4条第1項第1号の規制基準値として定められた値（単位 百万分率）

なお、補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。

排出水中における規制基準

特定悪臭物質の種類ごとに次の式により，排出水中の濃度を算出したものとする。

$$CLm = k \times Cm$$

- CLm 排出水中の濃度（単位 1リットルにつきミリグラム）
- k 下表に掲げる特定悪臭物質及び当該事業場から敷地外へ排出される排出水の量ごとに定められた値（単位 1リットルにつきミリグラム）
- Cm 法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値（単位 百万分率）

排出水量 (m ³ /s)	メチルメルカプタン	硫 化 水 素	硫 化 メ チ ル	二 硫 化 メ チ ル
Q ≤ 0.001	16	5.6	32	63
0.001 < Q ≤ 0.1	3.4	1.2	6.9	14
0.1 < Q	0.71	0.26	1.4	2.9

メチルメルカプタンについては，上式により算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は，当分の間，1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

(イ) 臭気指数

敷地境界における規制基準

市町村名	敷地境界の基準（臭気指数）	
	第1種区域	第2種区域
赤坂町		13
和気町	12	14
柵原町		14

気体排出口における規制基準

次の式により臭気排出強度または臭気指数を算出したものとする。

(1) 排出口の実高さが15メートル以上の施設

- $q_t = \frac{60 \times 10^A}{F_{max}}$
- $A = \frac{L}{10} - 0.2255$
- q_t 排出ガスの臭気排出強度（単位 温度零度，圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎分）
- F_{max} 排出口からの風下における地上での臭気強度の最大値（単位 温度零度，圧力1気圧の状態に換算した秒毎立方メートル）
- L 法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値

(2) 排出口の実高さが15メートル未満の施設

- $I = 10 \times \log C$
- $C = K \times H_b^2 \times 10^B$
- $B = \frac{L}{10}$
- I 排出ガスの臭気指数
- K 次表に掲げる排出口の口径の区分ごとに定められた値
- H_b 周辺最大建物の高さ（単位 メートル）
- L 法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値

なお、周辺最大建物の高さは、6.7メートル未満の場合は排出口の実高さ（単位 メートル）の値の1.5倍、6.7メートル以上10メートル未満の場合は10メートル及び10メートル以上であって排出口の実高さの値の1.5倍以上の場合は排出口の実高さの1.5倍とする。

排出口の口径 (m)	D < 0.6	0.6 ≤ D < 0.9	0.9 ≤ D
K (1 / m ²)	0.69	0.20	0.10

排出水中における規制基準

次の式により、臭気指数を算出したものとする。

$$I_w = L + 16$$

I_w 排出水の臭気指数
 L 法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値

3 水環境関係

(1) 水質の環境基準

(ア) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg / ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg / ℓ 以下
六価クロム	0.05mg / ℓ 以下
ヒ素	0.01mg / ℓ 以下
総水銀	0.0005mg / ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg / ℓ 以下
四塩化炭素	0.002mg / ℓ 以下
1, 2 - ジクロロエタン	0.004mg / ℓ 以下
1, 1 - ジクロロエチレン	0.02mg / ℓ 以下
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.04mg / ℓ 以下
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 mg / ℓ 以下
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006mg / ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03mg / ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg / ℓ 以下
1, 3 - ジクロロプロペン	0.002mg / ℓ 以下
チラウム	0.006mg / ℓ 以下
シマジン	0.003mg / ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02mg / ℓ 以下
ベンゼン	0.01mg / ℓ 以下
セレン	0.01mg / ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg / ℓ 以下
ふっ素	0.8mg / ℓ 以下
ほう素	1mg / ℓ 以下

なお、周辺最大建物の高さは、6.7メートル未満の場合は排出口の実高さ（単位 メートル）の値の1.5倍、6.7メートル以上10メートル未満の場合は10メートル及び10メートル以上であって排出口の実高さの値の1.5倍以上の場合は排出口の実高さの1.5倍とする。

排出口の口径 (m)	D < 0.6	0.6 ≤ D < 0.9	0.9 ≤ D
K (1 / m ²)	0.69	0.20	0.10

排出水中における規制基準

次の式により、臭気指数を算出したものとする。

$$I_w = L + 16$$

I_w 排出水の臭気指数
 L 法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値

3 水環境関係

(1) 水質の環境基準

(ア) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg / ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg / ℓ 以下
六価クロム	0.05mg / ℓ 以下
ヒ素	0.01mg / ℓ 以下
総水銀	0.0005mg / ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg / ℓ 以下
四塩化炭素	0.002mg / ℓ 以下
1, 2 - ジクロロエタン	0.004mg / ℓ 以下
1, 1 - ジクロロエチレン	0.02mg / ℓ 以下
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.04mg / ℓ 以下
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 mg / ℓ 以下
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006mg / ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03mg / ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg / ℓ 以下
1, 3 - ジクロロプロペン	0.002mg / ℓ 以下
チラウム	0.006mg / ℓ 以下
シマジン	0.003mg / ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02mg / ℓ 以下
ベンゼン	0.01mg / ℓ 以下
セレン	0.01mg / ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg / ℓ 以下
ふっ素	0.8mg / ℓ 以下
ほう素	1mg / ℓ 以下

(参考) 要監視項目及び指針値

項目名	指針値	項目名	指針値
クロロホルム	0.06mg / ℓ 以下	E P N	0.006mg / ℓ 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg / ℓ 以下	ジクロロボス (D D V P)	0.008mg / ℓ 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg / ℓ 以下	フェノブカルブ (B P M C)	0.03mg / ℓ 以下
p-ジクロロベンゼン	0.3mg / ℓ 以下	イプロベンホス (I B P)	0.008mg / ℓ 以下
イソキサチオン	0.008mg / ℓ 以下	クロロニトロフェン (C N P)	-
ダイアジノン	0.005mg / ℓ 以下	トルエン	0.6mg / ℓ 以下
フェニトロチオン (M E P)	0.003mg / ℓ 以下	キシレン	0.4mg / ℓ 以下
イソプロチオラン	0.04mg / ℓ 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg / ℓ 以下
オキシシン銅 (有機銅)	0.04mg / ℓ 以下	ニッケル	-
クロロタロニル (T P N)	0.05mg / ℓ 以下	モリブデン	0.07mg / ℓ 以下
プロピザミド	0.008mg / ℓ 以下	アンチモン	-

(注) 要監視項目及び指針値は、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」(H 5 . 3 . 8) 環境庁水質保全局長通知)において、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものとして示されたものであり、指針値は長期摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値で、一時的にある程度この値を超えるようなことがあっても直ちに健康上の問題に結びつくものではないとされている。

クロロニトロフェンについては、農薬取締法に基づく農薬登録保留基準が設定されないこととなったため、平成6年3月15日付け環水管第43号環境庁水質保全局長通知により指針値が削除された。

ニッケル、アンチモンについては、毒性評価が不確定であることから、平成11年2月22日付け環水企第58号・環水管第49号環境庁水質保全局長通知により指針値が削除された。

(イ) 生活環境の保全に関する環境基準

a 河川

(a) 河川 (湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン濃 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg / ℓ 以下	25mg / ℓ 以下	7.5mg / ℓ 以上	50MPN / 100mℓ 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg / ℓ 以下	25mg / ℓ 以下	7.5mg / ℓ 以上	1,000MPN / 100mℓ 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg / ℓ 以下	25mg / ℓ 以下	5mg / ℓ 以上	5,000MPN / 100mℓ 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg / ℓ 以下	50mg / ℓ 以下	5mg / ℓ 以上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg / ℓ 以下	100mg / ℓ 以下	2mg / ℓ 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg / ℓ 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg / ℓ 以上	-

(b) 湖 沼

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2・3級 水産2級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	15mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/ℓ以上	-

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全りん
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下
	水道1・2・3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及び以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
	水道3級(特殊なもの)及び以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下

b 海 域

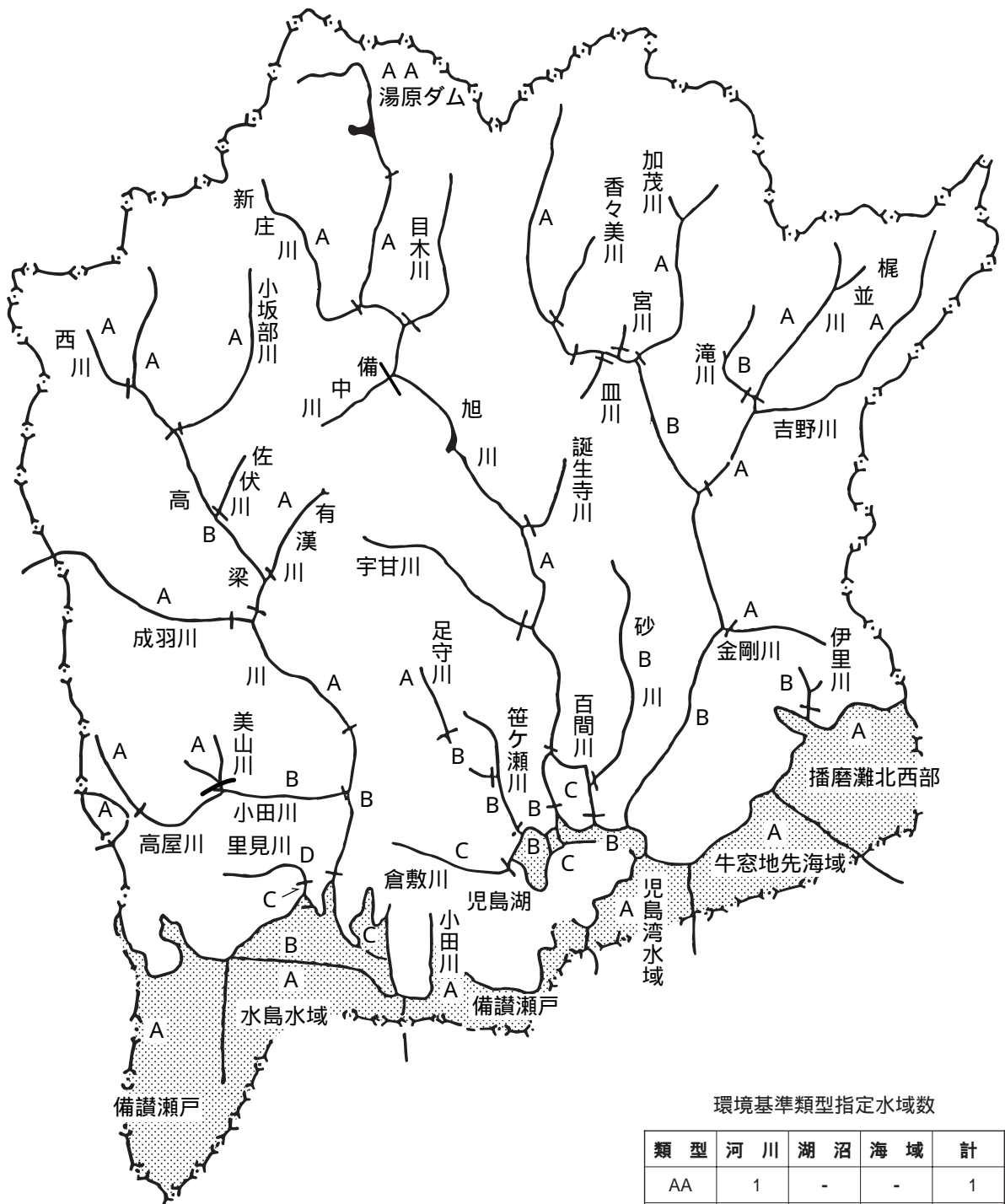
項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水質イオン 濃 (pH)	化学的 酸素 要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB 以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100ml 以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げる もの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	-	検出されないこと
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	-	-

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全りん
	自然環境保全 及び以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
	水産1種 水浴 及び以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
	水産2種 及び以下の欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下

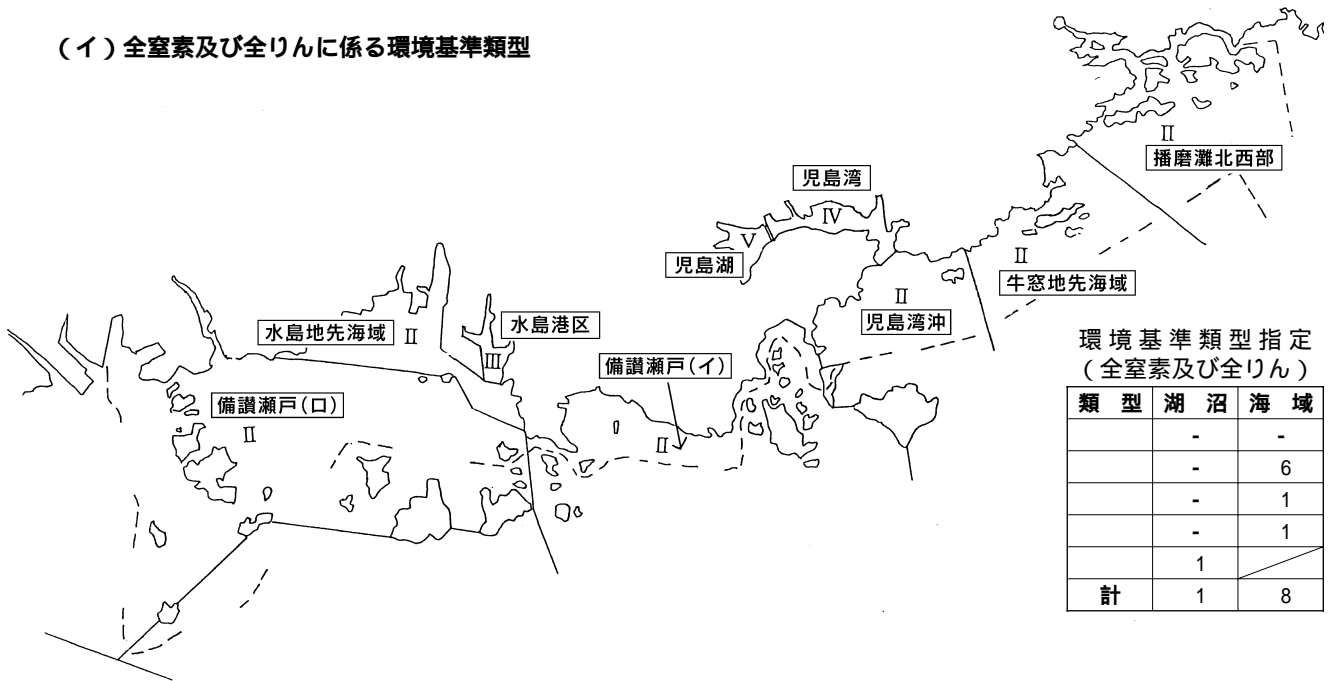
(注) 基準値は、日間平均値とする。

（2）県下水域の環境基準類型の指定概要図

（ア）BOD又はCOD等に係る環境基準類型



（イ）全窒素及び全りんに係る環境基準類型



（3）水域区別の環境基準達成状況

（ア）環境基準達成状況（BOD又はCOD）

（単位：％）

水域区分	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
河川	80.6	87.1	80.6	83.9	83.9
湖沼	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海域	40.0	30.0	30.0	30.0	30.0
全体	69.0	71.4	66.7	69.0	69.0

（注）数値は、（環境基準を達成したあてはめ水域）／（総あてはめ水域）を示す。

（イ）環境基準達成状況（全窒素及び全りん）

（単位：％）

区分		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
湖沼	全窒素	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	全りん	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海域	全窒素	-	-	75.0	87.5	87.5
	全りん	-	-	75.0	75.0	100

（注）数値は、（環境基準を達成したあてはめ水域）／（総あてはめ水域）を示す。

（4）項目別の環境基準適合状況

（単位：％）

水域区分	項目	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
河川	pH	94.5	95.6	95.9	95.7	93.1
	BOD	86.6	90.1	89.9	91.2	88.8
	SS	97.0	97.8	96.5	98.9	99.0
	DO	96.3	95.7	94.2	98.0	95.7
湖沼	pH	68.1	50.0	62.5	59.7	81.9
	COD	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	SS	11.1	26.4	4.2	29.2	19.4
	DO	100.0	95.8	98.6	97.2	91.7
海域	pH	89.1	92.0	92.7	91.0	91.9
	COD	56.6	65.3	46.9	52.8	58.8
	DO	71.9	76.7	72.6	78.8	75.5
	油分等	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（注）数値は、（環境基準に適合している検体数）／（総検体数）を示す。

(5) 環境基準点における水質の経年変化

(ア) BOD又はCOD

(河川: 31水域、33環境基準点)

水 域 名	地 点 名	市町村	水 質 (BOD: 75%値)(mg/ℓ)					環境基準値 (mg/ℓ)		
			8年度	9年度	10年度	11年度	12年度			
高 梁 川 水 域	高梁川上流	一中橋	新見市	0.8	1.0	1.3	1.3	1.4		2以下
	高梁川中流	中井橋	高梁市	1.1	1.3	1.3	1.1	1.4		3以下
	高梁川中流	湛井堰	総社市	0.9	0.9	0.8	0.8	1.0		2以下
	高梁川下流	霞橋	倉敷市	1.8	1.1	1.3	1.3	2.1		3以下
	西川	布原橋	新見市	0.6	0.9	1.4	1.0	1.1		2以下
	小坂部川	巖橋	新見市	0.8	0.9	1.1	1.0	1.4		2以下
	有漢川	幡見橋	高梁市	1.0	1.2	1.4	1.0	0.9		2以下
	成羽川	神崎橋	高梁市	1.3	1.3	1.4	1.1	1.1		2以下
	小田川上流	猪原橋	井原市	1.2	0.9	1.2	0.9	1.0		2以下
	小田川下流	福松橋	真備町	2.0	1.5	1.8	1.5	1.7		3以下
	美山川	栄橋	矢掛町	1.7	1.3	1.9	1.5	1.6		2以下
里見川	鴨方川合流点	金光町	6.4	3.6	5.6	4.8	5.8		8以下	
旭 川 水 域	旭川上流	湯原ダム	湯原町	0.8	1.4	1.1	1.5	1.1	×	1以下
	旭川中流	落合橋	落合町	0.9	1.4	1.2	1.2	1.3		2以下
		乙井手堰	岡山市	0.9	0.8	0.6	0.8	0.9		
	旭川下流	桜橋	岡山市	0.9	0.7	1.0	1.4	1.4		3以下
	新庄川	大久奈橋	勝山町	0.7	1.0	0.9	0.9	1.0		2以下
	百間川	清内橋	岡山市	4.6	3.8	3.6	3.5	4.1		5以下
砂川	新橋	岡山市	3.4	2.1	2.5	2.5	2.5		3以下	
吉 井 川 水 域	吉井川上流	嵯峨堰	津山市	0.8	1.1	1.1	1.1	1.1		2以下
	吉井川中・下流	周匝大橋	吉井町	1.0	1.3	1.3	1.4	1.3		3以下
		熊山橋	熊山町	1.0	0.7	0.8	0.8	0.8		
	加茂川	加茂川橋	津山市	1.1	1.3	1.2	1.1	1.2		2以下
	梶並川	滝村堰	美作町	0.9	1.4	1.3	1.4	1.5		2以下
	滝川	三星橋	美作町	1.5	1.8	2.1	1.7	2.0		3以下
	吉野川	鷺湯橋	美作町	1.0	1.5	1.3	1.2	1.4		2以下
金剛川	宮橋	和気町	0.9	0.6	0.8	0.6	0.8		2以下	
笹 ヶ 瀬 川 水 域	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬橋	岡山市	6.5	4.5	5.0	5.4	6.5	×	3以下
	足守川上流	高塚橋	岡山市	2.1	1.4	2.3	1.5	1.8		2以下
	足守川下流	入江橋	岡山市	6.0	3.3	4.3	5.0	4.7	×	3以下
倉敷川水域	倉敷川	倉敷川橋	岡山市	7.8	5.0	5.8	6.2	5.6	×	5以下
芦田川水域	高屋川	滝山堰	井原市	2.1	2.1	2.4	2.2	2.4	×	2以下
伊里川水域	伊里川	浜の川橋	備前市	1.9	1.1	1.3	1.0	1.6		3以下

(備考)

- 1) 「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ (その数が整数でない場合は直近上位の整数とする。) 番目にくるデータを表わす。
- 2) 〇は、環境基準が達成された水域を示す。
×は、環境基準が達成されていない水域を示す。

(湖 沼 : 1 水域、2 環境基準点)

水 域 名		地 点 名	水 質 (COD : 75% 値) (mg / ℓ)					環境基準値 (mg / ℓ)	水 質 目 標 (mg / ℓ)	
			8 年 度	9 年 度	10 年 度	11 年 度	12 年 度			
児島湖 水 域	児 島 湖	湖 心	10	9.4	12	9.7	9.2	×	5 以下	8.8
		樋 門	9.9	9.4	10	8.6	8.9			

(海 域 : 10 水域、27 環境基準点)

水 域 名		地 点 名	水 質 (COD : 75% 値) (mg / ℓ)					環境基準値 (mg / ℓ)	
			8 年 度	9 年 度	10 年 度	11 年 度	12 年 度		
水 島 海 域	玉 島 港 区	玉 島 港 奥 部	4.1	4.8	5.4	4.5	5.3	8 以下	
		水 島 港 区	水 島 港 口 部	3.1	3.3	3.5	3.6		3.0
	水島地先海域 (甲)	玉 島 港 沖 合	2.9	3.6	3.6	3.6	3.1	×	3 以下
		上 水 島 北	2.8	2.7	3.1	2.8	2.6		
		濃 地 諸 島 東	2.8	2.4	2.7	2.5	2.2		
	水島地先海域 (乙)	網 代 諸 島 沖	2.8	2.8	2.7	2.8	2.4	×	2 以下
児 島 湾 水 域	児 島 湾 (甲)	同 和 鉱 業 沖	6.6	6.7	5.7	5.7	7.5	8 以下	
		児 島 湾 (乙)	旭 川 河 口 部	5.1	5.7	5.5	4.5		5.5
	吉 井 川 河 口 部		4.1	4.1	3.9	3.9	4.5		
	横 樋 沖		5.9	4.9	4.5	5.5	6.3		
	九 蟻 沖		4.7	3.8	4.3	5.5	5.7		
	阿 津 沖		4.9	4.0	4.0	4.9	5.2		
	向 小 串 沖		4.8	3.2	3.5	5.0	4.8		
	児 島 湾 (丙)	別 荘 沖	3.1	2.9	3.1	4.0	2.8	×	2 以下
		児 島 湾 口 沖	1.9	2.1	3.9	3.5	2.5		
		波 張 崎 南	2.3	1.9	2.7	1.9	2.1		
出 崎 東 沖		2.8	2.3	2.5	1.9	2.1			
備 讃 瀬 戸	備 讃 瀬 戸	神 島 御 崎 沖	2.6	2.2	2.4	1.9	2.5	×	2 以下
		青 佐 鼻 沖	2.2	2.6	2.3	2.3	2.8		
		北 木 島 布 越 崎 北	2.1	1.7	2.3	1.8	1.8		
		久 須 美 鼻 東	2.4	2.2	2.5	2.2	2.2		
		大 槌 島 北	1.3	1.0	1.9	1.5	1.9		
牛 窓 地 先 海 域	牛 窓 地 先 海 域	錦 海 湾	2.6	2.1	2.6	2.8	2.5	×	2 以下
		前 島 南 西	2.3	1.4	2.3	2.3	1.9		
播 磨 灘 北 西 部	播 磨 灘 北 西 部	長 島 西 南 沖	2.4	1.7	2.4	2.3	2.2	×	2 以下
		大 多 府 島 東 南 沖	2.8	1.9	2.9	2.3	2.6		
		鹿 久 居 島 東 沖	3.4	2.2	3.3	3.1	2.9		

(備 考)

- 「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ (その数が整数でない場合は直近上位の整数とする。) 番目にくるデータを表わす。
- は、環境基準が達成された水域を示す。
×は、環境基準が達成されていない水域を示す。

（イ）全窒素

（湖 沼：1水域2地点）

水域名	地点名	全窒素（年間平均値）(mg/l)					環境基準値 (mg/l)	水質目標 (mg/l)	
		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度			
児島湖	湖心	1.8	1.7	1.9	1.5	1.6	×	1以下	1.7
	樋門	1.7	1.7	1.9	1.5	1.5			

（海 域：8水域21地点）

水域名	地点名	全窒素（年間平均値）(mg/l)								環境基準値 (mg/l)	暫定目標値 (mg/l)	
		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度						
水島港区	水島港口部	0.52	0.49	0.49	0.49	0.47	0.47	0.37	0.37		0.6以下	-
水島地先海域	玉島港沖合	0.45	0.47	0.42	0.39	0.36	0.36	0.39	0.31	×	0.3以下	-
	上水島北	0.43	0.40	0.39		0.37		0.32				
	濃地諸島東	0.39	0.41	0.36		0.36		0.23				
児島湾	九幡沖	0.82	0.66	0.46	0.42	0.66	0.57	0.68	0.61		1以下	-
	向小串沖	0.59	0.47	0.38		0.47		0.54				
児島湾沖	児島湾口沖	0.44	0.28	0.37	0.31	0.32	0.28	0.37	0.30		0.3以下	-
	出崎東沖	0.45	0.35	0.32		0.28		0.28				
	銚島沖合	-	-	0.23		0.23		0.24				
備讃瀬戸(イ)	久須美鼻東	0.38	0.37	0.32	0.26	0.34	0.27	0.22	0.22		0.3以下	-
	大槌島北	0.22	0.22	0.19		0.20		0.22				
備讃瀬戸(ロ)	網代諸島沖	0.38	0.39	0.37	0.24	0.33	0.25	0.26	0.24		0.3以下	-
	神島御崎沖	0.32	0.43	0.19		0.23		0.22				
	青佐鼻沖	0.32	0.51	0.22		0.25		0.25				
	北木島布越崎北	0.22	0.34	0.16		0.20		0.21				
牛窓地先海域	錦海湾	0.28	0.30	0.16	0.20	0.23	0.23	0.25	0.24		0.3以下	-
	前島南西	0.33	0.28	0.24		0.24		0.25				
	前島東南	-	-	0.19		0.23		0.23				
播磨灘北西部	長島西南沖	0.38	0.28	0.17	0.22	0.23	0.25	0.26	0.29		0.3以下	-
	大多府島東南沖	0.32	0.26	0.25		0.24		0.29				
	鹿久居島東沖	0.33	0.32	0.24		0.27		0.32				

（備考）

1) 平成9年度以前の数値は、環境基準の類型のあてはめ前の調査結果である。

2) は、環境基準が達成された水域を示す。

×は、環境基準が達成されていない水域を示す。

(ウ) 全りん

(湖 沼 : 1 水域 2 地点)

水域名	地点名	全りん (年間平均値)(mg/ℓ)					環境基準値 (mg/ℓ)	水質目標 (mg/ℓ)	
		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度			
児島湖	湖心	0.21	0.19	0.24	0.18	0.19	×	0.1以下	0.17
	樋門	0.20	0.18	0.22	0.17	0.18			

(海 域 : 8 水域²¹地点)

水域名	地点名	全りん (年間平均値)(mg/ℓ)								環境基準値 (mg/ℓ)	暫定目標値 (mg/ℓ)
		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度					
水島港区	水島港口部	0.033	0.053	0.037	0.037	0.035	0.035	0.030	0.030	0.05以下	-
水島地先海域	玉島港沖合	0.031	0.042	0.040	0.035	0.034	0.031	0.035	0.029	0.03以下	0.034
	上水島北	0.027	0.032	0.034		0.030		0.028			
	濃地諸島東	0.029	0.035	0.031		0.029		0.024			
児島湾	九蟠沖	0.080	0.073	0.077	0.068	0.074	0.068	0.065	0.059	0.09以下	-
	向小串沖	0.060	0.058	0.058		0.062		0.052			
児島湾沖	児島湾口沖	0.061	0.041	0.045	0.037	0.046	0.036	0.036	0.027	0.03以下	0.044
	出崎東沖	0.037	0.048	0.036		0.032		0.025			
	銚島沖合	-	-	0.031		0.029		0.021			
備讃瀬戸(イ)	久須美鼻東	0.027	0.031	0.031	0.030	0.031	0.028	0.025	0.025	0.03以下	-
	大槌島北	0.033	0.026	0.029		0.025		0.024			
備讃瀬戸(ロ)	網代諸島沖	0.026	0.029	0.029	0.029	0.030	0.029	0.025	0.026	0.03以下	0.034
	神島御崎沖	0.044	0.043	0.030		0.029		0.025			
	青佐鼻沖	0.037	0.060	0.031		0.032		0.031			
	北木島布越崎北	0.031	0.035	0.026		0.024		0.021			
牛窓地先海域	錦海湾	0.036	0.032	0.029	0.028	0.030	0.029	0.026	0.025	0.03以下	-
	前島南西	0.037	0.031	0.029		0.030		0.026			
	前島東南	-	-	0.026		0.028		0.023			
播磨灘北西部	長島西南沖	0.035	0.031	0.027	0.027	0.028	0.026	0.026	0.028	0.03以下	0.033
	大多府島東南沖	0.032	0.026	0.026		0.026		0.032			
	鹿久居島東沖	0.035	0.026	0.029		0.024		0.027			

(備考)

1) 平成9年度以前の数値は、環境基準の類型のあてはめ前の調査結果である。

2) は、環境基準が達成された水域を示す。

× は、環境基準が達成されていない水域を示す。

(6) 地下水質の測定項目別検出状況

(単位: mg/ℓ)

調査区分	調査地点名	健康項目										環境基準										値		要監視項目 (22項目)	
		カドミウム	鉛	六価クロム	ヒ素	総水銀	アルキル水銀	P	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	シクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シモン	オベカ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素		ほ
	環境基準	0.01	0.01	0.05	0.01	0.0005	検出されないと推定	0.02	0.002	0.004	0.02	0.04	1	0.006	0.03	0.01	0.002	0.006	0.003	0.02	0.01	10	0.8	1	
	玉野市最尾地内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
	玉野市宇野地内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
	邑久町虫明地内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.11	不検出	不検出	
	御津町中山地内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
	加茂川町下加茂地内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
	山陽町西中地内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	3.9	0.10	0.28	
	山陽町河本地内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
	吉井町平山地内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
	吉永町都留岐地内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
	和氣町吉田地内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
	船穂町新本内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.03	0.10	0.03	
	早島町早島地内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
	笠岡市走出地内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
	笠岡市大蔵中地内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
	井原市井原町地内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1.8	不検出	0.04	
	矢掛町字内地内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
	矢掛町小田地内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	備中町布賀地内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
	高梁市蓬合町阿部地内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	8.8	0.20	不検出	
	賀陽町北地内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
	北房町上中津井地内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
	大佐町上刑部夏日地内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	4.7	不検出	0.08	
	新見市上市地内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
	新見市井倉地内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
	哲多町矢戸地内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
	勝山町神代地内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
	蓬合町田原山上地内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
	久世町草加部地内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	6.9	不検出	0.05	
	八束村上長田地内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
	旭町西川地内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
	久米町桑下地内	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	2.5	0.10	0.04	

（7）公共用水域等における農薬の水質評価指針

（単位：mg / ℓ）

区分	農薬名（ISO名等）	商品名	評価指針値
殺虫剤 (9)	イミダクロプリド	アドマイヤー	0.2
	エトフェンプロックス	トレボン	0.08
	NAC（カルバリル）	セビモール，デナボン	0.05
	クロルピリホス	ダースバン	0.03
	ECP（ジクロフェンチオン）	VC	0.006
	DEP（トリクロルホン）	ディプテレックス	0.03
	ピリダフェンチオン	オフナック	0.002
	ブプロフェジン	アブロード	0.01
	マラソン（マラチオン）	マラソン	0.01
殺菌剤 (9)	イプロジオン	ロブラール	0.3
	EDDP（エディフェンホス）	ヒノザン	0.006
	トルクロホスメチル	リゾレックス	0.2
	トリシクラゾール	ビーム	0.1
	フサライド	ラブサイド	0.1
	プロベナゾール	オリゼメート	0.05
	フルトラニル	モンカット	0.2
	ベンシクロン	モンセレン	0.04
	メプロニル	バシタック	0.1
除草剤 (9)	エスプロカルブ	ポテンザ，コントラクト，フジグラス	0.01
	シメトリン	サターンS，マメット，セスロン	0.06
	ブタミホス	タフラー，クレマート	0.004
	プレチラクロール	エリジャン，ソルネット，ゴルボ	0.04
	プロモブチド	ノックワン，サリオ，シンザン，ワンベスト	0.04
	SAP（ベンスリド）	エス，ロンパー，ジェイサン	0.1
	ベンディメタリン	ゴーゴーサン，ウエイアップ，カイタック	0.1
	メフェナセット	ヒノクロア	0.009
	モリネート	オードラム，マメット	0.005
	計 27農薬		

（注）商品名は例示
印は空中散布に使用されている農薬

(8) 調査農薬別の検出状況

(平成12年度)

農薬の 種 類	調 査 農 薬 名	環 境 庁 暫 定 指 導 指 針 値	ゴルフ場の排水		環境庁 暫定指 導指針 値超過 検体数	公 共 用 水 域	
			平成 12 年 5 月 調 査			平成 12 年 5 月 調 査	
			検 出 状 況	検 出 範 囲		検 出 状 況	検 出 範 囲
殺菌剤	イソプロチオラン	0.4	1 / 43	不検出 ~ 0.0005	0	0 / 6	不検出
	イ プロ ジ オ ン	3	0 / 43	不検出	0	0 / 6	不検出
	エトリジアゾール	0.04	0 / 43	不検出	0	0 / 6	不検出
	オ キ シ ン 銅	0.4	0 / 43	不検出	0	0 / 6	不検出
	キ ャ プ タ ン	3	0 / 43	不検出	0	0 / 6	不検出
	ク ロ ロ タ ロ ニ ル	0.4	0 / 43	不検出	0	0 / 6	不検出
	ク ロ ロ ネ ブ	0.5	0 / 43	不検出	0	0 / 6	不検出
	チ ウ ラ ム	0.06	0 / 43	不検出	0	0 / 6	不検出
	トルクロホスメチル	0.8	1 / 43	不検出 ~ 0.0045	0	0 / 6	不検出
	フルトラニル	2	24 / 43	不検出 ~ 0.0044	0	0 / 6	不検出
	ベンシクロン	0.4	11 / 43	不検出 ~ 0.0043	0	0 / 6	不検出
	メタラキシル	0.5	2 / 43	不検出 ~ 0.0011	0	0 / 6	不検出
メ プ ロ ニ ル	1	1 / 43	不検出 ~ 0.0008	0	0 / 6	不検出	
殺虫剤	アセフェート	0.8	1 / 43	不検出 ~ 0.0058	0	0 / 6	不検出
	イソキサチオン	0.08	0 / 43	不検出	0	0 / 6	不検出
	イソフェンホス	0.01	0 / 43	不検出	0	0 / 6	不検出
	クロルピリホス	0.04	0 / 43	不検出	0	0 / 6	不検出
	ダイアジノン	0.05	1 / 43	不検出 ~ 0.0003	0	1 / 6	不検出 ~ 0.0003
	トリクロルホン	0.3	0 / 43	不検出	0	0 / 6	不検出
	ピリダフェンチオン	0.02	0 / 43	不検出	0	0 / 6	不検出
	フェニトロチオン	0.03	0 / 43	不検出	0	0 / 6	不検出
除草剤	ア シ ュ ラ ム	2	0 / 43	不検出	0	0 / 6	不検出
	ジ チ オ ビ ル	0.08	1 / 43	不検出 ~ 0.0003	0	0 / 6	不検出
	シ マ ジ ン	0.03	0 / 43	不検出	0	0 / 6	不検出
	テルブカルブ	0.2	5 / 43	不検出 ~ 0.0044	0	0 / 6	不検出
	トリクロピル	0.06	0 / 43	不検出	0	0 / 6	不検出
	ナプロパミド	0.3	0 / 43	不検出	0	0 / 6	不検出
	ピリブチカルブ	0.2	0 / 43	不検出	0	0 / 6	不検出
	ブ タ ミ ホ ス	0.04	0 / 43	不検出	0	0 / 6	不検出
	プロピザミド	0.08	0 / 43	不検出	0	0 / 6	不検出
	ベンスリド	1	1 / 43	不検出 ~ 0.0044	0	0 / 6	不検出
	ベンディメタリン	0.5	0 / 43	不検出	0	0 / 6	不検出
	ベンフルラリン	0.8	0 / 43	不検出	0	0 / 6	不検出
	メコプロップ	0.05	0 / 43	不検出	0	0 / 6	不検出
メチルダイムロン	0.3	0 / 43	不検出	0	0 / 6	不検出	

(注) 検出範囲及び環境庁暫定指導指針値の単位は、mg / ℓ である。

（9）海水浴場の水質検査結果（開浴前）

（平成12年度）

海水浴場名	所在地	検査項目				判定	O-157 調査	
		透明度	化学的酸素要 求量(mg/l)	ふん便性大腸菌群数 (個/100ml)	油膜の 有無			
外輪(頭島)	和気郡日生町頭島	1m以上	0.8	5	無	適(A)	陰性	
宮の下(大多府島)	和気郡日生町大多府	1m以上	1.1	不検出	無	適(AA)	陰性	
牛窓	邑久郡牛窓町牛窓	1m以上	1.4	6	無	適(A)	陰性	
西脇	邑久郡牛窓町鹿忍西脇	1m以上	1.4	不検出	無	適(AA)	陰性	
宝伝	岡山市宝伝	1m以上	3.1	不検出	無	可(B)	陰性	
犬島	岡山市犬島	1m以上	2.8	不検出	無	可(B)	陰性	
出崎	玉野市沼	1m以上	1.2	176	無	可(B)	陰性	
渋川	玉野市渋川	1m以上	1.0	3	無	適(A)	陰性	
六口島	倉敷市下津井六口島	1m以上	1.0	不検出	無	適(AA)	陰性	
大浜	倉敷市大島	1m以上	1.5	41	無	適(A)	陰性	
沙美	東浜	倉敷市玉島黒崎沙美	1m以上	1.9	不検出	無	適(AA)	陰性
	西浜	倉敷市玉島黒崎沙美	1m以上	2.2	不検出	無	可(B)	陰性
白石島	笠岡市白石島西ノ浦	1m以上	0.8	不検出	無	適(AA)	陰性	
北木島	楠	笠岡市北木島町楠	1m以上	0.7	不検出	無	適(AA)	陰性
	下浦	笠岡市北木島町下浦	1m以上	0.8	不検出	無	適(AA)	陰性
真鍋島	笠岡市真鍋島福浦	1m以上	0.9	不検出	無	適(AA)	陰性	
高島	笠岡市高島竹の浜	1m以上	0.8	不検出	無	適(AA)	陰性	

（注）調査は、5月中旬～6月上旬のうち2日実施

ア 判定基準

区分	評価
適	AA 水質が特に良好な海水浴場
	A 水質が良好な海水浴場
可	B 水質Bである海水浴場
	C 水質Cである海水浴場
不適	海水浴場に適さない

(10) 海水浴場位置図



外 (頭 島)	輪	大	浜
宮 (大 多 府 島)	の 下	沙	美 東 浜
牛	窓	沙	美 西 浜
西	脇	白	石 島
宝	伝	北	木 島 楠
犬	島	北	木 島 下 浦
出	崎	真	鍋 島
波	川	高	島
六	口 島		

（11）金剛川流域の土壌の調査結果

（平成12年度）

分析区分	測定項目	カドミウム	ひ素	銅
含有試験 (mg/kg)		0.18～0.32	0.47～1.4	3.2～12
溶出試験 (mg/ℓ)		不検出	不検出	-

（参考）土壌の汚染に係る環境基準

分析区分	測定項目	カドミウム	ひ素	銅
含有試験 (mg/kg)		1（玄米中）	15（土壌中）	125（土壌中）
溶出試験 (mg/ℓ)		0.01	0.01	-

（12）水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

区分	年度	平成6年	7	8	9	10	11	12
日最大排水量が50m ³ 以上		1,222 (477)	1,229 (572)	1,240 (579)	1,201 (575)	1,213 (596)	1,207 (597)	1,202 (604)
	日最大排水量が50m ³ 未満	4,642 (2,980)	4,766 (2,980)	4,794 (2,915)	4,803 (2,952)	4,842 (2,976)	4,876 (3,011)	4,899 (3,042)
合計		5,864 (3,465)	5,995 (3,532)	6,034 (3,494)	6,004 (3,527)	6,055 (3,572)	6,083 (3,608)	6,101 (3,646)

（注）（ ）内は、岡山県立入検査実施対象分以内数

（13）瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の許可件数

区分	年度	平成6年	7	8	9	10	11	12
法第5条（設置）		42	56	26	38	40	49	30
法第8条（変更）		32	31	28	40	48	29	29
届出		79	76	53	78	58	70	79
その他		29	77	32	23	26	26	23
合計		182	241	139	179	172	174	161

（注）平成8年度から岡山市内の事業場は、岡山県の所管から岡山市の所管に変わった。

（ ）他県からの意見照会

（14）岡山県公害防止条例に基づく特定事業場数

区分	年度	平成6年	7	8	9	10	11	12
規制基準の適用されるもの		29 (20)	29 (17)	32 (20)	43 (29)	41 (27)	42 (28)	41 (19)
規制基準の適用されないもの		277 (204)	285 (210)	278 (201)	271 (192)	275 (194)	276 (195)	275 (130)
合計		306 (224)	314 (227)	310 (221)	314 (221)	316 (221)	318 (223)	316 (149)

（ ）日最大排水量が50m³以上（児島湖流域については日平均排水量が20m³以上を含む。）の特定事業場

（注）1（ ）内は、岡山県立入検査実施対象分以内数

2 平成12年度から、倉敷市内の事業場は、岡山県の所管から倉敷市の所管に変わった。

（15）自然海浜保全地区指定状況

名 称	所 在 地	利用区分	整備事業	指定年月日
西脇自然海浜保全地区	邑久郡牛窓町鹿忍	海水浴・つり	公衆便所の設置 (昭和58年度)	昭和57.3.26
宝伝 "	岡山市宝伝	"	養浜事業(昭和57 年度)	"
鉾島 "	玉野市番田	潮干狩り		"
北木島楠 "	笠岡市北木島	海水浴・キャン プ・つり	公衆便所の設置 (昭和57年度)	"
北木島西の浦 "	"	"		"
沙美東 "	倉敷市玉島黒崎	海水浴・つり		昭和58.3.22
前泊海岸 "	邑久郡邑久町福谷	つり・潮干狩り		"
唐琴の浦 "	倉敷市児島唐琴	海水浴・つり		昭和59.3.27
計 8 地 区	4市2町	-	-	-

4 有害化学物質関係

（1）平成12年度ダイオキシン類環境調査結果

大気

（単位：pg-TEQ / m³）

	調 査 地 点		春 期	夏 期	秋 期	冬 期	平 均 値	調 査 主 体
	名 称	所 在 地						
1	玉野市立日比市民センター	玉野市日比	2.0	0.076	0.13	0.28	0.62	岡 山 県
2	瀬戸町役場	瀬戸町瀬戸	0.052	0.081	0.12	0.099	0.088	
3	松江大気測定局	倉敷市松江	0.17	0.13	0.19	0.34	0.21	
4	茂平大気測定局	笠岡市茂平	0.080	0.18	0.078	0.14	0.12	
5	高梁地方振興局	高梁市落合町	0.037	0.024	0.023	0.086	0.043	
6	新見大気測定局	新見市金谷	0.036	0.024	0.031	0.096	0.047	
7	久世町役場	久世町久世	0.054	0.044	0.11	0.032	0.060	
8	津山地方振興局	津山市山下	0.064	0.096	0.42	0.076	0.16	
9	県吉野寮	美作町三倉田	0.052	0.070	0.11	0.077	0.077	
10	南輝大気測定局	岡山市南輝	0.10	0.033	0.041	0.10	0.069	岡 山 市
11	吉備大気測定局	岡山市東花尻	0.070	0.046	0.037	0.050	0.051	
12	国設倉敷大気測定局	倉敷市美和	0.045	0.074	0.046	0.016	0.045	環 境 省

（備考）1 環境基準は、0.6pg-TEQ / m³以下（年間平均値）である。

2 調査時期は、次の表のとおりであり、いずれも24時間連続採取である。

（15）自然海浜保全地区指定状況

名 称	所 在 地	利用区分	整備事業	指定年月日
西脇自然海浜保全地区	邑久郡牛窓町鹿忍	海水浴・つり	公衆便所の設置 (昭和58年度)	昭和57.3.26
宝伝 "	岡山市宝伝	"	養浜事業(昭和57 年度)	"
鉾島 "	玉野市番田	潮干狩り		"
北木島楠 "	笠岡市北木島	海水浴・キャン プ・つり	公衆便所の設置 (昭和57年度)	"
北木島西の浦 "	"	"		"
沙美東 "	倉敷市玉島黒崎	海水浴・つり		昭和58.3.22
前泊海岸 "	邑久郡邑久町福谷	つり・潮干狩り		"
唐琴の浦 "	倉敷市児島唐琴	海水浴・つり		昭和59.3.27
計 8 地 区	4市2町	-	-	-

4 有害化学物質関係

（1）平成12年度ダイオキシン類環境調査結果

大気

（単位：pg-TEQ / m³）

	調 査 地 点		春 期	夏 期	秋 期	冬 期	平 均 値	調 査 主 体
	名 称	所 在 地						
1	玉野市立日比市民センター	玉野市日比	2.0	0.076	0.13	0.28	0.62	岡 山 県
2	瀬戸町役場	瀬戸町瀬戸	0.052	0.081	0.12	0.099	0.088	
3	松江大気測定局	倉敷市松江	0.17	0.13	0.19	0.34	0.21	
4	茂平大気測定局	笠岡市茂平	0.080	0.18	0.078	0.14	0.12	
5	高梁地方振興局	高梁市落合町	0.037	0.024	0.023	0.086	0.043	
6	新見大気測定局	新見市金谷	0.036	0.024	0.031	0.096	0.047	
7	久世町役場	久世町久世	0.054	0.044	0.11	0.032	0.060	
8	津山地方振興局	津山市山下	0.064	0.096	0.42	0.076	0.16	
9	県吉野寮	美作町三倉田	0.052	0.070	0.11	0.077	0.077	
10	南輝大気測定局	岡山市南輝	0.10	0.033	0.041	0.10	0.069	岡 山 市
11	吉備大気測定局	岡山市東花尻	0.070	0.046	0.037	0.050	0.051	
12	国設倉敷大気測定局	倉敷市美和	0.045	0.074	0.046	0.016	0.045	環 境 省

（備考）1 環境基準は、0.6pg-TEQ / m³以下（年間平均値）である。

2 調査時期は、次の表のとおりであり、いずれも24時間連続採取である。

	調査地点	春 期	夏 期	秋 期	冬 期
1	玉野市立日比市民センター	H.12.5.22～23	H.12.8.21～22	H.12.12. 4～ 5	H.13. 2. 5～ 6
2	瀬戸町役場	H.12.5.25～26	H.12.8.24～25	H.12.12. 7～ 8	H.13. 2. 8～ 9
3	松江大気測定局	H.12.5.22～23	H.12.8.21～22	H.12.12. 4～ 5	H.13. 2. 5～ 6
4	茂平大気測定局	H.12.5.22～23	H.12.8.21～22	H.12.12. 4～ 5	H.13. 2. 5～ 6
5	高梁地方振興局	H.12.5.23～24	H.12.8.22～23	H.12.12. 5～ 6	H.13. 2. 6～ 7
6	新見大気測定局	H.12.5.23～24	H.12.8.23～24	H.12.12. 5～ 6	H.13. 2. 6～ 7
7	久世町役場	H.12.5.23～24	H.12.8.23～24	H.12.12. 5～ 6	H.13. 2. 6～ 7
8	津山地方振興局	H.12.5.25～26	H.12.8.24～25	H.12.12. 7～ 8	H.13. 2. 8～ 9
9	県吉野寮	H.12.5.25～26	H.12.8.24～25	H.12.12. 7～ 8	H.13. 2. 8～ 9
10	南輝大気測定局	H.12.5.29～30	H.12.8. 2～ 3	H.12.11.16～17	H.13. 2.19～20
11	吉備大気測定局	H.12.5.29～30	H.12.8. 2～ 3	H.12.11.16～17	H.13. 2.19～20
12	国設倉敷大気測定局	H.13.3. 5～ 6	H.12.8.23～24	H.12.10.17～18	H.12.12.11～12

公共用水域

単位〔水質：pg-TEQ/ℓ〕
底質：pg-TEQ/g〕

	調査地点		水 質		底 質		調査主体	
	水 域 名	地 点 名	試料採取日	結 果	試料採取日	結 果		
1	河	高梁川上流	一中橋	H.12. 9.21	0.077	-	岡山県	
2		高梁川中流	中井橋	H.12. 9.27	0.076	H.12. 9.27	0.22	岡山県
3		高梁川下流	霧橋	H.12.10.30、31	0.17	H.12.10.30	3.3	国土交通省
4		西川	布原橋	H.12. 9.21	0.070	-	岡山県	
5		小坂部川	巖橋	H.12. 9.21	0.073	-	岡山県	
6		有漢川	幅見橋	H.12. 9.27	0.070	-	岡山県	
7		成羽川	神崎橋	H.12. 9.27	0.080	H.12. 9.27	1.7	岡山県
8		小田川上流	猪原橋	H.12. 9.26	0.075	-	岡山県	
9		美山川	栄橋	H.12. 9.26	0.093	-	岡山県	
10		里見川	鴨方川合流点	H.12. 9.26	0.25	H.12. 9.26	0.35	岡山県
11	旭川	旭川上流	湯原ダム	H.12. 9.25	0.067	H.12. 9.25	7.2	岡山県
12		旭川中流	落合橋	H.12. 9.25	0.10	H.12. 9.25	0.35	岡山県
13			乙井手堰	H.12.10.30、31	0.14	H.12.10.30	0.39	国土交通省
14		新庄川	大久奈橋	H.12. 9.25	0.12	-	岡山県	
15		百間川	清内橋	H.12.10.30、31	0.36	H.12.10.30	0.93	国土交通省
16		砂川	新橋	H.12. 9.29	0.22	H.12. 9.29	1.8	岡山県
17		吉井川	吉井川上流	嵯峨堰	H.12. 9.28	0.16	-	岡山県
18	吉井川中・下流		周匝大橋	H.12. 9.28	0.074	H.12. 9.28	0.39	岡山県
19			熊山橋	H.12.10.30、31	0.18	H.12.10.30	0.73	国土交通省
20	加茂川		加茂川橋	H.12. 9.28	0.083	-	岡山県	
21	梶並川		滝村堰	H.12.10. 2	0.20	-	岡山県	
22	滝川		三星橋	H.12.10. 2	0.16	H.12.10. 2	1.7	岡山県
23	吉野川	鷲湯橋	H.12.10. 2	0.15	-	岡山県		
24	笹ヶ瀬川	足守川上流	高塚橋	H.12.10.17	0.096	H.12.10.17	0.44	岡山市
25		足守川下流	入江橋	H.12.10.17	0.41	H.12.10.17	0.99	岡山市
26		笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬橋	H.12.10.17	0.33	H.12.10.17	11	岡山市

	調査地点		水質		底質		調査主体	
	水域名	地点名	試料採取日	結果	試料採取日	結果		
27	河川	倉敷川	入船橋	H.12.10.17	0.22	H.12.10.17	1.6	岡山県
28			新田橋	H.12.10.17	0.31	H.12.10.17	68	倉敷市
29			下灘橋	H.12.10.17	0.39	H.12.10.17	130	倉敷市
30			粒栄橋	H.12.10.17	0.65	H.12.10.17	10	倉敷市
31			稔橋	H.12.10.17	0.33	H.12.10.17	4.0	岡山市
32			倉敷川橋	H.12.10.17	0.49	H.12.10.17	8.9	岡山市
33			倉敷川及び妹尾川合流点	H.12.10.17	0.56	H.12.10.17	0.81	岡山市
34		吉岡川	明渡橋	H.12.10.17	0.36	H.12.10.17	31	倉敷市
35			粒江橋	H.12.10.17	0.37	H.12.10.17	50	岡山県
36		六間川	桜橋	H.12.10.17	0.53	H.12.10.17	29	岡山県
37		郷内川	新藤戸橋	H.12.10.17	0.59	H.12.10.17	18	岡山県
38		妹尾川	妹尾川国道30号線下	H.12.10.17	0.66	H.12.10.17	11	岡山市
39		高屋川	滝山堰	H.12. 9.26	0.25	H.12. 9.26	0.30	岡山県
40		伊里川	浜の川橋	H.12. 9.29	0.074	H.12. 9.29	0.95	岡山県
51	湖沼	児島湖	湖心	H.12.10.17	0.90	H.12.10.17	1.7	岡山市
52			樋門	H.12.10.17	0.53	H.12.10.17	2.1	岡山市
71	海域	玉島港区	玉島港奥部	H.12.11. 7	0.074	H.12.11. 7	8.9	岡山県
72		水島港区	水島港口部	H.12.11. 7	0.075	H.12.11. 7	5.6	岡山県
73		水島地先海域(甲)	玉島港沖合	H.12.11. 7	0.071	H.12.11. 7	2.1	岡山県
74			上水島北	H.12.11. 7	0.068	H.12.11. 7	0.17	岡山県
75			濃地諸島東	H.12.11. 7	0.067	H.12.11. 7	0.32	岡山県
76		水島地先海域(乙)	網代諸島沖	H.12.11. 7	0.069	H.12.11. 7	0.58	岡山県
77		児島湾(甲)	同和鉱業沖	H.12.10.18	0.33	H.12.10.18	9.4	岡山市
78		児島湾(乙)	旭川河口部	H.12.10.18	0.29	H.12.10.18	6.4	岡山市
79			吉井川河口部	H.12.10.18	0.15	H.12.10.18	1.2	岡山市
80			横樋沖	H.12.10.18	0.10	H.12.10.18	3.1	岡山市
81			九幡沖	H.12.10.18	0.11	H.12.10.18	5.5	岡山市
82			阿津沖	H.12.10.18	0.16	H.12.10.18	7.2	岡山市
83			向小串沖	H.12.10.18	0.11	H.12.10.18	4.2	岡山市
84		児島湾(丙)	別荘沖	H.12.10.18	0.063	H.12.10.18	6.6	岡山市
85			児島湾口沖	H.12.10.18	0.090	H.12.10.18	1.9	岡山市
86			波張崎南	H.12.10.12	0.075	H.12.10.12	1.5	岡山県
87			出崎東沖	H.12.10.12	0.071	H.12.10.12	1.4	岡山県
88		備讃瀬戸	神島御崎沖	H.12.10.16	0.069	H.12.10.16	2.9	岡山県
89			青佐鼻沖	H.12.10.16	0.10	H.12.10.16	8.6	岡山県
90	北木島布越崎北		H.12.10.16	0.068	H.12.10.16	3.6	岡山県	
91	久須美鼻東		H.12.11. 7	0.067	H.12.11. 7	0.11	岡山県	
92		大槌島北	H.12.10. 6	0.080	H.12.10. 6	0.088	岡山県	
93	牛窓地先海域	錦海湾	H.12.10.11	0.15	H.12.10.11	6.0	岡山県	
94		前島南西	H.12.10.11	0.070	H.12.10.11	4.8	岡山県	
95	播磨灘北西部	長島西南沖	H.12.10.11	0.071	H.12.10.11	6.5	岡山県	
96		大多府島東南沖	H.12.10. 3	0.16	H.12.10. 3	8.1	岡山県	
97		鹿久居島東沖	H.12.10. 3	0.14	H.12.10. 3	9.4	岡山県	

- (備考) 1 水質の環境基準は、1pg-TEQ/ℓ以下(年間平均値)である。
2 底質の環境基準は、定められていない。
3 27~38は、倉敷川水域ダイオキシン類追跡調査結果と同じである。

地下水質

（単位：pg-TEQ / ℓ）

	調査地点	試料採取日	結果	調査主体
1	倉敷市八王子町地内	H.12.11. 1	0.065	岡山県
2	倉敷市亀島地内	H.12.11. 1	0.068	
3	玉野市長尾地内	H.12.10.30	0.075	
4	玉野市宇野地内	H.12.10.30	0.066	
5	邑久町虫明地内	H.12.10.30	0.066	
6	御津町中山地内	H.12.10.30	0.074	
7	加茂川町下加茂地内	H.12.10.30	0.066	
8	山陽町西中地内	H.12.10.31	0.065	
9	吉井町平山地内	H.12.10.31	0.065	
10	吉永町都留岐地内	H.12.10.31	0.066	
11	和気町吉田地内	H.12.10.31	0.067	
12	総社市新本地内	H.12.11. 1	0.066	
13	船穂町船穂地内	H.12.11. 1	0.065	
14	早島町早島地内	H.12.11. 1	0.066	
15	笠岡市走出地内	H.12.11. 6	0.066	
16	笠岡市大島中地内	H.12.11. 6	0.066	
17	井原市井原町地内	H.12.11. 6	0.065	
18	矢掛町宇内地内	H.12.11. 6	0.067	
19	備中町布賀地内	H.12.11. 9	0.065	
20	高梁市落合町阿部地内	H.12.11. 9	0.066	
21	賀陽町北地内	H.12.11. 9	0.066	
22	北房町上中津井地内	H.12.11. 9	0.066	
23	大佐町上刑部地内	H.12.11. 8	0.065	
24	新見市上市地内	H.12.11. 8	0.065	
25	新見市井倉地内	H.12.11. 8	0.065	
26	哲多町矢戸地内	H.12.11. 8	0.065	
27	勝山町神代地内	H.12.11.13	0.080	
28	落合町田原山上地内	H.12.11.13	0.065	
29	久世町草加部地内	H.12.11.13	0.065	
30	八束村上長田地内	H.12.11.13	0.065	
31	旭町西川地内	H.12.11.16	0.066	
32	久米町桑下地内	H.12.11.14	0.066	
33	中央町原田地内	H.12.11.14	0.066	
34	津山市日上地内	H.12.11.16	0.065	
35	津山市高野本郷地内	H.12.11.16	0.066	
36	柵原町吉ヶ原地内	H.12.11.16	0.067	
37	勝北町新野東地内	H.12.11.15	0.065	
38	勝田町真加部地内	H.12.11.15	0.065	
39	作東町豆田地内	H.12.11.15	0.065	
40	作東町土居地内	H.12.11.15	0.068	
41	岡山市富吉地内	H.12.10.31	0.18	
42	岡山市松尾地内	H.12.10.31	0.25	
43	岡山市菅野地内	H.12.10.31	0.13	
44	岡山市三野地内	H.12.10.30	0.30	
45	岡山市沢田地内	H.12.10.30	0.22	
46	岡山市旭東町地内	H.12.10.30	0.23	

（備考）環境基準は、1pg-TEQ / ℓ 以下（年間平均値）である。

土壌

(単位: pg-TEQ/g)

	調 査 地 点		試料採取日	結 果	調査主体
	名 称	所 在 地			
1	祐安公園	倉敷市祐安1341-16	H.12.10.18	0.41	岡 山 県
2	古新田南公園	倉敷市福田町古新田693-6	H.12.10.18	4.3	
3	玉野市立第二日比小学校	玉野市明神町1-1	H.12.10.10	0.029	
4	中央公園	玉野市宇野1-25	H.12.10.10	4.6	
5	邑久町立裳掛小学校	邑久町虫明2	H.12.10.10	0.059	
6	御津町立御津中学校	御津町字垣1227	H.12.10.10	0.0016	
7	加茂川町立津賀小学校	加茂川町上加茂2281-1	H.12.10.10	0.028	
8	山陽町民グラウンド	山陽町下市325-1	H.12.10.13	0.082	
9	岡山県自然保護センター	佐伯町田賀730	H.12.10.13	1.9	
10	八塔寺国際交流ヴィラ	吉永町加賀美1193	H.12.10.13	4.3	
11	和気町藤公園駐車場	和気町藤野1199-1	H.12.10.13	0.018	
12	総社市立新本小学校	総社市新本7288	H.12.10.18	0.057	
13	船穂町民会館横駐車場	船穂町船穂1717-1外	H.12.10.18	0.016	
14	早島町産業課農業倉庫	早島町前漏590-1外	H.12.10.18	0.11	
15	笠岡市立北川小学校	笠岡市走出4102-1	H.12.10.19	0.00050	
16	笠岡市立大島中学校	笠岡市大島中7291-1	H.12.10.19	0.068	
17	立戸公園	井原市西江原町2944	H.12.10.19	0.00075	
18	宗導神社	矢掛町宇内154	H.12.10.19	4.2	
19	やすらぎの里多目的広場	備中町布賀3606-1	H.12.10.20	0.00055	
20	高梁市立落合小学校	高梁市落合町阿部1686	H.12.10.20	0.00060	
21	賀陽町立大和中学校	賀陽町宮地873	H.12.10.20	0.026	
22	北房町立中津井小学校	北房町下中津井505	H.12.10.20	0.015	
23	大佐町立淳和小学校	大佐町上刑部1357	H.12.10.23	0.028	
24	新見市立上市小学校	新見市上市217	H.12.10.23	0.016	
25	新見市立井倉小学校	新見市井倉450	H.12.10.23	0.00076	
26	哲多町立萬歳小学校	哲多町矢戸656	H.12.10.23	0.00045	
27	神代へき地保育所	勝山町神代913	H.12.10.24	0.00097	
28	落合町立木山小学校	落合町下方1380	H.12.10.24	0.016	
29	久世町立草加部小学校	久世町草加部509	H.12.10.24	0.076	
30	蒜山高原スポーツ公園多目的グラウンド	八束村上長田2300-1	H.12.10.24	0.037	
31	旧旭町立第3小学校	旭町西川846	H.12.10.26	0.015	
32	久米町立倭文保育所	久米町里公文1678-1	H.12.10.26	0.090	
33	中央町運動公園	中央町原田2152-1	H.12.10.26	0.012	
34	日上遊園地	津山市日上1160	H.12.10.26	2.0	
35	津山市立高野小学校	津山市高野本郷1325	H.12.10.26	0.013	
36	柵原共同福祉施設	柵原町吉ヶ原838	H.12.10.26	0.0021	
37	勝北町スポーツ公園多目的広場	勝北町西下1100-1	H.12.10.27	0.099	
38	勝田町立勝田小学校	勝田町真加部1366	H.12.10.27	0.0087	
39	作東町立粟井小学校	作東町小野530	H.12.10.27	0.032	
40	作東町立土居小学校	作東町土居203	H.12.10.27	0.041	
41	公園	岡山市芳賀	H.12.10.31	0.041	岡 山 市
42	公園	岡山市今岡	H.12.10.31	3.8	
43	公園	岡山市吉宗	H.12.10.31	0.084	
44	公園	岡山市八幡東町	H.12.10.31	0.58	
45	公園	岡山市住吉町	H.12.10.31	2.0	
46	公園	岡山市桑野	H.12.10.31	0.85	

(備考) 環境基準は、1,000pg-TEQ/g以下である。

（2）平成12年度倉敷川水域ダイオキシン類追跡調査結果

調査の目的

環境省が、平成10～11年度に実施した水質調査で、倉敷川水域において、水質で環境基準を超過するダイオキシン類が検出されるとともに、底質で比較的高い濃度のダイオキシン類が検出された。

このため、県では、岡山市及び倉敷市と連携し、同水域12地点において追跡調査を実施した。

調査の結果

単位 { 水質 : pg-TEQ / ℓ }
底質 : pg-TEQ / g }

河川名	地点名	調査機関	調査結果	
			水質	底質
倉敷川	入船橋	岡山県	0.22	1.6
	新田橋	倉敷市	0.31	68
	下灘橋	倉敷市	0.39	130
	粒栄橋	倉敷市	0.65	10
	稔橋	岡山市	0.33	4.0
	倉敷川橋	岡山市	0.49	8.9
	倉敷川及び妹尾川合流点	岡山市	0.56	0.81
吉岡川	明渡橋	倉敷市	0.36	31
	粒江橋	岡山県	0.37	50
六間川	桜橋	岡山県	0.53	29
郷内川	新藤戸橋	岡山県	0.59	18
妹尾川	妹尾川国道30号線下	岡山市	0.66	11

（備考）1 試料採取日は、平成12年10月17日である。

2 水質の環境基準は、1pg-TEQ / ℓ である。

3 底質の環境基準は、定められていない。

結果の評価

ア 水質については、全調査地点で環境基準値を下回った。

イ 底質については、環境省が過去2年間に実施した調査の結果とほぼ同様のレベルで検出されており、大きな変動は見られなかった。

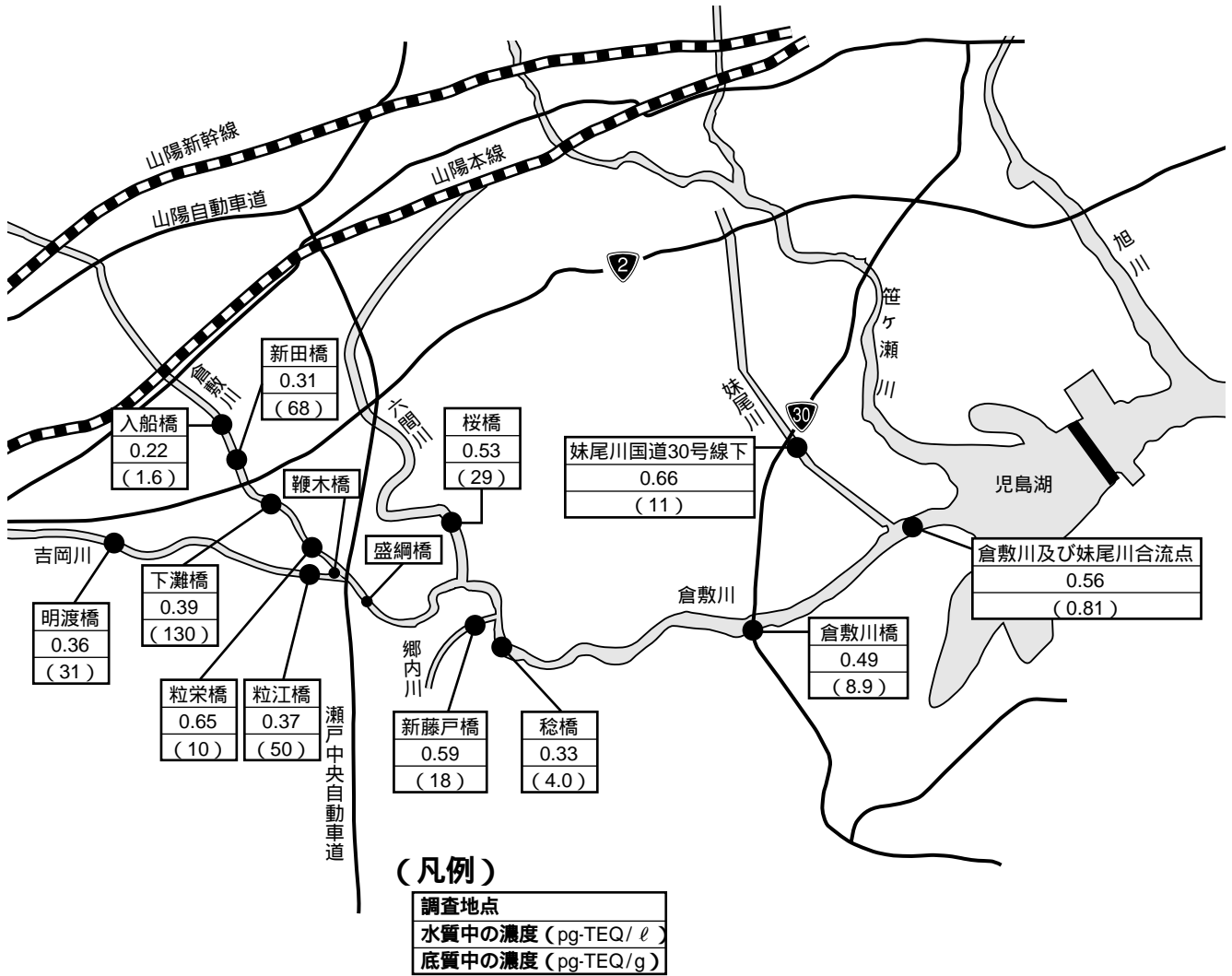
今後の対応

ア 平成12年度に引き続き、県、岡山市、倉敷市の関係行政機関による検討会を開催し、環境データ等情報の収集及び整理を行う。

イ 引き続き岡山市及び倉敷市と連携を図りながら、倉敷川水域におけるダイオキシン類の存在状況を追跡調査する。

ウ 専門の学識経験者を加えた専門委員会を設置して、水質等調査結果の解析や発生源等の詳細な調査を実施し、原因の究明に努める。

平成12年度倉敷川水域におけるダイオキシン類追跡調査結果



（3）平成12年度有害大気汚染物質環境調査結果

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

調査主体 測定地点 物質名	岡 山 県				岡 山 市		倉 敷 市		環境基準
	長津大気 測定局	茂平大気 測定局	津山地方 振興局	玉野市立 日比市民 センター	南輝大気 測定局	吉備大気 測定局	国設倉敷 大気測定局	松江大気 測定局	
アクリロニトリル	0.081	0.033	0.036	0.046	0.49	0.25	0.072	1.0	
	0.011	0.011	0.011	-	0.33	0.14	0.12	0.58	
アセトアルデヒド	2.2	3.3	2.6	2.0	2.7	2.5	2.6	3.0	
	3.5	2.5	2.8	-	2.6	2.3	4.9	6.4	
塩化ビニルモノマー	0.062	0.037	0.020	0.093	0.12	0.094	0.059	0.91	
	0.10	0.034	0.013	-	0.15	0.10	0.10	0.69	
クロロホルム	0.17	0.14	0.14	0.19	0.38	0.27	0.14	0.30	
	0.14	0.12	0.12	-	0.32	0.25	0.16	0.20	
1,2-ジクロロエタン	0.20	0.12	0.098	0.20	0.24	0.21	0.20	1.5	
	0.17	0.11	0.070	-	0.26	0.21	0.16	1.6	
ジクロロメタン	0.94	0.78	2.0	0.62	1.1	0.93	1.2	1.0	
	1.0	0.74	1.2	-	1.3	1.1	1.4	1.2	
水銀	0.0022	0.0021	0.0020	0.0042	0.0029	0.0026	0.0023	0.0030	
	0.0019	0.0016	0.0018	-	0.0045	0.0035	0.0061	0.0064	
テトラクロロエチレン	0.15	0.098	0.086	0.14	0.38	0.33	0.27	0.56	200以下
	0.18	0.11	0.073	-	0.28	0.19	0.30	0.68	
トリクロロエチレン	0.20	0.12	0.35	0.11	0.41	0.45	0.34	1.0	200以下
	0.26	0.27	0.26	-	0.32	0.28	0.36	2.7	
ニッケル	0.0045	0.0055	0.0038	0.0061	0.0065	0.0055	0.0068	0.047	
	0.0025	0.0014	0.00086	-	0.0064	0.0064	0.0052	0.038	
ヒ素	0.0017	0.0018	0.0013	0.0034	0.0061	0.0049	0.0042	0.0055	
	0.0013	0.00082	0.00085	-	0.0027	0.0020	0.0026	0.0045	
1,3-ブタジエン	0.38	0.12	0.18	0.11	0.35	0.40	0.23	0.54	
	0.38	0.14	0.22	-	0.35	0.35	0.26	0.35	
ベリリウム	0.00016	0.00016	0.00010	0.00012	0.000038	0.000047	0.000051	0.000073	
	0.00012	0.000077	0.000069	-	0.000029	0.000029	0.000024	0.000039	
ベンゼン	2.8	2.2	1.6	1.6	2.7	2.7	2.7	7.8	3以下
	2.8	1.8	1.4	-	3.1	2.9	2.5	8.3	
ベンゾ(a)ピレン	0.00066	0.0013	0.00033	0.00040	0.00048	0.00044	0.00055	0.0027	
	0.00058	0.00041	0.00023	-	0.00060	0.00043	0.00050	0.0013	
ホルムアルデヒド	2.5	4.0	2.6	2.6	3.9	3.4	3.4	3.4	
	4.2	2.7	3.2	-	3.3	3.3	3.0	3.0	
マンガン	0.056	0.050	0.013	0.026	0.042	0.042	0.11	0.16	
	0.054	0.019	0.0067	-	0.036	0.030	0.062	0.16	
クロム	0.0036	0.0043	0.0011	0.0018	0.0065	0.0062	0.011	0.035	
	0.0018	0.0015	0.0011	-	0.0064	0.0041	0.0075	0.050	
酸化エチレン	-	-	-	-	0.041	0.030	0.072	0.059	
	-	-	-	-	-	-	-	-	

- （備考）1 「平成12年度調査結果」を上段に示し、また、下段に「平成11年度調査結果」を示した。
2 水銀の岡山県における調査結果は、4回/年の測定値の平均である。
3 ジクロロメタンについては平成13年4月20日に環境基準（ $150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）が設定されている。

（４）ベンゼン実測調査結果

事業所	ベンゼン排出施設の排出口		事業所の敷地境界	
	回数	調査結果	地点	調査結果
A	1	1,200 mg/m ³	1	8.4 μg/m ³
	2	990 mg/m ³	2	18 μg/m ³
	3	1,200 mg/m ³	3	23 μg/m ³
	-	-	4	2.8 μg/m ³
B	1	13 mg/m ³	1	< 1.9 μg/m ³
	-	-	2	< 1.9 μg/m ³
	-	-	3	< 1.9 μg/m ³
	-	-	4	44 μg/m ³
C	1	1,300 mg/m ³	1	< 1.9 μg/m ³
	2	1,700 mg/m ³	2	4.0 μg/m ³
	-	-	3	< 1.9 μg/m ³
	-	-	4	< 1.9 μg/m ³
D	1	11,000 mg/m ³	1	1.9 μg/m ³
	2	6,400 mg/m ³	2	3.7 μg/m ³
	-	-	3	11 μg/m ³
	-	-	4	2.0 μg/m ³

- （備考）1 A、C及びDの各事業所におけるベンゼン排出施設の排出口における調査は、同一施設において複数回実施したものである。
 2 事業所の敷地境界における調査は、原則として事業所の4方位の各1地点において実施したものである。

（５）平成12年度環境ホルモン実態調査結果

調査の目的

人や野生生物の内分泌作用を攪乱する化学物質（いわゆる環境ホルモン）及びその疑いのある物質等について、その環境中の存在状況を把握していくことは、今後の調査研究や対策の検討を進めていく上で重要である。

このため、県では、平成11年度から公共用水域（水質及び底質）において本調査を実施している。

調査の内容

- ア 調査物質 別表1に示す24物質（群）
 イ 調査地点 別図に示す20地点（河川16地点、湖沼1地点、海域3地点）
 ウ 調査媒体 水質（20地点）、底質（9地点）
 エ 調査頻度 年1回（試料採取：平成12年10月4日～16日）
 オ 分析機関 岡山県環境保健センター

調査結果の概要

調査を実施した24物質（群）のうち、水質からは8物質、底質からは16物質が検出された。

物質名	水 質		底 質	
	検出地点数	検出濃度範囲 ($\mu\text{g}/\ell$)	検出地点数	検出濃度範囲 ($\mu\text{g}/\text{kg}$)
ポリ塩化ビフェニール類 (PCB)	3	不検出～0.0003	9	0.05～19
トリブチルスズ	0	不検出	4	不検出～14
トリフェニルスズ	0	不検出	3	不検出～1.8
アルキルフェノール類 (C5～C9)				
4-t-オクチルフェノール	0	不検出	1	不検出～24
ノニルフェノール	3	不検出～0.16	2	不検出～910
アルキルフェノール類 (C4)				
4-t-ブチルフェノール	0	不検出	1	不検出～5
ベンゾ(a)ピレン	7	不検出～0.0052	5	不検出～99
ベンゾフェノン	4	不検出～0.008	1	不検出～1.7
ビスフェノールA	5	不検出～0.16	3	不検出～36
フタル酸ジ-n-ブチル	0	不検出	3	不検出～470
フタル酸ブチルベンジル	0	不検出	2	不検出～160
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	8	不検出～2.9	4	不検出～13000
フタル酸ジシクロヘキシル	0	不検出	1	不検出～20
アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	0	不検出	1	不検出～29
スチレンの2量体及び3量体				
スチレンの3量体	2	不検出～0.0005	6	不検出～11
17-エストラジオール	3	不検出～0.003	9	0.059～1.1

- (備考) 1 「不検出」とは、検出限界値未満のことである。
 2 地点別の調査結果は、別表2のとおり。
 3 平成11年度調査結果及び全国調査結果との比較は、別表3のとおり。

評価等

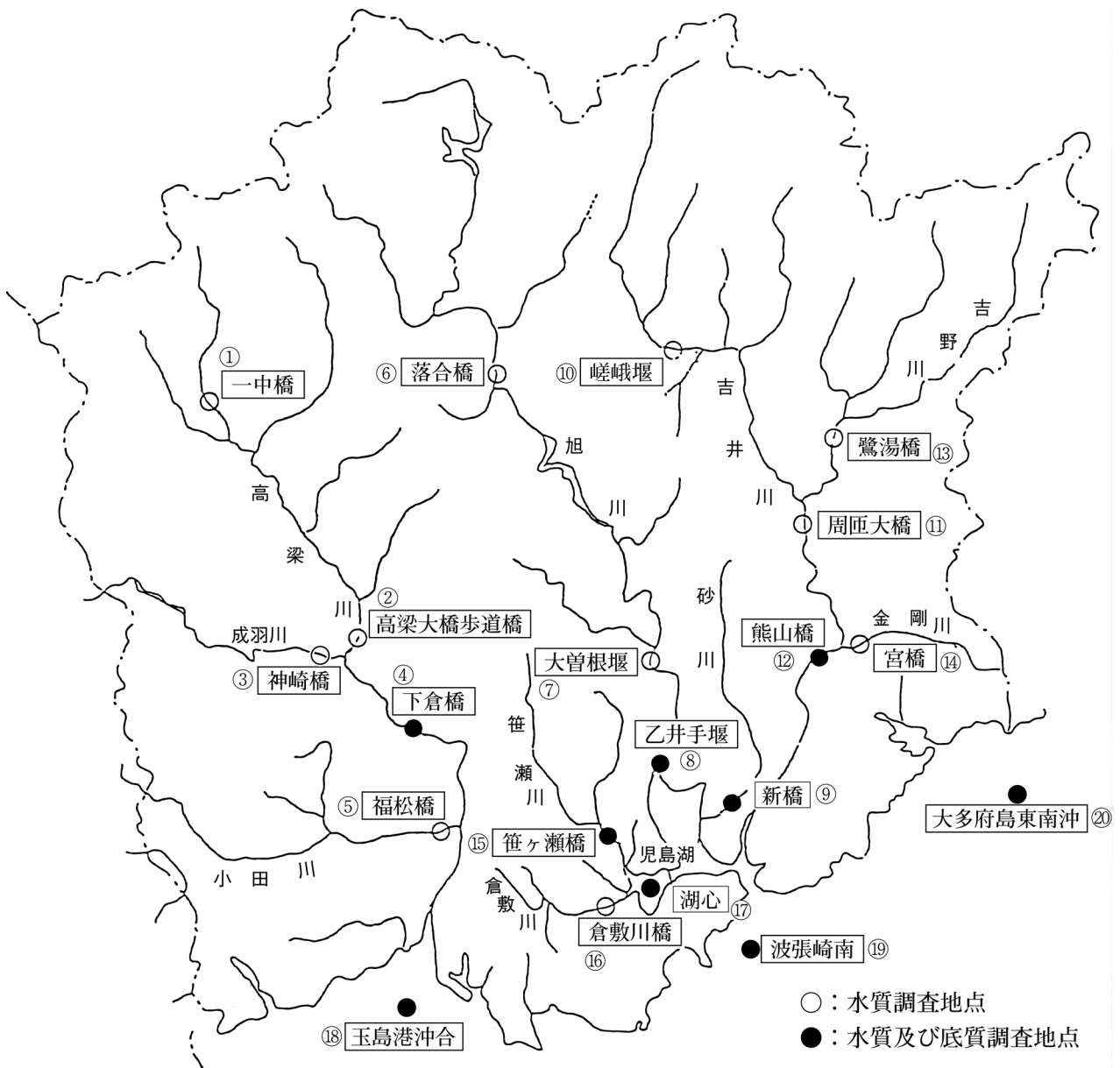
ア 化学物質による内分泌攪乱作用の程度やメカニズムは未解明な部分が多く、評価を行える状況にはないが、今回の調査結果は、環境ホルモンの疑いのある物質については、全国調査結果の範囲内であった。

イ 県では、調査体制の充実や調査の継続によりデータの蓄積を図るとともに、新たな知見の収集に努め、対応を検討していくこととしている。

(参考)

- ・分析方法：「外因性内分泌攪乱化学物質調査暫定マニュアル（水質、底質、水生生物）」（平成10年10月環境庁水質保全局水質規制課）
- ・ μg （マイクログラム）：100万分の1グラム、0.000001g

別図 環境ホルモン等実態調査地点図



高梁川上流：一中橋	旭川下流：乙井手堰	笹ヶ瀬川：笹ヶ瀬橋
高梁川中流：高梁大橋歩道橋	砂川：新橋	倉敷川：倉敷川橋
成羽川：神崎橋	吉井川上流：嵯峨堰	児島湖：湖心
高梁川下流：下倉橋	吉井川中流：周匝大橋	水島地先海域：玉島港沖合
小田川：福松橋	吉井川下流：熊山橋	児島湾：波張崎南
旭川上流：落合橋	吉野川：鷺湯橋	播磨灘北西部：大多府島東南沖
旭川中流：大曾根堰	金剛川：宮橋	

別表1 環境ホルモン等実態調査対象物質

No.	SPEED '98	物質名	用途
1	2	ポリ塩化ビフェニール類(PCB)	熱媒体、ノンカーボン紙、電気製品
2	3	ポリ臭化ビフェニール類(PBB)	難燃剤
3	33	トリブチルスズ	船底塗料、漁網の防汚剤
4	34	トリフェニルスズ	船底塗料、漁網の防汚剤
5	36	アルキルフェノール類(C5～C9) 4-n-ベンチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-n-ヘプチルフェノール 4-n-オクチルフェノール 4-t-オクチルフェノール ノニルフェノール	界面活性剤の原料、分解生成物
	-	アルキルフェノール類(C4) 4-n-ブチルフェノール 4-t-ブチルフェノール	
6	37	ビスフェノールA	樹脂の原料
7	38	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	プラスチックの可塑剤
8	39	フタル酸ブチルベンジル	プラスチックの可塑剤
9	40	フタル酸ジ-n-ブチル	プラスチックの可塑剤
10	41	フタル酸ジシクロヘキシル	プラスチックの可塑剤
11	42	フタル酸ジエチル	プラスチックの可塑剤
12	43	ベンゾ(a)ピレン	非意図的生成物
13	44	2,4-ジクロロフェノール	染料の中間体
14	45	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	プラスチックの可塑剤
15	46	ベンゾフェノン	医薬品合成原料
16	47	4-ニトロトルエン	2,4-ジニトロトルエンなどの中間体
17	48	オクタクロロスチレン	有機塩素系化合物の副生成物
18	63	フタル酸ジベンチル	プラスチックの可塑剤
19	64	フタル酸ジヘキシル	プラスチックの可塑剤
20	65	フタル酸ジプロピル	プラスチックの可塑剤
21	-	スチレンの2量体及び3量体	スチレン樹脂の未反応物
22	-	n-ブチルベンゼン	合成中間体、液晶製造用
23	-	スチレンモノマー	プラスチック原料
24	-	17-エストラジオール	人畜由来の女性ホルモン

(備考)「SPEED '98」とは、「内分泌攪乱化学物質問題への環境庁の対応方針について 環境ホルモン戦略計画SPEED '98 (環境庁 1998年5月、2000年11月版)」の略称である。

別表３ 平成11年度調査結果及び全国調査結果との比較

(1) 水質

(単位：μg/ℓ)

No.	化学物質名	平成12年度岡山県調査			平成11年度岡山県調査			(参考)全国調査結果		
		検出頻度	最大値	検出限界値	検出頻度	最大値	検出限界値	検出頻度	最大値	検出限界値
1	ポリ塩化ビフェニール類(PCB)	3/20	0.0003	0.0001	0/15	不検出	0.0001	407/ 598	40	0.00001
2	ポリ臭化ビフェニール類(PBB)	0/20	不検出	0.0001	0/15	不検出	0.001	0/ 585	不検出	0.001
3	トリブチルスズ	0/20	不検出	0.003	0/15	不検出	0.003	52/ 598	0.09	0.002
4	トリフェニルスズ	0/20	不検出	0.001	0/15	不検出	0.001	2/ 598	0.004	0.001
5	アルキルフェノール類(C5～C9)									
	4-t-オクチルフェノール	0/20	不検出	0.01	1/15	0.01	0.01	263/1111	13	0.01
	ノニルフェノール	3/20	0.16	0.03	2/15	0.19	0.05	543/1111	21	0.05
6	アルキルフェノール類(C4)									
	4-t-ブチルフェノール	0/20	不検出	0.01	0/15	不検出	0.01	111/ 575	0.87	0.01
7	ビスフェノールA	5/20	0.16	0.01	6/15	0.36	0.01	595/1111	1.7	0.01
8	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	8/20	2.9	0.2	9/15	0.79	0.3	409/1111	9.9	0.3
9	フタル酸ブチルベンジル	0/20	不検出	0.2	0/15	不検出	0.2	7/1111	3.1	0.1
10	フタル酸ジ-n-ブチル	0/20	不検出	0.2	1/15	0.31	0.3	138/1111	2.3	0.3
11	フタル酸ジシクロヘキシル	0/20	不検出	0.2	0/15	不検出	0.2	0/ 585	不検出	0.1
12	フタル酸ジエチル	0/20	不検出	0.2	0/15	不検出	0.2	14/ 607	1.1	0.1
13	ベンゾ(a)ピレン	7/20	0.0052	0.0004	0/15	不検出	0.01	8/ 607	0.02	0.01
14	2,4-ジクロロフェノール	0/20	不検出	0.01	0/15	不検出	0.01	64/ 585	0.2	0.01
15	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	0/20	不検出	0.1	0/15	不検出	0.3	214/1111	1.8	0.01
16	ベンゾフェノン	4/20	0.008	0.001	2/15	0.03	0.01	104/ 585	0.17	0.01
17	4-ニトロトルエン	0/20	不検出	0.0004	0/15	不検出	0.01	13/ 585	0.63	0.01
18	オクタクロロスチレン	0/20	不検出	0.00002	0/15	不検出	0.01	0/ 585	不検出	0.01
19	フタル酸ジベンチル	0/20	不検出	0.2	0/15	不検出	0.2	0/ 585	不検出	0.1
20	フタル酸ジヘキシル	0/20	不検出	0.5	0/15	不検出	0.5	0/ 585	不検出	0.1
21	フタル酸ジプロピル	0/20	不検出	0.2	0/15	不検出	0.2	0/ 585	不検出	0.1
21	スチレンの2量体及び3量体									
	スチレンの2量体	0/20	不検出	0.0002	0/15	不検出	0.01	6/ 860	0.06	0.01
	スチレンの3量体	2/20	0.0005	0.0002	0/15	不検出	0.01	10/ 860	0.3	0.01
22	n-ブチルベンゼン	0/20	不検出	0.01	0/15	不検出	0.01	2/ 585	0.02	0.01
23	スチレンモノマー	0/20	不検出	0.01	0/15	不検出	0.01	71/ 858	1	0.01
24	17-エストラジオール	3/20	0.003	0.001	0/15	不検出	0.001	779/1119	0.041	0.0001

(2) 底質

(単位：μg/kg)

No.	化学物質名	平成12年度岡山県調査			平成11年度岡山県調査			(参考)全国調査結果		
		検出頻度	最大値	検出限界値	検出頻度	最大値	検出限界値	検出頻度	最大値	検出限界値
1	ポリ塩化ビフェニール類(PCB)	9/9	19	0.05	2/5	10	0.05	180/220	2200	0.01
2	ポリ臭化ビフェニール類(PBB)	0/9	不検出	0.05	0/5	不検出	2	0/205	不検出	2
3	トリブチルスズ	4/9	14	0.3	1/5	1.6	0.3	129/220	200	0.1
4	トリフェニルスズ	3/9	1.8	0.1	0/5	不検出	0.1	49/220	16	0.1
5	アルキルフェノール類(C5～C9)									
	4-t-オクチルフェノール	1/9	24	2	0/5	不検出	5	41/235	170	1.5
	ノニルフェノール	2/9	910	20	1/5	897	50	95/235	12000	15
6	アルキルフェノール類(C4)									
	4-t-ブチルフェノール	1/9	5	2	0/5	不検出	5	1/200	2.2	1.5
7	ビスフェノールA	3/9	36	2	0/5	不検出	5	103/235	270	5
8	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	4/9	13000	200	1/5	5300	50	197/235	210000	25
9	フタル酸ブチルベンジル	2/9	160	10	0/5	不検出	10	38/235	1400	10
10	フタル酸ジ-n-ブチル	3/9	470	30	1/5	170	25	92/235	2000	25
11	フタル酸ジシクロヘキシル	1/9	20	10	0/5	不検出	10	7/205	170	10
12	フタル酸ジエチル	0/9	不検出	10	0/5	不検出	10	1/220	22	10
13	ベンゾ(a)ピレン	5/9	99	0.2	3/5	80	1	184/220	3800	1
14	2,4-ジクロロフェノール	0/9	不検出	2	0/5	不検出	5	4/205	230	5
15	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	1/9	29	10	0/5	不検出	50	19/235	66	10
16	ベンゾフェノン	1/9	1.7	0.4	1/5	3.9	1	21/205	29	1
17	4-ニトロトルエン	0/9	不検出	2	0/5	不検出	2	1/205	4	1
18	オクタクロロスチレン	0/9	不検出	0.02	0/5	不検出	2	0/205	不検出	2
19	フタル酸ジベンチル	0/9	不検出	10	0/5	不検出	10	1/205	16	10
20	フタル酸ジヘキシル	0/9	不検出	90	0/5	不検出	30	2/205	17	10
21	フタル酸ジプロピル	0/9	不検出	10	0/5	不検出	10	0/205	不検出	10
21	スチレンの2量体及び3量体									
	スチレンの2量体	0/9	不検出	0.2	0/5	不検出	1	20/235	30	1
	スチレンの3量体	6/9	11	0.2	2/5	27	1	76/235	136	1
22	n-ブチルベンゼン	0/9	不検出	1	0/5	不検出	1	3/205	9	1
23	スチレンモノマー	0/9	不検出	1	0/5	不検出	1	10/220	4	1
24	17-エストラジオール	9/9	1.1	0.005	0/5	不検出	0.1	204/240	16	0.0048

(備考) 1 「検出頻度」とは、検出地点数/調査地点数である。

2 「不検出」とは、検出限界値未満のことである。

3 「全国調査結果」とは、平成10年度の環境省及び国土交通省の調査結果並びに平成11年度の環境省の調査結果である。

4 調査年度等によって検出限界値が異なる場合は、小さい方の値を表示している。

5 騒音・振動関係

（1）騒音に係る環境基準

平成10年環境庁告示（平成11年4月から適用）

区 分	類 型 A A	類 型 A	類 型 B	類 型 C	
環境基準	昼間	50デシベル以下	55デシベル以下	55デシベル以下	60デシベル以下
	夜間	40デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下	50デシベル以下
道路に面する地域	区分	-	2車線以上の車線を有する道路	2車線以上の車線を有する道路	車線を有する道路
	昼間	-	60デシベル以下	65デシベル以下	65デシベル以下
	夜間	-	55デシベル以下	60デシベル以下	60デシベル以下

道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次表の基準値を適用

昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間は45デシベル以下、夜間は40デシベル以下）によることができる。	

（2）騒音に係る環境基準の類型あてはめ地域と時間の区分

指定市町村	【用途地域以外の地域も指定している市町村】 岡山市，倉敷市，玉野市，瀬崎町，早島町，笠岡市，井原市，総社市 【用途地域のみ指定している市町村】 津山市，高梁市，新見市，備前市，加茂川町，瀬戸町，山陽町，熊山町，和気町，山手村，清音村，船穂町，金光町，矢掛町，真備町，賀陽町，勝山町，落合町，久世町，勝央町，美作町
指定地域	類型A 第1種低層住居専用地域，第2種低層住居専用地域，第1種中高層住居専用地域，第2種中高層住居専用地域
	類型B 第1種住居専用地域，第2種住居専用地域，準住居地域，用途地域以外
	類型C 近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域
時間区分	昼 間 6：00～22：00
	夜 間 22：00～6：00

印は，島しょ部を除く

（3）新幹線鉄道騒音に係る環境基準とあてはめ地域

地域の類型	基準値	あてはめ地域
	70デシベル以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域以外の地域
	75デシベル以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考：地域類型のあてはめをする地域は、岡山市、倉敷市等11市町村の新幹線鉄道の軌道中心線より左右それぞれ300m（橋りょうに係る部分は400m）以内の地域

（4）航空機騒音に係る環境基準とあてはめ地域

地域の類型	基準値	備考
	70以下	専ら住居の用に供される地域
	75以下	以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

（注）基準値の単位は、WECPNL。

WECPNLとは

加重等価平均感覚騒音レベルと訳され、一般に「（航空機騒音の）うるささ指数」と呼ばれるもので、1機ごとの騒音レベルに時間帯ごとの飛行回数をウェイトづけして加味したものである。

地域の類型	あてはめ地域
	岡山市及び御津町のうち空港周辺の一部 おおむね滑走路延長方向に滑走路中心から東へ約4.0km，西へ約3.5km，滑走路中心線から左右それぞれ約400m

（5）一般地域における騒音測定結果（平成12年度）

No	測定場所	用途地域	類型	区域	騒音レベル(dB:Leq)		環境基準との比較	
					昼間	夜間	昼間	夜間
1	岡山市学南町2-14-46	1	A	1	54	48		×
2	岡山市庭瀬283-3	5	B	2	52	45		
3	岡山市幸町10-9	9	C	3	59	54		×
4	岡山市江並428-73	11	C	4	52	48		
5	倉敷市酒津2737	3	B	2	51	43		
6	倉敷市水江15	1	A	1	51	47		×
7	倉敷市酒津2687-1	1	A	1	57	49	×	×
8	津山市林田1907	1	A	1	55	44		
9	津山市山北757	4	A	2	52	41		
10	津山市山北386	4	A	2	44	36		
11	津山市小原160	4	A	2	50	43		
12	津山市大田827	12	-	2	56	37	-	-
13	津山市東一宮1162	3	A	2	50	38		
14	津山市草加部1309	12	-	2	50	43	-	-
15	津山市高野本郷856-11	12	-	2	56	39	-	-
16	津山市河辺1459	12	-	2	49	44	-	-
17	津山市川崎1092	8	B	3	44	34		
18	津山市吹屋町17	9	B	3	63	57	×	×
19	津山市横山160-1	5	B	3	61	50	×	×
20	津山市一方153	10	B	2	63	52	×	×
21	津山市平福549	12	B	2	54	46		×
22	津山市二宮2285-16	10	C	3	56	36		
23	津山市二宮2159	8	-	2	61	54	-	-
24	津山市神戸399	1	C	3	54	45		
25	津山市下田邑1143	12	C	3	50	41		
26	津山市小田中876	5	A	1	52	44		
27	津山市小田中331	1	-	2	49	37	-	-
28	津山市川崎719	8	B	2	46	40		
29	津山市橋本町14	8	A	1	43	40		
30	笠岡市生江浜2066	5	C	3	53	52		×
31	笠岡市山口1777	7	B	2	43	40		
32	笠岡市神島1588-2	7	B	2	51	38		
33	笠岡市茂平1864-3	1	A	1	45	47		×
34	笠岡市笠岡1769	3	B	3	53	48		×
35	笠岡市西大島新田686	7	B	2	49	47		×
36	井原市西江原町3371	1	A	1	50	41		
37	井原市西江原町2179-1	3	A	1	46	41		
38	井原市高屋町1998	5	B	2	49	38		
39	井原市下出部町886	5	B	2	52	49		×
40	井原市井原町1133	5	B	2	49	41		
41	井原市西江原町1316	5	B	2	48	42		
42	井原市木之子町2891	5	B	2	46	35		
43	井原市高屋町250	11	C	4	50	49		
44	井原市高屋町3-25-15	11	C	4	50	45		
45	井原市東江原町127	10	C	3	56	55		×
46	井原市井原町2700	12	B	2	48	44		
47	井原市東江原町3102	12	B	2	50	43		

備考)「類型」とは、騒音に係る環境基準の類型。

「区域」とは、騒音規制法に基づく区域の区分。

用途地域の区分：

第一種低層住居専用地域	1	第一種住居地域	5	商業地域	9
第二種低層住居専用地域	2	第二種住居地域	6	準工業地域	10
第一種中高層住居専用地域	3	準住居地域	7	工業地域	11
第二種中高層住居専用地域	4	近隣商業地域	8	用途地域以外の地域	12

（6）道路に面する地域における騒音測定結果（平成12年度）

番号	測定場所	対象道路	用途地	類型	車線数	近接空間	騒音レベル(dB)		環境基準との比較	
							昼間	夜間	昼間	夜間
1	笠岡市小平井1141	山陽自動車道	7	B	4	1	59	60		
2	総社市刑部544-1	岡山自動車道	7	B	4	0	53	47		
3	倉敷市西田554-1	一般国道30号(本四連絡道路)	7	B	4	1	54	52		
4	備前市伊部1415-2	一般国道2号	5	C	2	1	74	76	×	×
5	早島町長津3101-1	一般国道2号	5	C	6	1	74	74	×	×
6	倉敷市新田2894	一般国道2号	5	C	4	1	65	67		×
7	笠岡市大磯272-11	一般国道2号	5	C	2	1	73	75	×	×
8	玉野市槌ヶ原1017-4	一般国道30号	4	C	4	1	72	67	×	×
9	高梁市横町1558-1	一般国道180号	5	C	4	1	73	69	×	×
10	総社市美袋1260	一般国道180号	7	B	2	1	66	63		
11	井原市笠賀町771-2	一般国道313号	5	C	2	1	72	70	×	×
12	和気町和気689-17	一般国道374号	3	B	2	1	64	58		
13	倉敷市玉島中央町2-7-32	一般国道429号	3	B	2	1	68	66		×
14	倉敷市児島小川町3672	一般国道430号	5	C	4	1	66	60		
15	真備町有井1743-2	一般国道486号	3	B	2	1	73	68	×	×
16	瀬崎町植松414	県道岡山児島線	3	B	4	1	73	69	×	×
17	倉敷市林566-5	県道岡山児島線	3	B	4	1	74	70	×	×
18	笠岡市笠岡4110-2	県道笠岡井原線	3	B	2	1	71	65	×	
19	山手村宿	県道清音真金線	7	-	2	1	71	66	-	-
20	山陽町下市484	県道岡山吉井線	3	B	2	1	64	60		
21	岡山市関西町4-9	国道180号	3	B	2	1	72	70	×	×
22	倉敷市加須山137	国道2号	7	B	4	0	67	67	×	×
23	倉敷市広江2-12-40	主要地方道玉野福田線	3	B	4	1	72	67	×	×
24	倉敷市生坂163-6	山陽自動車道	7	B	6	0	61	60		
25	倉敷市西田554-1	瀬戸中央自動車道	7	B	4	1	54	52		
26	倉敷市西坂1480-125	国道429号	7	B	4	1	71	66	×	×
27	倉敷市菟池1-2-11	国道430号	3	B	4	0	64	59		
28	津山市皿512	国道53号	7	B	2	1	74	70	×	×
29	津山市二宮81-2	市道1002号	4	C	4	1	72	68	×	×
30	津山市小田中229	市道1002号	4	C	4	1	72	67	×	×
31	津山市南新座104	地方道・津山・加茂線	4	C	4	1	69	61		
32	津山市小田中741-1	中国自動車道	3	B	4	1	69	67		×
33	津山市昭和町2-80	国道53号	4	C	2	1	76	72	×	×
34	津山市山北548	市道1004号	4	C	2	1	64	59		
35	津山市上河原389-1	県道・小原・船頭線	3	B	2	1	65	60		
36	津山市沼41-13	市道1005号	3	B	2	1	67	58		
37	津山市志戸部315	県道・大篠 - 津山停車場線	1	A	2	1	67	59		
38	津山市志戸部697-1	市道1002号	3	B	2	1	68	63		
39	津山市野介代1161-11	中国自動車道	7	B	4	0	63	60		
40	津山市高野本郷1274-12	市道1002号	7	B	2	1	68	61		
41	津山市押入796	国道53号	7	B	2	1	72	68	×	×
42	津山市田熊1742	国道429号	7	B	2	1	74	65	×	
43	津山市川崎176-1	国道53号	4	C	4	1	76	71	×	×
44	津山市西吉田479-4	国道179号	7	B	2	1	73	68	×	×
45	玉野市宇野2-1-12	国道30号	4	C	4	1	70	62		
46	玉野市渋川1-10-3	国道430号	4	C	2	1	70	64		
47	玉野市田井1-8-20	主要地方道倉敷玉野線	4	C	2	1	73	71	×	×
48	玉野市用吉1655-6	国道30号	4	C	4	1	70	67		×
49	玉野市八浜町八浜165	主要地方道倉敷玉野線	3	B	2	1	72	70	×	×
50	玉野市迫間2303-1	一般県道槌ヶ原日比線	5	C	2	1	72	66	×	×
51	笠岡市今立1338	山陽自動車道	7	A	4	0	47	47		
52	笠岡市篠坂1973-2	山陽自動車道	7	A	4	1	71	71	×	×
53	笠岡市富岡300-2	県道47号	3	A	2	1	60	53		
54	井原市井原町1228-1	国道313号	5	C	2	1	70	64		
55	井原市高屋町1-2	国道313号	5	C	2	1	70	69		×
56	井原市東江原町859-3	国道486号	3	B	2	1	70	68		×
57	井原市岩倉町651-1	県道34号	7	B	2	1	70	55		

備考) 用途地域の区分:

第一種・第二種低層住居専用地域	1	第一種・第二種中高層住居専用地域	2
第一種・第二種住居地域、準住居地域	3	近隣商業地域、商業地域	4
準工業、工業地域	5	工業専用地域	6
用途地域以外の地域	7		

近接空間の区分: 幹線交通を担う道路に近接する空間に該当 1 該当しない 0

幹線交通を担う道路: 高速自動車国道、一般国道、県道及び(4車線以上の)市町村道

近接する空間の範囲: 2車線以下は15m、2車線超は20m

環境基準との比較: 測定場所の騒音レベルと環境基準を単純比較したもので、法に基づく評価ではない

番号1~20: 県測定分

（7）新幹線鉄道騒音・振動測定結果

（平成12年度）

測定場所 （線路最寄地点名・地番）	測定年月日	地域の 類型	路線 構造	防音壁 の種類	騒音測定結果 （デシベル） 25m地点	振動測定結果 （デシベル） 25m地点
岡山市川入152	H12. 8. 4		高架	逆L型	70	51
岡山市宍甘	H12. 8. 4		高架	直型	<u>75</u>	52
倉敷市上東1384-4	H12. 5.25		高架	逆L型	<u>73</u>	54
倉敷市玉島道越391	H12.11.14		高架	直型	<u>73</u>	51
笠岡市有田3550-2	H12. 6.27		高架	逆L型	<u>77</u>	49
備前市香登本592-3	H12. 7. 7		高架	ラムダ	69	56
備前市伊部756-2	H12. 7. 7		盛土	直型	<u>71</u>	50
船穂町船穂1861-1	H12. 6.28		高架	直型	<u>73</u>	62
鴨方町地頭上144-1	H12. 7. 4		高架	逆L型	<u>76</u>	56

- （注）1 岡山市、倉敷市内の地点については、それぞれ岡山市、倉敷市が測定実施
 その他の地点は岡山県が測定支援
 2 下線部分が環境基準超過

（8）瀬戸大橋線列車騒音（橋梁部）測定結果（評価値）の推移

No.	測定年月日	評価値 (デシベル)	測定目的
1	S63.4.25~26	83 ~ 85	供用開始直後
2	S63.6.21~22	82	深夜・早朝4本の列車減速効果の確認
3	S63.7.1~2	80 ~ 83	ディーゼル特急4本の車両変更効果の確認
4	S63.10.11~12	78 ~ 83	下面吸音板設置効果の確認
5	H1.7.24~25	77 ~ 80	ディーゼル特急32本の減速効果の確認
6	H1.11.29~30	76 ~ 80	努力目標遵守状況の確認
7	H2.3.13~14	78 ~ 81	努力目標遵守状況の確認
8	H2.4.23~24	77 ~ 82	車輪削正効果の確認
9	H2.12.17~18	78 ~ 80	諸対策効果の確認
10	H3.6.20~22	76 ~ 78	試験走行の監視
11	H3.7.24~25	75 ~ 76	諸対策効果の再確認
12	H3.8.26~27	75 ~ 76	速度復元に伴う試験走行の監視
13	H3.12.16~17	77 ~ 79	速度復元後の監視
14	H4.7.22~23	75 ~ 77	努力目標遵守状況の確認
15	H5.4.22~23	77 ~ 78	努力目標遵守状況の確認
16	H7.5.15~16	76 ~ 78	努力目標遵守状況の確認
17	H9.1.21~22	75 ~ 76	努力目標遵守状況の確認
18	H9.12.4~5	75 ~ 78	努力目標遵守状況の確認
19	H10.11.2~3	74 ~ 76	努力目標遵守状況の確認
20	H11.10.21~22	74 ~ 75	努力目標遵守状況の確認
21	H12.10.27~28	75 ~ 77	努力目標遵守状況の確認

（9）航空機騒音の測定結果

ア 環境基準達成状況調査

（平成12年度）

測定地点		指定地域 内外の別	評価値 (WECPNL)	環境基準値 (WECPNL)
東側固定測定点	御津町河内新田2867	内	65	75
西側固定測定点	岡山市日近1129 - 2		67	

イ 空港周辺の騒音調査

（平成12年度）

測定地点		指定地域 内外の別	評価値 (WECPNL)
岡山大学津高牧場	岡山市日応寺	外	72
E氏宅	岡山市杉谷		64
岡山市少年自然の家	岡山市日応寺		68

（10）騒音規制法・振動規制法に基づく指定地域と区域の区分（自動車騒音に係るものを除く）

（平成13年10月1日現在）

市町村名	騒音規制法				振動規制法	
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域
岡山市	1低	1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	1低, 1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
倉敷市	1低, 2低	1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	1低, 2低, 1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
津山市	1低, 2低	1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	1低, 2低, 1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
玉野市	1低	1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	1低, 1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
笠岡市	1低	1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	1低, 1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
井原市	1低	1中高, 1住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	1低, 1中高, 1住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
総社市	1低	1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	1低, 1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
高梁市	1低	1中高, 2中高, 1住, 2住	近商, 商業, 準工	工業	1低, 1中高, 2中高, 1住, 2住	近商, 商業, 準工, 工業
新見市	1低	1住, 2住,	近商, 商業, 準工	工業	1低, 1住, 2住,	近商, 商業, 準工, 工業
備前市	1低	1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	1低, 1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
御津町		大字新庄及び大字矢原の各一部（別図のとおり）	第2種・第4種区域以外	大字河内, 大字宇垣, 大字高津, 大字宇甘, 大字紙工, 大字伊田及び大字矢原の各一部（別図のとおり）	大字新庄及び大字矢原の各一部（別図のとおり）	第1種区域以外
加茂川町	1低	1中高	準工		1低, 1中高	準工
瀬戸町	1低	1中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 準工	工業	1低, 1中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 準工, 工業
山陽町	1低	1中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 準工		1低, 1中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 準工
赤坂町		第3種区域以外	町苅田, 東軽部及び山口の各一部（別図のとおり）		第2種区域以外	町苅田, 東軽部及び山口の各一部（別図のとおり）
熊山町	1低	1住, 用途以外	近商, 準工		1低, 1住, 用途以外	近商, 準工
吉井町		大字河原屋, 大字草生, 大字滝山, 大字黒本, 大字黒沢, 大字稲蒔, 大字光木, 大字塩木, 大字仁堀東, 大字仁堀中, 大字仁堀西, 大字合田, 大字中畑及び大字広戸の全域並びに大字周匝及び大字福田の各一部（別図のとおり）	大字周匝及び大字福田のうち第2種区域以外		大字河原屋, 大字草生, 大字滝山, 大字黒本, 大字黒沢, 大字稲蒔, 大字光木, 大字塩木, 大字仁堀東, 大字仁堀中, 大字仁堀西, 大字合田, 大字中畑及び大字広戸の全域並びに大字周匝及び大字福田の各一部（別図のとおり）	大字周匝及び大字福田のうち第1種区域以外
日生町		大字日生, 大字寒河, 大字大多府及び大字寺山の各一部（別図のとおり）	大字日生及び大字寒河の各一部（別図のとおり）	大字日生及び大字寒河の各一部（別図のとおり）	大字日生, 大字寒河, 大字大多府及び大字寺山の各一部（別図のとおり）	大字日生及び大字寒河の各一部（別図のとおり）
吉永町			金谷, 福満, 南方, 吉永中, 三股, 岩崎, 今崎, 神根本, 高田			金谷, 福満, 南方, 吉永中, 三股, 岩崎, 今崎, 神根本, 高田
佐伯町		大字津瀬, 大字米沢, 大字佐伯, 大字父井原, 大字矢田部, 大字宇生, 大字田賀, 大字小坂, 大字加三方, 大字矢田, 大字塩田			大字津瀬, 大字米沢, 大字佐伯, 大字父井原, 大字矢田部, 大字宇生, 大字田賀, 大字小坂, 大字加三方, 大字矢田, 大字塩田	

市町村名	騒音規制法				振動規制法	
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域
和気町	1低	1中高, 1住, 2住	商業, 準工, 用途以外		1低, 1中高, 1住, 2住	商業, 準工, 用途以外
邑久町		尾張, 山田庄, 福元百田及び下笠加の各一部(別図のとおり)	第2種・第4種区域以外	福山, 福元, 豆田, 上笠加及び下笠加の各一部(別図のとおり)	尾張, 山田庄, 福元, 百田及び下笠加の各一部(別図のとおり)	第1種区域以外
長船町		大字福岡, 大字服部及び大字長船の各一部(別図のとおり)	第2種区域以外		大字福岡, 大字服部及び大字長船の各一部(別図のとおり)	第1種区域以外
灘崎町	1低	1中高, 1住, 2住用途以外	近商, 準工		1低, 1中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 準工
早島町	1低	1中高, 1住, 用途以外	近商, 準工	工業	1低, 1中高, 1住, 用途以外	近商, 準工, 工業
山手村		1住, 用途以外			1住, 用途以外	
清音村		1住, 用途以外	準工	工業	1住, 用途以外	準工, 工業
船穂町		2中高, 1住, 2住用途以外	近商, 準工	工業	2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 準工, 工業
金光町	1低	1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 準工		1低, 1中高, 2中高, 1住, 2住, 用途以外	近商, 準工
鴨方町		みどりヶ丘の全域並びに鳩ヶ丘, 大字鴨方, 大字六条院中及び大字六条院東の各一部(別図のとおり)	第2種・第4種区域以外	大字六条院西の一部(別図のとおり)	みどりヶ丘の全域並びに鳩ヶ丘, 大字鴨方, 大字六条院中及び大字六条院東の各一部(別図のとおり)	第1種区域以外
矢掛町		1中高, 2中高, 1住	近商, 準工	工業	1中高, 2中高, 1住	近商, 準工, 工業
芳井町			大字梶江及び大字吉井の各一部(別図のとおり)			
真備町		1中高, 1住, 用途以外	近商, 準工	工業	1中高, 1住, 用途以外	近商, 準工, 工業
北房町			大字宮地, 大字山田, 大字五名			
賀陽町	1低	1中高, 1住, 2住	商業, 準工		1低, 1中高, 1住, 2住	商業, 準工
神郷町		大字下神代の一部(別図のとおり)			大字下神代の一部(別図のとおり)	
勝山町		1中高, 1住	近商, 準工		1中高, 1住	近商, 準工
落合町	1低	1住, 2住	近商, 準工	工業	1低, 1住, 2住	近商, 準工, 工業
湯原町			都市計画区域			都市計画区域
久世町	1低	1住	近商, 準工	工業	1低, 1住	近商, 準工, 工業
勝田町		第3種区域以外	大字久賀の一部(別図のとおり)		第2種区域以外	大字久賀の一部(別図のとおり)
勝央町	1低	2中高, 1住, 準住	近商, 準工		1低, 2中高, 1住, 準住	近商, 準工
勝北町		第3種区域以外	都市計画区域		第2種区域以外	都市計画区域
美作町	1低	1中高, 1住, 2住	近商, 商業, 準工		1低, 1中高, 1住, 2住	近商, 商業, 準工
作東町		第3種区域以外	大字宮原, 大字瀬戸, 大字土居, 大字竹田, 大字上福原の各一部(別図のとおり)		第2種区域以外	大字宮原, 大字瀬戸, 大字土居, 大字竹田, 大字上福原の各一部(別図のとおり)
久米南町			下二ヶ, 上二ヶ, 仏教寺, 下弓削及び上神目の全域並びに別所及び山手の各一部(別図のとおり)			下二ヶ, 上二ヶ, 仏教寺, 下弓削及び上神目の全域並びに別所及び山手の各一部(別図のとおり)
久米町			第4種区域以外	くめ		すべての区域
柵原町		第3種区域以外	百々, 行信, 書副, 周佐, 藤田上, 柵原, 高下, 飯岡, 塚角, 大戸下, 藤原及び吉ヶ原の各一部(別図のとおり)		第2種区域以外	百々, 行信, 書副, 周佐, 藤田上, 柵原, 高下, 飯岡, 塚角, 大戸下, 藤原及び吉ヶ原の各一部(別図のとおり)

- 備考 1. 「用途」、「1低」、「2低」、「1中高」、「2中高」、「1住」、「2住」、「準住」、「近商」、「商業」、「準工」及び「工業」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。
2. 「用途以外」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域をいう。
3. 印は、都市計画区域内に限る。
4. 別図は省略し、関係図面とともに岡山県生活環境部環境管理課及び関係市役所又は町村役場に備え縦覧に供する。

（11）騒音規制法に基づく自動車騒音に係る区域区分

（平成13年10月1日現在）

市町村名	騒音規制法		
	a 区域	b 区域	c 区域
岡山市	1低, 1中高, 2中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
倉敷市	1低, 2低, 1中高, 2中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
津山市	1低, 2低, 1中高, 2中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
玉野市	1低, 1中高, 2中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
笠岡市	1低, 1中高, 2中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
井原市	1低, 1中高	1住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
総社市	1低, 1中高, 2中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
高梁市	1低, 1中高, 2中高	1住, 2住	近商, 商業, 準工, 工業
新見市	1低	1住, 2住	近商, 商業, 準工, 工業
備前市	1低, 1中高, 2中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
御津町		大字新庄及び大字矢原の各一部（別図のとおり）	b区域以外
加茂川町	1低, 1中高		準工
瀬戸町	1低, 1中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 準工, 工業
山陽町	1低, 1中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 準工
赤坂町		c区域以外	町苅田, 東軽部及び山口の各一部（別図のとおり）
熊山町	1低	1住, 用途以外	近商, 準工
吉井町		大字河原屋, 大字草生, 大字滝山, 大字黒本, 大字黒沢, 大字稲蒔, 大字光木, 大字塩木, 大字仁堀東, 大字仁堀中, 大字仁堀西, 大字合田, 大字中畑及び大字広戸の全域並びに大字周匝及び大字福田の各一部（別図のとおり）	大字周匝及び大字福田のうちb区域以外
日生町		大字日生, 大字寒河, 大字大多府及び大字寺山の各一部（別図のとおり）	大字日生及び大字寒河の各一部（別図のとおり）
吉永町			金谷, 福満, 南方, 吉永中, 三股, 岩崎, 今崎, 神根本, 高田
佐伯町		大字津瀬, 大字米沢, 大字佐伯, 大字父井原, 大字矢田部, 大字宇生, 大字田賀, 大字小坂, 大字加三方, 大字矢田, 大字塩田	
和気町	1低, 1中高	1住, 2住, 用途以外	商業, 準工
邑久町		尾張, 山田庄, 福元, 百田及び下笠加の各一部（別図のとおり）	b区域以外
長船町		大字福岡, 大字服部及び大字長船の各一部（別図のとおり）	b区域以外
灘崎町	1低, 1中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 準工
早島町	1低, 1中高	1住, 用途以外	近商, 準工, 工業
山手村		1住, 用途以外	
清音村		1住, 用途以外	準工, 工業
船穂町	2中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 準工, 工業
金光町	1低, 1中高, 2中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 準工
鴨方町		みどりヶ丘の全域並びに鳩ヶ丘, 大字鴨方, 大字六条院中及び大字六条院東の各一部（別図のとおり）	b区域以外
矢掛町	1中高, 2中高	1住	近商, 準工, 工業
芳井町			大字堀江及び大字吉井の各一部（別図のとおり）
真備町	1中高	1住, 用途以外	近商, 準工, 工業
北房町			大字宮地, 大字山田, 大字五名
賀陽町	1低, 1中高	1住, 2住	商業, 準工
神郷町		大字下神代の一部（別図のとおり）	
勝山町	1中高	1住	近商, 準工
落合町	1低	1住, 2住	近商, 準工, 工業
湯原町			都市計画区域
久世町	1低	1住	近商, 準工, 工業
勝田町		c区域以外	大字久賀の一部（別図のとおり）
勝央町	1低, 2中高	1住, 準住	近商, 準工
勝北町		c区域以外	都市計画区域
美作町	1低, 1中高	1住, 2住	近商, 商業, 準工
作東町		c区域以外	大字宮原, 大字瀬戸, 大字土居, 大字竹田, 大字上福原の各一部（別図のとおり）
久米南町			下二ヶ, 上二ヶ, 仏教寺, 下弓削及び上神目の全域並びに別所及び山手の各一部（別図のとおり）
久米町			すべての地域
柵原町		c区域以外	百々, 行信, 書副, 周佐, 藤田上, 柵原, 高下, 飯岡, 塚角, 大戸下, 藤原及び吉ヶ原の各一部（別図のとおり）

- 備考 1 「用途」、「1低」、「2低」、「1中高」、「2中高」、「1住」、「2住」、「準住」、「近商」、「商業」、「準工」、「工業」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。
- 2 「用途以外」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域をいう。
- 3 印は、都市計画区域内に限る。
- 4 別図は省略し関係図面とともに岡山県生活環境部環境管理課及び関係市役所又は町村役場に備え縦覧に供する。

（12）平成12年度騒音規制法施行状況調査（工場数）

	金 属 加工機械	空 気 圧縮機等	土 石 用 破碎機等	織 機	建設用資材 製造機械	穀物用 製粉機	木材加工 機	抄紙機	印刷機械	合成樹脂用 射出成形機	鋳造型機	合 計
岡山市	170	610	23	15	33	4	95	4	121	15	17	1,107
倉敷市	122	224	11	56	22	1	44	0	41	9	8	538
津山市	36	74	8	5	8	0	45	1	36	4	2	219
玉野市	37	41	3	11	5	2	16	0	9	1	0	125
笠岡市	16	29	8	14	3	1	10	0	8	1	0	90
井原市	23	20	0	149	1	0	11	1	2	1	0	208
総社市	38	39	15	11	13	1	12	0	7	3	4	143
高梁市	1	3	0	0	2	0	2	0	1	0	0	9
新見市	10	6	6	0	2	0	18	10	0	0	0	52
備前市	13	28	33	0	5	0	7	0	2	0	0	88
御津町	6	16	9	1	3	0	5	0	2	1	0	43
加茂川町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
瀬戸町	1	4	0	1	3	0	0	0	0	1	1	11
山陽町	2	5	0	0	0	0	0	0	0	2	0	9
赤坂町	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
熊山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉井町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
日生町	0	5	1	2	0	0	2	0	2	0	0	12
吉永町	8	7	16	0	0	0	1	0	0	4	0	36
佐伯町	1	2	0	0	1	0	1	0	0	2	0	7
和気町	5	4	3	1	4	0	1	0	2	0	0	20
邑久町	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5
長船町	0	7	1	1	1	0	0	0	3	0	0	13
灘崎町	2	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	6
早島町	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	1	5
山手村	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	5
清音村	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	4
船穂町	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	4
金光町	0	1	0	1	0	0	1	0	2	0	0	5
鴨方町	5	5	0	1	1	0	4	0	1	0	0	17
矢掛町	0	3	0	1	0	1	0	0	4	0	1	10
芳井町	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3
真備町	9	2	1	6	0	0	0	0	5	3	0	26
北房町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
賀陽町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
神郷町	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
勝山町	1	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	4
落合町	1	3	0	0	2	0	1	0	0	1	1	9
久世町	5	3	0	0	2	0	7	0	0	1	0	18
勝田町	5	3	0	0	0	0	0	0	2	0	0	10
勝央町	0	0	1	0	0	0	2	0	1	0	1	5
勝北町	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
美作町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
作東町	2	2	0	0	2	0	1	0	0	0	0	7
柵原町	1	6	0	0	1	0	0	0	0	1	0	9
合 計	528	1,166	142	284	117	10	290	16	253	55	37	2,898

（13）平成12年度騒音規制法施行状況調査（施設数）

	金 属 加工機械	空 気 圧縮機等	土 石 用 破碎機等	織 機	建設用資材 製造機械	穀物用 製粉機	木材加工 機	抄紙機	印刷機械	合成樹脂用 射出成形機	鋳造型機	合 計
岡山市	862	3,751	133	1,300	41	70	334	15	706	167	64	7,443
倉敷市	496	1,678	68	3,643	26	3	122	0	168	59	30	6,293
津山市	358	497	26	112	19	0	157	9	102	176	7	1,463
玉野市	113	332	23	245	5	12	72	0	26	8	0	836
笠岡市	81	292	41	194	10	5	24	0	39	45	10	741
井原市	441	192	0	2,523	1	0	36	2	12	49	0	3,256
総社市	322	301	68	293	17	1	29	0	28	22	20	1,101
高梁市	2	29	0	0	3	0	7	0	4	0	0	45
新見市	29	75	102	0	3	0	39	0	28	0	0	276
備前市	86	1,027	435	0	7	0	82	2	4	15	0	1,658
御津町	34	357	87	2	5	0	8	0	75	3	0	571
加茂川町	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
瀬戸町	4	152	0	48	3	0	0	0	7	4	6	224
山陽町	20	52	0	0	0	0	0	0	0	45	0	117
赤坂町	68	27	0	0	0	0	0	0	29	0	0	124
熊山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉井町	7	2	0	0	0	0	0	0	0	6	0	15
日生町	0	49	8	34	0	0	6	0	2	0	0	99
吉永町	18	158	170	0	0	0	4	0	0	4	0	354
佐伯町	2	7	0	0	1	0	4	0	0	4	0	18
和気町	30	46	6	1	4	0	6	0	8	0	0	101
邑久町	0	43	1	0	0	0	0	0	8	0	0	52
長船町	0	38	2	4	2	0	0	0	28	0	0	74
灘崎町	6	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	11
早島町	0	4	0	38	0	0	0	0	0	0	6	48
山手村	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	5
清音村	7	5	0	1	0	0	2	0	0	3	0	18
船穂町	5	6	0	8	0	0	0	0	0	19	0	38
金光町	0	2	0	1	0	0	4	0	5	0	0	12
鴨方町	5	5	0	1	1	0	4	0	1	0	0	17
矢掛町	0	10	0	3	0	3	0	0	11	0	3	30
芳井町	5	5	29	0	0	0	0	0	0	0	0	39
真備町	84	21	1	25	0	0	0	0	11	13	0	155
北房町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
賀陽町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
神郷町	0	4	0	0	2	0	0	0	0	0	0	6
勝山町	3	20	0	0	0	0	26	0	0	2	0	51
落合町	3	29	0	0	3	0	2	0	0	23	12	72
久世町	34	44	0	0	6	0	58	0	0	58	0	200
勝田町	5	3	0	0	0	0	0	0	2	0	0	10
勝央町	4	15	5	0	1	0	3	0	5	0	16	49
勝北町	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
美作町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
作東町	18	10	0	0	5	0	8	0	0	0	0	41
柵原町	5	40	0	0	5	0	0	0	0	13	0	63
合 計	3,158	9,334	1,207	8,478	172	94	1,038	28	1,310	739	175	25,733

（14）平成12年度振動規制法施行状況調査（工場数）

	金 属 加工機械	圧 縮 機	土 石 用 破 碎 機 等	織 機	コンクリートブロック マシン等	木材加工 機	印刷機械	ロール機	合成樹脂用 射出成形機	鋳造型機	合 計
岡山市	170	234	26	11	13	5	85	13	10	10	577
倉敷市	120	148	15	46	8	6	15	5	6	8	377
津山市	30	49	6	6	6	9	12	0	2	1	121
玉野市	37	26	3	11	5	5	1	0	2	0	90
笠岡市	11	17	9	19	1	2	6	0	1	1	67
井原市	26	21	0	177	0	4	1	0	1	0	230
総社市	32	8	12	5	4	0	2	0	3	3	69
高梁市	2	4	0	0	1	0	0	0	0	0	7
新見市	10	4	6	0	1	2	3	0	0	0	26
備前市	12	14	41	0	2	1	2	0	0	0	72
御津町	7	3	10	1	1	0	2	2	2	0	28
加茂川町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
瀬戸町	1	6	0	1	0	0	0	1	1	0	10
山陽町	7	5	0	0	0	0	0	0	3	0	15
赤坂町	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	7
熊山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉井町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
日生町	2	1	1	1	0	1	0	0	0	0	6
吉永町	7	4	17	0	0	0	0	1	4	0	33
佐伯町	3	0	1	0	1	1	0	0	2	0	8
和気町	4	2	4	1	2	1	0	0	0	0	14
邑久町	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	5
長船町	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	3
灘崎町	2	1	0	2	1	0	0	0	0	0	6
早島町	0	1	0	4	0	0	0	0	0	1	6
山手村	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	5
清音村	1	1	0	1	0	1	0	0	1	0	5
船穂町	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	4
金光町	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
鴨方町	4	3	1	1	1	1	1	0	0	0	12
矢掛町	0	3	0	1	0	0	3	0	0	1	8
真備町	9	0	1	6	0	1	0	0	1	0	18
賀陽町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神郷町	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2
勝山町	1	0	0	0	0	0	2	0	1	0	4
落合町	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	4
久世町	5	1	0	0	0	6	0	1	1	0	14
勝田町	5	3	0	0	0	0	2	0	0	0	10
勝央町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
勝北町	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
美作町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
作東町	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
柵原町	2	4	1	0	1	0	0	0	1	0	9
合 計	517	576	156	296	51	48	140	24	46	27	1,881

（15）平成12年度振動規制法施行状況調査（施設数）

	金 属 加工機械	圧 縮 機	土 石 用 破 碎 機 等	織 機	コンクリートブロック マシン等	木材加工 機 械	印刷機械	ロール機	合成樹脂用 射出成形機	鋳造型機	合 計
岡山市	1,073	949	172	1,153	20	6	353	70	238	41	4,075
倉敷市	498	657	65	3,151	13	7	88	28	44	21	4,572
津山市	317	152	17	109	11	15	43	0	29	3	696
玉野市	112	124	23	230	5	8	2	0	10	0	514
笠岡市	88	216	60	224	5	2	14	0	79	9	697
井原市	462	150	0	2,785	0	5	12	0	57	0	3,471
総社市	312	77	55	232	10	0	4	0	22	15	727
高梁市	20	9	0	0	2	0	0	0	0	0	31
新見市	27	20	173	0	5	2	4	0	0	0	231
備前市	67	173	433	0	2	1	2	0	15	0	693
御津町	44	127	81	2	0	4	83	6	22	0	369
加茂川町	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
瀬戸町	27	23	0	48	0	0	0	7	4	6	115
山陽町	87	40	0	0	0	0	0	1	46	0	174
赤坂町	65	24	0	0	0	0	29	1	0	0	119
熊山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉井町	7	2	0	0	0	0	0	0	6	0	15
日生町	5	10	0	17	0	1	0	0	0	0	33
吉永町	16	48	159	0	0	0	0	18	4	0	245
佐伯町	42	2	20	0	3	1	0	0	4	0	72
和気町	35	32	7	1	2	1	0	0	0	0	78
邑久町	0	43	0	0	0	0	8	0	0	0	51
長船町	0	5	3	0	0	22	0	0	0	0	30
灘崎町	6	1	1	2	1	0	0	0	0	0	11
早島町	0	4	0	39	0	0	0	0	0	6	49
山手村	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	5
清音村	9	4	0	1	0	1	0	0	3	0	18
船穂町	5	6	0	8	0	0	0	0	19	0	38
金光町	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	4
鴨方町	4	3	1	1	1	1	1	0	0	0	12
矢掛町	0	4	0	3	0	0	5	0	0	3	15
真備町	82	11	1	25	0	1	0	0	9	0	129
賀陽町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神郷町	0	4	0	0	2	0	0	0	0	0	6
勝山町	3	3	0	0	0	0	2	0	2	0	10
落合町	2	78	0	0	2	0	0	0	21	0	103
久世町	77	42	0	0	0	9	0	2	58	0	188
勝田町	5	3	0	0	0	0	2	0	0	0	10
勝央町	0	12	5	0	0	0	0	0	0	16	33
勝北町	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
美作町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
作東町	0	16	0	0	0	0	0	1	0	0	17
柵原町	6	38	18	0	3	0	0	0	0	13	78
合 計	3,506	3,115	1,294	8,031	88	88	655	134	693	134	17,738

（16）工場・事業場に係る騒音・振動の規制基準

騒音	区 分		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
	昼 間	7：00～20：00	50デシベル	60デシベル	65デシベル	70デシベル
	朝・夕	5：00～7：00 20：00～22：00	45デシベル	50デシベル	60デシベル	65デシベル
夜 間	22：00～5：00	40デシベル	45デシベル	50デシベル	55デシベル	
振動	区 分		第1種区域		第2種区域	
	昼 間	7：00～20：00	60デシベル		65デシベル	
	夜 間	20：00～7：00	55デシベル		60デシベル	

（注）学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内の基準は、5デシベルを減じた値とする。ただし、騒音の第1種区域は除く。

（17）特定建設作業に係る騒音・振動の改善基準

規制種別	区域の区分	騒 音	振 動
基準値	1号及び2号	85デシベル	75デシベル
作業時刻	1号	午後7時～午前7時の時間内でないこと。	
	2号	午後10時～午前6時の時間内でないこと。	
1日当りの作業時間	1号	1日10時間を超えないこと。	
	2号	1日14時間を超えないこと。	
作業期間	1号及び2号	連続して6日を超えないこと。	
作業日	1号及び2号	日曜日その他の休日ではないこと。	

（注）1．基準値を超えている場合、騒音、振動の防止の方法、1日の作業時間を欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。
2．災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などに適用除外の規定が設けられている。
3．2号区域とは、指定地域であって騒音の規制基準の区域の区分の第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域以外の区域をいい、1号区域とは、指定地域のうち2号区域以外をいう。

（18）要請限度（自動車騒音・道路交通振動の規制）

騒音	区 分	a区域		b区域		c区域
		1車線	2車線以上	1車線	2車線以上	1車線以上
昼 間	6：00～22：00	65デシベル	70デシベル	65デシベル	75デシベル	75デシベル
夜 間	22：00～6：00	55デシベル	65デシベル	55デシベル	70デシベル	70デシベル
音	また、上記の区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域については、次の要請限度値を用います。					
		昼間：75デシベル				
		夜間：70デシベル				

（注）騒音の評価手法は、等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）によるものとする。
幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道とする。
幹線交通を担う道路に近接する区域とは、次の範囲とする。
2車線以下の車線を有する道路の場合：道路の敷地境界から 15m
3車線以上の車線を有する道路の場合： " 20m

振動	区 分		第1種区域	第2種区域
	昼 間	7：00～20：00	65デシベル	70デシベル
夜 間	20：00～7：00	60デシベル	65デシベル	

6 廃棄物・リサイクル関係

（1）ごみ処理の推移

（単位：人，t/年）

年度		平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
区分										
総人口（人）		1,940,669	1,943,528	1,946,954	1,950,693	1,955,289	1,957,650	1,960,958	1,962,464	1,962,970
計画処理区域内人口（人）		1,939,200	1,943,528	1,946,954	1,950,693	1,955,289	1,957,650	1,960,958	1,962,464	1,962,970
計画収集人口（人）		1,912,594	1,919,028	1,927,722	1,936,150	1,941,350	1,944,078	1,949,754	1,947,935	1,957,152
自家処理人口（人）		26,606	24,500	19,232	14,543	13,939	13,572	11,204	14,529	5,818
計画処理外域内人口（人）		1,469	0	0	0	0	0	0	0	0
計画収集量（t/年）		581,678	583,329	586,048	594,879	598,831	607,697	609,677	619,769	628,115
直接搬入量（t/年）		59,696	57,516	52,890	47,635	51,880	58,893	56,741	59,268	60,288
自家処理量（t/年）		30,080	35,509	31,681	26,630	32,064	31,955	22,323	9,270	6,061
ごみ総排出量（t/年）		671,454	676,354	670,619	669,144	682,775	698,545	688,741	688,307	694,464
計画処理量	直接焼却（t/年）	484,864	481,912	481,802	491,390	511,400	526,433	529,182	541,549	558,580
	コンポスト（t/年）	2,184	2,250	2,039	1,976	2,306	1,505			
	中間処理（t/年）	55,971	56,305	58,989	57,169	64,747	69,284	76,054	56,127	52,651
	直接資源（t/年）								18,406	23,347
	直接埋立（t/年）	98,355	100,378	96,108	91,954	72,258	69,368	61,182	62,955	53,825
計	641,374	640,845	638,938	642,489	650,711	666,590	666,418	679,037	688,403	
焼却量（t/年）	495,300	491,037	491,609	499,829	519,139	534,069	536,056	547,970	565,135	
最終処分量（t/年）	210,661	206,806	199,535	195,292	173,480	168,985	156,325	151,904	141,988	
資源化量（t/年）	16,017	17,993	25,006	25,341	33,703	37,876	45,344	50,604	54,780	
集団回収量（t/年）			42,000	43,608	46,807	50,462	53,645	55,757	58,659	
リサイクル率（t/年）			9.8	10.0	11.5	12.3	13.7	14.5	15.2	

中間処理は、焼却以外の粗大ごみ処理施設や資源化施設での中間処理をいう

焼却量は、直接焼却量 + 中間処理残さの焼却量

最終処分量は、直接埋立量 + 焼却残さ及び中間処理残さの埋立量

直接資源化とは、中間処理施設を経ないで資源化されるものをいう

リサイクル率 = (資源化量 + 集団回収量) / (計画処理量 + 集団回収量) なお、計画処理量 = 計画収集量 + 直接搬入量

（2）し尿処理の推移

（単位：人，kl/年）

年度		平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
区分										
総人口（人）		1,940,669	1,943,528	1,946,954	1,950,693	1,955,289	1,957,650	1,960,958	1,962,464	1,962,970
計画処理区域内人口（人）		1,938,298	1,943,528	1,946,954	1,950,693	1,955,289	1,957,650	1,960,958	1,962,464	1,962,970
水洗化人口	公共下水道（人）	351,555	387,682	413,794	454,730	485,655	518,607	570,979	523,220	563,992
	し尿浄化槽（人）	571,261	595,959	598,432	610,024	630,842	654,137	697,286	718,768	722,764
	地域し尿（人）	9,225	3,808	3,776	3,990	4,042	4,005	3,998	3,957	3,989
	小計（人）	932,041	987,449	1,016,002	1,068,744	1,120,539	1,176,749	1,272,263	1,245,945	1,290,745
計画収集人口（人）	924,801	881,942	851,594	805,573	767,045	720,703	639,184	672,507	632,005	
自家処理人口（人）	81,456	74,137	79,358	76,376	67,705	60,198	49,563	44,012	40,220	
計画処理区域外人口（人）	2,371	0	0	0	0	0	0	0	0	
計画収集処理量（kl/年）	772,540	783,475	810,675	804,376	831,831	845,405	851,724	846,814	842,180	
し尿処理施設	し尿処理施設（kl/年）	661,479	676,475	701,211	694,754	717,037	733,525	760,387	755,421	757,566
	下水道投入（kl/年）	96,394	96,016	99,037	97,850	102,051	99,898	82,224	82,381	75,763
	農村還元（kl/年）	4,476	2,644	2,884	4,590	4,732	2,982	1,544	0	0
	海洋投入（kl/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他（脱水車）（kl/年）	10,191	8,340	7,543	7,182	8,011	9,000	7,569	9,012	8,851
自家処理量（kl/年）	44,979	47,629	47,118	43,502	38,543	35,638	32,572	28,023	27,420	
計（kl/年）	817,519	831,104	857,793	847,878	870,374	882,755	884,296	874,837	869,600	

（5）ごみ処理の有料化の状況

（平成11年12月1日現在）

区 分	市町村数	有 料 化 実 施 市 町 村 名
一 般 ご み	指 定 袋	38 津山市、山陽町、熊山町、吉井町、吉永町 佐伯町、和気町、牛窓町、邑久町、早島町 清音村、鴨方町、寄島町、真備町、有漢町 北房町、成羽町、川上町、備中町、大佐町 哲西町、勝山町、湯原町、久世町、川上村 八束村、中和村、富 村、奥津町、阿波村 鏡野町、大原町、作東町、中央町、東粟倉村 西粟倉村、久米町、柵原町
	荷 札 等	6 御津町、建部町、加茂川町、落合町、旭町 久米南町 (荷札やシールによる徴収)
	他	1 加茂町(料金振込による徴収)
粗 大 ご み	荷 札 等	20 御津町、建部町、加茂川町、山陽町、早島町 北房町、川上町、備中町、大佐町、哲西町 落合町、湯原町、川上村、八束村、中和村 鏡野町、中央町、旭町、久米南町、久米町
	他	3 津山市、玉野市、井原市振込等による徴収

一般ごみは粗大ごみ以外のごみ

(6) 容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村(平成13年度計画)

市 町 村 名	無色ガラス	茶色ガラス	その他ガラス	その他紙	PET	その他プラ(トレ含む。)	スチール	アルミ	段ボール	紙パック
岡 山 市										
倉 敷 市										
津 山 市				-						
玉 野 市										
笠 岡 市										
井 原 市										
備 前 市			-	-		-			-	-
御 津 町	-	-	-	-		-			-	-
加 茂 川 町	-	-	-	-	-	-			-	-
瀬 戸 町				-						
山 陽 町				-						
赤 坂 町				-					-	
日 生 町				-	-	-			-	-
牛 窓 町				-					-	-
邑 久 町				-					-	-
長 船 町				-						
灘 崎 町				-		-			-	-
早 島 町										
船 穂 町					-	-				
金 光 町				-		-				
鴨 方 町										
寄 島 町										
里 庄 町										
矢 掛 町										
美 星 町				-		-			-	-
芳 井 町										
加 茂 町・阿 波 村				-		-			-	-
柵 原 町	-	-	-	-		-			-	-
和 気 北 部 衛 生 施 設 組 合 (和気町, 吉永町, 佐伯町, 熊山町, 吉井町)				-		-				-
建 部 町 久 米 南 町 衛 生 施 設 組 合 (建部町, 久米南町)	-	-	-	-	-	-			-	-
岡 山 県 中 部 環 境 施 設 組 合 (落合町, 北房町, 旭町)				-						
英 北 衛 生 施 設 組 合 (作東町, 大原町, 東粟倉村, 西粟倉村)	-	-	-	-	-	-			-	-
津 山 圏 域 東 部 衛 生 施 設 組 合 (勝央町, 勝北町, 奈義町)										
津 山 圏 域 北 部 衛 生 施 設 組 合 (興津町, 富村, 上斎原村)				-		-			-	-
津 山 圏 域 西 部 衛 生 施 設 組 合 (中央町, 久米町, 鏡野町)				-	-	-			-	-
真 庭 郡 北 部 環 境 衛 生 組 合 (川上村, 八束村, 中和村, 湯原町)	-	-	-	-	-	-			-	-
高 梁 広 域 事 務 組 合 (高梁市, 成羽町, 有漢町, 賀陽町, 川上町, 備中町)				-		-				
美 甘 ・ 新 庄 衛 生 組 合 (美甘村, 新庄村)				-		-	-		-	-
美 作 勝 田 英 田 町 衛 生 施 設 組 合 (美作町, 勝田町, 英田町)	-	-	-	-	-	-			-	-
総 社 広 域 環 境 施 設 組 合 (総社市, 真備町, 清音村, 山手村)				-						
ま に わ 中 央 環 境 施 設 組 合 (勝山町, 久世町)				-					-	-
阿 新 広 域 事 務 組 合 (新見市, 大佐町, 神郷町, 哲多町, 哲西町)				-		-			-	
岡 山 県 合 計	62	62	61	15	59	30	76	78	38	41

（7）平成13年度の市町村別の分別収集見込み量（計画）

市 町 村 名	無色ガラス	茶色ガラス	その他ガラス	その他紙	PET	その他プラ	スチール	アルミ	段ボール	紙パック
岡 山 市	2,906.0	2,047.0	851.0	29.0	365.0	44.0	2,214.0	378.0	327.0	96.0
倉 敷 市	2,399.0	1,958.0	538.0	957.0	246.0	66.0	1,021.0	175.0	399.0	64.0
津 山 市	420.0	480.0	170.0	-	90.0	1.0	626.0	136.0	63.0	1.0
玉 野 市	350.0	380.0	350.0	50.0	110.0	500.0	460.0	40.0	130.0	25.0
笠 岡 市	75.0	78.0	48.0	9.0	51.0	39.0	49.0	27.0	93.0	22.0
井 原 市	166.0	219.0	49.0	36.0	33.0	213.0	213.0	37.0	50.0	7.0
備 前 市	39.0	77.0	-	-	20.0	-	177.0	44.0	-	-
御 津 町	-	-	-	-	27.0	-	72.0	11.0	-	15.0
加 茂 川 町	-	-	-	-	-	-	51.0	10.0	-	-
瀬 戸 町	81.0	49.0	11.0	-	10.0	10.0	139.0	14.0	14.0	10.0
山 陽 町	125.0	86.0	52.0	-	32.0	8.0	60.0	14.0	39.0	4.0
赤 坂 町	45.2	27.8	12.5	-	2.2	2.2	87.6	7.6	-	2.9
日 生 町	66.0	55.0	16.0	-	-	-	109.0	9.0	-	-
牛 窓 町	50.0	40.0	10.0	-	10.0	8.0	26.0	18.0	-	-
邑 久 町	95.0	76.0	23.0	-	26.0	19.0	50.0	33.0	-	-
長 船 町	113.0	65.0	23.0	-	13.0	13.0	62.0	25.0	22.0	4.0
灘 崎 町	141.0	96.0	51.0	-	20.0	-	74.0	14.0	-	-
早 島 町	24.0	14.0	12.0	3.0	10.0	4.0	63.0	27.0	61.0	2.0
船 穂 町	49.0	40.0	7.0	6.0	-	-	41.0	14.0	34.0	1.0
金 光 町	30.0	25.0	12.0	-	3.0	-	44.0	15.0	51.0	2.0
鴨 方 町	70.0	80.0	40.0	87.0	14.0	13.0	91.0	60.0	175.0	16.0
寄 島 町	9.0	11.0	6.0	1.0	3.0	1.0	7.0	3.0	1.0	1.0
里 庄 町	28.0	30.0	16.0	16.0	7.0	5.0	41.0	22.0	21.0	4.0
矢 掛 町	61.0	36.0	16.0	31.0	5.0	74.0	65.0	18.0	16.0	7.0
美 星 町	12.0	7.0	2.0	-	2.0	-	8.0	3.0	-	-
芳 井 町	8.2	6.6	2.7	2.4	4.0	22.7	11.4	2.9	3.8	0.5
加茂町・阿波村	11.0	9.0	4.0	-	4.0	-	19.0	8.0	-	-
柵 原 町	-	-	-	-	8.0	-	47.0	6.0	-	11.0
和気北部衛生施設組合	134.0	148.0	50.0	-	23.0	-	201.0	25.0	105.0	-
建部町久米南町衛生施設組合	-	-	-	-	-	-	65.0	15.0	-	-
岡山県中部環境施設組合	83.0	71.0	111.0	-	12.0	12.0	69.0	24.0	35.0	15.0
英北衛生施設組合	-	-	-	-	-	-	85.0	18.0	-	-
津山圏域東部衛生施設組合	146.0	88.0	34.0	49.0	20.0	62.0	117.0	39.0	51.0	17.0
津山圏域北部衛生施設組合	5.0	31.0	3.0	-	2.5	-	29.0	8.5	-	-
津山圏域西部衛生施設組合	16.0	10.0	26.0	-	-	-	94.0	32.0	-	-
真庭郡北部環境施設組合	-	-	-	-	-	-	122.0	28.0	-	-
高梁広域事務組合	278.0	229.0	58.0	-	72.0	-	172.0	77.0	64.0	55.0
美甘・新庄衛生組合	19.0	15.0	7.0	-	3.0	-	-	6.0	-	-
美作勝田英田町衛生施設組合	-	-	-	-	-	-	132.0	33.0	-	-
総社広域環境施設組合	517.0	460.0	173.0	-	114.0	86.0	402.0	86.0	173.0	28.0
まにわ中央環境施設組合	201.0	137.0	46.0	-	92.0	46.0	165.0	92.0	-	-
阿新広域事務組合	164.0	162.0	72.0	-	5.0	-	192.0	41.0	-	12.0
岡 山 県 合 計	8,936.4	7,343.4	2,902.2	1,276.4	1,458.7	1,248.9	7,773.0	1,696.0	1,927.8	422.4

（8）市町村（一部事務組合）の処理施設

（平成13年3月31日現在稼働中）

区分	地域名	施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	竣工 年度	構成市町村
焼却施設	岡山	岡山市岡南環境センター	岡山市豊成1-4-1	450	S53	岡山市
		岡山市当新田環境センター	" 当新田486-1	300	H5	"
		御津・加茂川環境施設組合ごみ処理施設	御津町紙工3783	18	S48	御津町, 加茂川町
		邑久牛窓清掃施設組合クリーンセンターかもめ	牛窓町牛窓228	30	H9	邑久町, 牛窓町
	山	長船町クリーンセンター	長船町西須恵160	16	H元	長船町
		玉野市東清掃センター	玉野市榎ヶ原3072-1	150	S53	玉野市（灘崎町）
	東	備前市クリーンセンター備前	備前市閑谷八木山859-4	34	H9	備前市
		日生町清掃工場	日生町寺山680	20	S52	日生町
		和気北部衛生施設組合ごみ処理施設	和気町益原1512-3	30	H6	熊山町, 吉井町, 和気町 吉永町, 佐伯町
		瀬戸町クリーンセンター	瀬戸町万富2370-1	24	H10	瀬戸町
	備	山陽町桜が丘清掃センター	山陽町中島千手谷317-1	30	S57	山陽町
		赤坂町環境センター	赤坂町多賀2546-6	6	H6	赤坂町
	倉敷	倉敷市白楽町ごみ焼却処理場	倉敷市白楽町424	300	S52	倉敷市（早島町）
		倉敷市水島清掃工場	倉敷市水島川崎通1-1-4	300	H6	"
		倉敷西部清掃施設組合ごみ焼却場	倉敷市玉島道越888-1	120	H10	倉敷市, 金光町, 船穂町
	井笠	総社広域環境施設組合吉備路クリーンセンター	真備町箭田481	180	H9	総社市, 山手村, 清音村 真備町
		岡山県西部環境整備施設組合里庄清掃工場	里庄町新庄3655	100	H10	笠岡市, 里庄町, 寄島町 鴨方町
	高梁	岡山県井原地区井原清掃施設組合井原クリーンセンター	井原市木之子町2192-1	90	H6	井原市, 矢掛町, 美星町 芳井町
		高梁広域事務組合清掃センター	高梁市段町748	56	H10	高梁市, 成羽町, 有漢町, 賀陽町, 川上町, 備中町
	阿新	岡山県中部環境施設組合コスモスクリーンセンター	北房町宮地631-3	30	H5	落合町, 北房町, 旭町
阿新広域事務組合クリーンセンター		新見市金谷252	46	H10	新見市, 大佐町, 神郷町 哲西町, 哲多町	
美甘新庄衛生組合美新清掃センター		新庄村5979	5	H3	美甘村, 新庄村	
庭	まにわ中央環境施設組合クリーンセンターまにわ	久世町樫西290	30	H11	勝山町, 久世町	
	真庭郡北部環境施設組合環境センター	中和村初和592-1	20	H3	川上村, 八束村, 中和村, 湯原町	
津山	津山市ごみ焼却場	津山市小桁401-15	60	S51	津山市	
	加茂町清掃センター	加茂町塔中661-2	10	S53	加茂町（阿波村）	
	柵原町クリーンセンター	柵原町連石856-1	6	H5	柵原町	
	津山圏域北部衛生施設組合清掃センター	奥津町井坂523-3	10	H4	奥津町, 富村, 上斎原村	

区分	地域名	施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	竣工 年度	構成市町村
焼却施設	津山	津山圏域西部衛生施設組合清掃センター	久米町中北下365	30	S57	中央町, 久米町, 鏡野町
		建部町久米南町衛生施設組合クリーンセンター	久米南町上神目313-6	13	H4	建部町, 久米南町
	勝英	英北衛生施設組合ごみ処理施設	作東町瀬戸長坂151-4	15	S63	作東町, 大原町, 東粟倉村, 西粟倉村
		美作勝田英田町衛生施設組合	美作町三倉田93	40	H2	美作町, 勝田町, 英田町
		津山圏域東部衛生施設組合	奈義町上町川186	25	S60	勝央町, 勝北町, 奈義町
	合計			33	2,594	
粗大ごみ処理施設	岡山	玉野市東清掃センター粗大ごみ処理場	玉野市榎ヶ原3072-5	35	H5	玉野市
	東備	和気北部衛生施設組合クリーンセンター	和気町益原1512-3	10	H5	熊山町, 吉井町, 和気町, 吉永町, 佐伯町
	倉敷	倉敷市東部粗大ごみ処理施設	倉敷市二子1917-4	80	H5	倉敷市
		総社広域環境施設組合吉備路クリーンセンター	真備町箭田481	34	H9	総社市, 山手村, 清音村, 真備町
	井笠	岡山県西部衛生施設組合粗大ごみ処理施設	笠岡市平成町105	40	H6	笠岡市, 井原市, 鴨方町, 里庄町, 芳井町, 美星町, 寄島町, 矢掛町
	高梁	高梁広域事務組合粗大ごみ処理施設	高梁市段町748	30	S54	高梁市, 成羽町, 有漢町, 賀陽町, 川上町, 備中町
		岡山県中部環境施設組合コスモスクリーンセンター	北房町宮地631-3	10	H5	落合町, 北房町, 旭町
	津山	津山市粗大ごみ処理施設	津山市小桁401-15	30	S62	津山市
		津山圏域西部衛生施設組合粗大ごみ処理施設	久米町中北下365	15	S62	中央町, 久米町, 鏡野町
	勝英	津山圏域東部衛生施設組合不燃物処理施設	奈義町上町川186	20	S55	勝央町, 勝北町, 奈義町
合計			10	304		
再生処理施設	東備	瀬戸町リサイクルセンター	瀬戸町万富2370-1	4	H10	瀬戸町
	井笠	鴨方町リサイクルセンター	鴨方町深田930-1	3	H8	鴨方町
		岡山県西部衛生施設組合リサイクルプラザ	笠岡市平成町105	27	H12	笠岡市, 井原市, 鴨方町, 里庄町, 芳井町, 美星町, 寄島町, 矢掛町
	高梁	高梁広域事務組合リサイクルプラザ	高梁市落合町阿部2527-1	9	H11	高梁市, 有漢町, 賀陽町, 成羽町, 川上町, 備中町
	真庭	まにわ中央環境施設組合リサイクルプラザ	久世町樫西290	11	H11	勝山町, 久世町
合計			5	54		
し尿処理施設	岡山	岡山市一宮浄化センター	岡山市一宮217	100	S42	岡山市
		"	"	200	S53	"
		岡山市当新田浄化センター	岡山市当新田488-4	70	S59	"
		岡山市犬島浄化センター	" 犬島179	1	S61	"
		岡山市外3町衛生施設組合し尿処理場	" 神崎町2676	180	H8	岡山市, 邑久町, 牛窓町, 瀬戸町

区分	地域名	施設名	設置場所	処理能力 kl/日	竣工 年度	構成市町村	
し 尿 処 理 施 設	岡	旭川中部衛生施設組合旭清苑	御津町鹿瀬650	42	H3	御津町, 久米南町, 建部町, 加茂川町	
		玉野市西清掃センター	玉野市深井町9-18	100	S50	玉野市	
	山	長船町衛生センター	長船町福里589-1	18	S61	長船町	
		東備	東備水道企業団し尿処理場	備前市穂浪2463-2	43	S38	備前市, 日生町
	和気赤磐し尿処理施設一部事務組合し尿処理場		和気町本2	60	H元	和気町, 吉永町, 熊山町, 佐伯町, 山陽町, 赤坂町, 吉井町	
	倉敷	倉	倉敷市白楽町し尿処理場	倉敷市白楽町424	100	S40	倉敷市
			倉敷市水島し尿処理場	” 水島川崎通1丁目	128	S44	”
			倉敷市玉島し尿処理場	” 玉島乙島8255	70	S56	”
		敷	備南衛生施設組合し尿処理場	” 茶屋町1919	80	S60	岡山市, 倉敷市, 早島町, 瀬崎町
	総社広域環境施設組合浄化		総社市窪木1101	80	S40	総社市, 山手村, 清音村, 真備町	
	井笠	岡山県西部衛生施設組合井笠広域クリーンセンター	笠岡市平成町100	210	S62	笠岡市, 井原市, 矢掛町, 美星町, 芳井町, 寄島町, 里庄町, 鴨方町	
			金光町浄化センター	金光町八重318-2	20	S63	金光町
	高梁	阿新	高梁広域事務組合し尿処理場	高梁市段町748	62	S50	高梁市, 成羽町, 賀陽町, 有漢町, 川上町, 備中町
			阿新広域事務組合し尿処理場	新見市金谷252	50	S51	新見市, 大佐町, 神郷町, 哲西町, 哲多町
			真庭	真庭衛生組合し尿処理場	落合町野原9-1	100	H6
	津山	勝英	津山圏域衛生処理組合津山圏域衛生処理センター	津山市川崎458	150	S58	津山市, 久米町, 勝北町, 中央町, 鏡野町, 奥津町, 上斎原村, 阿波村, 加茂町
			勝英衛生施設組合滝川苑	勝央町小矢田東河原31	74	S61	大原町, 美作町, 勝央町, 作東町, 英田町, 柵原町, 東粟倉村, 西粟倉村, 奈義町, 勝田町
	合計			22	1,938		

（9）市町村（一部事務組合）の最終処分場施設

（平成13年3月31日現在埋立中）

地域	最終処分場名 （設置場所）	市町村名・ 事務組合	所在地	設置 区分	土地所有				埋立 面積 （m ² ）	全体 容量 （m ³ ）	埋立物								設置年	
					自己	県	国	他			混合	可燃	不燃	資源	直搬	粗大	中間 残渣	焼却 残渣		その他
岡	岡山市三手最終処分場	岡山市	岡山市三手108-1	平地					12,600	59,700										1996
	岡山市山上最終処分場	岡山市	岡山市山上152	山間					56,900	500,000										1995
	玉野市一般廃棄物最終処分場	玉野市	玉野市和田7丁目802-8	山間					42,000	333,200										1992
山	邑久牛窓清掃施設組合一般廃棄物最終処分場	邑久牛窓清掃施設組合	牛窓町牛窓1099-3	平地					20,000	50,000										1977
	御津・加茂川環境施設組合最終処分場	御津・加茂川環境施設組合	御津町紙工3783外	山間					17,400	69,000										1973
	建部町久米南町衛生施設組合大田最終処分場	建部町久米南町衛生施設組合	建部町大田4204-5	山間					5,354	10,800										1985
東	備前市一般廃棄物最終処分場	備前市	備前市三石2952-1	山間					10,400	86,000										1983
	山陽町桜が丘清掃センター最終処分場	山陽町	山陽町中島地内	山間					6,995	48,028										1982
	赤坂町環境センター最終処分場	赤坂町	赤坂町多賀2546-6	山間					6,366	30,380										1976
	日生町一般廃棄物最終処分場	日生町	日生町寒河853-2	山間					4,390	15,554										1996
備	和気北部衛生施設組合クリーンセンター	和気北部衛生施設組合	和気町益原1512-3	山間					5,700	26,000										1994
	倉敷市東部最終処分場	倉敷市	倉敷市二子1917-4	山間					27,000	268,000										1994
敷	倉敷市児島下津井埋立処分地	倉敷市	倉敷市児島稗田2661外	山間					21,902	93,851										1979
	総社市一般廃棄物最終処分場	総社市	総社市下倉3784	山間					23,000	188,000										1982
	早島町一般廃棄物埋立処分地	早島町	早島町大字矢尾地内	山間					42,000	224,000										1981
	山手村ゴミ埋立地	山手村	山手村宿地内	山間					200	600										1970
	清音村大谷廃棄物捨場	清音村	清音村大字軽部999-3	山間					2,671	15,500										1970
	船穂町不燃物処分場	船穂町	船穂町大字船穂7040外	山間					7,924	56,124										1977
	真備町不燃物投入場	真備町	真備町大字箭田2165-1	山間					4,850	13,580										1987
井	井原市野々迫埋立処分場	井原市	井原市高屋町字野々迫509外	山間					7,095	30,000										1990
	金光町一般廃棄物最終処分場	金光町	金光町大字下竹地内	山間					8,400	39,700										1998
	鴨方町不燃物処理センター	鴨方町	鴨方町大字益坂1880-1,2	山間					7,000	95,000										1975
	岡山県西部衛生施設組合見崎山埋立処分地	岡山県西部衛生施設組合	笠岡市神島144-44	山間					25,000	190,000										1978

地域	最終処分場名 (設置場所)	市町村名・ 事務組合	所在地	設置 区分	土地所有				埋立 面積 (m ²)	全 体 容 量 (m ³)	埋立物								設置年	
					自己	県	国	他			混合	可燃	不燃	資源	直搬	粗大	中間 残渣	焼却 残渣		その他
高梁	高梁広域事務組合一般廃棄物最終処分場	高梁広域事務組合	高梁市松原町松岡5318	山間					22,000	126,000										1980
阿	新見市一般廃棄物最終処分場	新見市	新見市土橋2063-5	山間					5,377	26,700										1981
新	哲多町荻尾埋立地	哲多町	哲多町荻尾1820-1	山間					1,000	8,000										1974
真 庭	久世町ガレキ処分場	久世町	久世町樫東1379-18外	山間					5,629	36,485										1996
	真庭郡北部環境施設組合最終処分場	真庭郡北部環境施設組合	湯原町大字小童谷3-1	山間					5,800	50,000										1970
	まにわ中央環境施設組合一般廃棄物最終処分場	まにわ中央環境施設組合	久世町目木772-107外	山間					4,500	27,000										1999
津 山	津山市不燃物専用新埋立場	津山市	津山市横山648	山間					10,000	56,000										1998
	加茂町最終処分場	加茂町	加茂町塔中268-15	山間					11,106	25,000										1972
	柵原町クリーンセンター一般廃棄物最終処分場	柵原町	柵原町下谷連石856-1	山間					3,200	14,544										1991
	柵原町藤原一般廃棄物最終処分場	柵原町	柵原町藤原830	山間					6,000	15,056										1993
	津山圏域北部衛生施設組合清掃センター	津山圏域北部衛生施設組合	奥津町井坂523-3	平地					5,100	18,785										1995
	津山圏域西部衛生施設組合最終処分場	津山圏域西部衛生施設組合	中央町打穴西地内	山間					12,500	75,000										1978
	津山圏域西部衛生施設組合新最終処分場	津山圏域西部衛生施設組合	"	山間					1,800	3,900										1998
岡山県中部環境施設組合最終処分場	岡山県中部環境施設組合	久米郡旭町江与味3353	山間					4,500	24,500										2001	
勝	英北衛生施設組合埋立処分地施設	英北衛生施設組合	作東町瀬戸151-4	山間					2,698	12,312										1988
英	美作・勝田・英田町衛生施設組合皆木最終処分場	美作・勝田・英田町衛生施設組合	奈義町皆木376,377	山間					3,500	4,400										1989
合 計		39 施設							469,857	2,966,699										

(10) 市町村(一部事務組合)焼却施設の排ガス中のダイオキシン類測定結果

(平成11年12月1日～平成12年11月30日測定分)

施設名	炉型式	集じん器の種類	稼動年月	炉番号	処理能力(t/日)	測定年月日	ダイオキシン類濃度(ng-TEQ/m ³)
岡山市岡南環境センター	全連	EP	S53.12	1号炉	150	H12.06.23	1.500000
				2号炉	150	H12.06.23	0.800000
				3号炉	150	H12.06.23	0.670000
岡山市当新田環境センター	全連	BF	H06.02	1号炉	150	H12.07.11	0.240000
				2号炉	150	H12.07.12	0.130000
倉敷市白楽町ごみ焼却処理場	全連	EP+MC	S52.12	1号炉	150	H12.08.29	0.220000
				2号炉	150	H12.07.27	0.390000
倉敷市水島清掃工場	全連	BF	H06.12	1号炉	150	H12.07.18	0.022000
				2号炉	150	H12.07.18	0.024000
津山市ごみ焼却場	機バ	EP+MC	S51.04	1号炉	30	H12.10.20	75.000000
				2号炉	30	H12.10.20	75.000000
玉野市東清掃センター	全連	BF	S53.07	1号炉	75	H12.09.19	1.600000
				2号炉	75	H12.03.13	1.700000
備前市クリーンセンター備前	機バ	BF	H10.04	1号炉	17	H12.09.08	0.110000
				2号炉	17	H12.09.08	0.070000
瀬戸町瀬戸クリーンセンター	機バ	BF	H11.04	1号炉	12	H12.10.24	0.061000
				2号炉	12	H12.10.24	0.046000
山陽町清掃センター	機バ	MC	S47.04	1号炉	8	H12.10.24	30.000000
				2号炉	8	H12.10.24	30.000000
山陽町桜が丘清掃センター	機バ	BF	S57.10	1号炉	15	H12.10.18	0.022000
				2号炉	15	H12.10.18	0.025000
赤坂町環境センター	機バ	BF	H06.04	1号炉	6	H12.11.09	0.082000
日生町清掃工場	機バ	MC	S53.07	1号炉	10	H12.02.18	15.000000
				2号炉	10	H12.02.18	15.000000
長船町クリーンセンター	機バ	EP	H01.04	1号炉	8	H12.10.27	4.200000
				2号炉	8	H12.10.27	4.200000
加茂町清掃センター	機バ	MC	S53.04	1号炉	10	H12.07.25	7.007706
柵原町柵原クリーンセンター	機バ	EP	H06.03	1号炉	6	H12.11.17	3.600000
岡山県西部環境整備施設組合里庄清掃工場	機バ	BF	H11.03	1号炉	50	H12.08.31	0.780000
				2号炉	50	H12.08.31	0.310000
和気北部衛生施設組合クリーンセンター	機バ	BF	H06.04	1号炉	15	H12.03.28	0.460000
				2号炉	15	H12.03.28	0.460000
倉敷西部清掃施設組合清掃工場	准連	BF	H10.04	1号炉	60	H12.09.29	0.500000
				2号炉	60	H12.08.30	0.700000
阿新広域事務組合廃棄物処理センター	機バ	BF	H11.04	1号炉	23	H12.07.27	0.012000
				2号炉	23	H12.07.28	0.001500
邑久牛窓清掃施設組合クリーンセンターかもめ	機バ	BF	H09.04	1号炉	15	(H13.01.26)	0.022000
				2号炉	15	(H13.01.26)	0.054000
建部町久米南町衛生施設組合クリーンセンター	機バ	EP	H05.04	1号炉	13	H12.09.14	14.000000
岡山県中部環境施設組合コスモスクリーンセンター	機バ	BF	H06.03	1号炉	15	H12.07.13	0.790000
				2号炉	15	(H12.12.05)	3.800000
岡山県井原地区清掃施設組合井原クリーンセンター	准連	BF	H06.09	1号炉	45	(H13.01.24)	0.500000
				2号炉	45	H12.03.24	1.000000
英北衛生施設組合ごみ処理施設	機バ	BF	S63.03	1号炉	7.5	H12.10.13	1.100000
				2号炉	7.5	H12.10.13	0.230000
津山圏域東部衛生施設組合	機バ	EP	S59.10	1号炉	12.5	H12.11.29	2.600000
				2号炉	12.5	H12.11.29	2.600000
津山圏域北部衛生施設組合清掃センター	機バ	EP	H04.12	1号炉	10	H12.11.21	9.100000
津山圏域西部衛生施設組合清掃センター	機バ	MC	S58.03	1号炉	15	H12.11.30	19.000000
				2号炉	15	H12.11.30	19.000000
真庭郡北部環境施設組合環境センター	機バ	EP	H03.03	1号炉	10	H12.07.13	28.000000
				2号炉	10	H12.07.13	28.000000
高梁広域事務組合清掃センター	准連	BF	H10.06	1号炉	28	H12.09.14	0.480000
				2号炉	28	H12.09.21	0.810000
美甘新庄衛生組合美新清掃センター	機バ	MC	H03.04	1号炉	5	H12.10.31	30.400000
美作勝田英田町衛生施設組合環境美化センター	機バ	EP	H02.04	1号炉	20	H12.10.12	12.000000
				2号炉	20	H12.10.12	8.400000
御津・加茂川環境施設組合	機バ	MC	S48.04	1号炉	9	H11.12.17	42.000000
				2号炉	9	H11.12.17	42.000000
総社広域環境施設組合吉備路クリーンセンター	全連	BF	H09.04	1号炉	90	H11.12.01	0.290000
				2号炉	90	H12.06.30	0.009600
まにわ中央環境施設組合クリーンセンターまにわ	機バ	BF	H11.12	1号炉	15	H12.10.20	0.005900
				2号炉	15	H12.10.20	0.000130

(注1) 炉形式欄中、「全連」は全連続式、「准連」は准連続式、「機バ」は機械化バッチ式を示す。

(注2) 集じん器の種類欄中、「EP」は電気集じん器、「MC」はマルチサイクロン、「BF」はバグフィルターを示す。

（11）産業廃棄物焼却施設のダイオキシン類測定状況（平成12年度）

ア ダイオキシン類測定実施状況（施設数）

平成11年12月1日	平成11年12月2日～平成12年11月30日			平成12年12月1日	
供用中	新規供用	計	廃止	休止中	稼働中
77	1	78	5	12	61

イ ダイオキシン類排出濃度測定結果

測定結果数	ダイオキシン濃度 (ng-TEQ/m ³)	
	平均値	最小値～最大値
61	5.0	0～76

ウ ダイオキシン類排出濃度分布

ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³)							
0.1以下	1以下	5以下	10以下	40以下	80以下	80超	合計
17	7	21	11	4	1	0	61

（12）浄化槽保守点検業の岡山県知事登録状況

（平成13年4月1日現在）

登録番号	業者名	住所	電話番号	登録有効期間	営業区域に係る市町村名
1-3	妹尾産業(有)	岡山市箕島1306番地の26	086-282-0521	H13. 4. 1～H16. 3.31	瀬崎町、早島町（岡山市）
2-2	牛窓環境開発(有)	邑久郡牛窓町牛窓2800	0869-34-2232	H13. 4. 1～H16. 3.31	牛窓町
2-3	㈱東備環境	邑久郡長船町福里817	0869-26-5371	H13. 4. 1～H16. 3.31	邑久町、長船町
2-4	㈱邑久環境整備事業所	邑久郡邑久町尻海2855の45	08692-4-0550	H13. 4. 1～H16. 3.31	邑久町、牛窓町
3-1	㈱玉野民生公社	玉野市玉原3丁目20番1号	0863-31-1398	H13. 4. 1～H16. 3.31	玉野市
3-2	迫川清掃(有)	児島郡瀬崎町迫川1269	08636-2-3828	H13. 4. 1～H16. 3.31	瀬崎町
4-1	(有)日生環境	和気郡日生町寒河344	0869-74-0314	H13. 4. 1～H16. 3.31	日生町
4-2	(有)和気環境サービス	和気郡和気町日室139	0869-93-0473	H11. 3.15～H14. 3.14	吉永町、和気町
4-3	岩元音次（岩元清掃舎）	備前市伊部1280の3	0869-64-3405	H13. 4. 1～H16. 3.31	備前市
4-5	(有)瀬戸内浄化槽管理センター	備前市東片上633番地の4	0869-64-4537	H13. 4. 1～H16. 3.31	備前市
4-6	㈱備前浄化槽管理センター	備前市香登本48の5	0869-66-7612	H13. 4. 1～H16. 3.31	備前市
4-8	昭和開発㈱	備前市大内454の1	0869-66-7006	H13. 4. 1～H16. 3.31	備前市、長船町
4-9	㈱オーデックス	大阪市淀川区宮原4丁目4番50号	06-6392-4451	H13. 4. 1～H16. 3.31	備前市
4-10	(有)金中衛生社	備前市東片上1776の2	0869-64-2749	H13. 3.17～H16. 3.16	備前市
5-1	キョクトウ(有)	赤磐郡瀬戸町瀬戸646	08695-2-0384	H13. 4. 1～H16. 3.31	瀬戸町、山陽町、赤坂町、熊山町、吉井町、佐伯町（岡山市）
6-3	三原二郎（茶屋町清掃）	倉敷市亀山708の4	086-428-4439	H13. 4. 1～H16. 3.31	船穂町、（倉敷市）
8-1	㈱クリン・システム	倉敷市玉島783の2	086-522-5100	H13. 6. 3～H16. 6. 2	金光町、鴨方町、寄島町、里庄町、（倉敷市）

登録番号	業者名	住所	電話番号	登録有効期間	営業区域に係る市町村名
9-1	(有)中央クリーン	吉備郡真備町辻田149の5	0866-98-1960	H13. 4. 1~H16. 3.31	山手村、清音村、真備町
9-2	(有)フレヴァン	総社市久米309-4	0866-92-3931	H13. 4. 1~H16. 3.31	総社市
10-1	(株)アクア美保	笠岡市入江382-1	0865-67-3555	H13. 4. 1~H16. 3.31	笠岡市
10-2	(株)クリーンサービス・イバラ	井原市笹賀町2-1-10	0866-67-1721	H13. 4. 1~H16. 3.31	井原市、里庄町、芳井町
10-3	(株)井原環境保全	井原市大江町1323-1	0866-67-2332	H13. 4. 1~H16. 3.31	井原市、芳井町
10-4	柏本産業(有)	小田郡矢掛町矢掛2508番地の1	0866-83-1333	H13. 4. 1~H16. 3.31	矢掛町
10-5	矢掛美環産業(有)	小田郡矢掛町中60番地の5	0866-82-3200	H13. 4. 1~H16. 3.31	矢掛町
10-6	(有)中国水道	笠岡市相生1105	0865-66-4205	H13. 4. 1~H16. 3.31	笠岡市
10-7	岡山県環境整備事業協同組合	岡山市山田291の2	086-282-6455	H12. 2.17~H15. 2.16	津山市、笠岡市、新見市、瀬戸町、山陽町、備前市、鴨方町、北房町、大佐町、神郷町、落合町、湯原町、久世町、川上村、美作町、高梁市、有漢町、賀陽町(岡山市)(倉敷市)
10-8	ライフセンタ - 株式会社	笠岡市十一番町11-13	0865-62-2419	H12. 1.17~H15. 1.16	笠岡市
11-1	繩手商事(株)	高梁市落合町阿部802番地の1	0866-22-4469	H13. 4. 1~H16. 3.31	高梁市、有漢町、賀陽町、成羽町
12-1	(株)三美産業	川上郡川上町三沢4342番地の2	0866-48-2878	H13. 4. 1~H16. 3.31	総社市、美星町、川上町、備中町
13-1	環境管理(有)	新見市上市1518番地	0867-72-8670	H13. 4. 1~H16. 3.31	新見市、神郷町、哲多町、哲西町
14-1	真庭環境衛生管理(株)	真庭郡落合町下河内328番地の1	0867-55-2221	H13. 4. 1~H16. 3.31	勝山町、落合町、湯原町、久世町、美甘村、新庄村、川上村、八束村、中和村、富村、加茂川町、北房町、大佐町、旭町
14-3	(有)天 領	真庭郡久世町惣84番地の7	0867-42-0548	H11. 3.10~H14. 3. 9	久世町
15-1	(株)大 環	津山市東一宮73番地の1	0868-27-2424	H13. 4. 1~H16. 3.31	津山市、加茂町、興津町、上音原村、阿波村、鏡野町、中央町、久米町
16-2	(有)旭川環境	御津郡建部町宮地406番地の3	0867-22-0256	H13. 2.16~H16. 2.15	建部町、久米南町
16-3	(有)御津衛生センター	御津郡御津町宇垣1762番地の2	0867-24-1184	H10.11.24~H13.11.23	御津町、建部町
17-2	(有)アイビー産業	英田郡美作町三倉田572番地の1	0868-72-1677	H10. 9. 5~H13. 9. 4	作東町、英田町、柵原町
17-3	(有)近藤清掃	英田郡美作町林野224	08687-2-0726	H11. 4. 1~H14. 3.31	大原町、東粟倉村、西粟倉村、美作町
18-1	(有)勝央清掃	勝田郡勝央町岡24番地の3	0868-38-2271	H13. 4. 1~H16. 3.31	勝央町、勝北町
18-2	(有)田村商事	勝田郡奈義町豊沢554番地の5	0868-36-3305	H13. 4. 1~H16. 3.31	奈義町
18-3	宮元修(作州清掃)	勝田郡勝田町真加部1756-3	0868-77-0926	H12. 4. 1~H15. 3.31	勝田町、作東町

40業者

（13）第4次岡山県産業廃棄物処理計画の概要

1. 総 論

1) 計画策定の趣旨

・本計画は、産業廃棄物をめぐる情勢の変化、諸問題に適切に対処するため、今後の産業廃棄物の適正処理に関する行政の基本的方向を定めるものであり、行政はもとより、事業者、処理業者などの関係者の指針とするため策定したものである。

2) 計画期間

・平成12年度を初年度とし、平成16年度を目標年度としたものである。

2. 産業廃棄物対策計画の基本方針と処理目標

1) 基本方針

排出事業者責任の強化 発生抑制と資源化・減量化の推進
 適正処理の推進 処理施設の計画的な整備の促進

2) 処理目標

・発生量は平成9年度と同程度に、資源化・減量化率は段階的に引き上げて90.0%に、最終処分量は9年度実績の約3割の削減を目指すものである。

（単位：千t/年）

項目 \ 年度	年度		平成16年度 予 測 値	平成16年度 処 理 目 標
	平成9年度	平成16年度		
発 生 量	11,067(100 %)	11,768(100 %)	11,000(100 %)	11,000(100 %)
資源化・減量化量	9,552(86.3%)	10,248(87.1%)	9,905(90.0%)	9,905(90.0%)
最 終 処 分 量	1,498(13.5%)	1,488(12.6%)	1,066(9.7%)	1,066(9.7%)
保 管 量	17(0.2%)	31(0.3%)	29(0.3%)	29(0.3%)

注（ ）内の数値は、発生量に対する割合

・最終処分場の整備目標を平成16年度末で残存年数3年分を目指すものである。

項目 \ 年度	年度		平成16年度 目 標 値
	平成9年度	平成16年度	
埋立処分量 (千m ³)	1,228	1,103	1,103
残 存 容 量 (千m ³)	6,447	- 1,705	3,300

3. 産業廃棄物処理の具体的な施策

1) 排出事業者責任の強化

- ・ マニフェスト制度の周知徹底
- ・ 排出事業者に対する監視・指導の強化
- ・ 多量排出事業者に対する処理計画の作成指導の徹底
- ・ 環境犯罪に対する責任の追及

2) 発生抑制と資源化・減量化の推進

- ・ ゼロエミッション事業の推進
- ・ 多量排出事業者による処理計画作成の指導及び進行管理
- ・ 農業系産業廃棄物の適正処理等
- ・ リサイクルの推進
 - 最終処分量の多い5品目の減量化、リサイクルの推進
 - リサイクル技術の開発と情報の提供
 - 産業廃棄物交換情報制度の活用の推進
- ・ 環境マネジメントシステムの導入促進
- ・ グリーン購入の推進

3) 適正処理の推進

- ・ ダイオキシン類排出削減対策の指導強化
- ・ 新処理技術等の導入促進
- ・ 適正処理に係る講習会・研修会等の開催
- ・ 県外搬入の抑制に向けての対応
- ・ 情報管理システムの整備促進
- ・ 不法投棄等の防止
- ・ 不法投棄等への対処
- ・ 産業廃棄物に関する情報の公開
- ・ 産業廃棄物処理と環境との調和を図る条例等の検討
- ・ 災害時における適正処理の確保

4) 処理施設の計画的な整備の促進

- ・ 産業廃棄物処理施設の安定的確保
- ・ 公共関与によるモデル的処理施設整備の促進
 - 〔最終処分場の整備 当面は、発生量が多く、合理的、効率的な処理が期待できる臨海部を候補地とするとともに、県北、県中部地域についても、検討を進める。〕
 - 〔中間処理施設の整備 ガス化熔融炉等新処理技術を用いた中間処理施設の整備に向けて検討を進める。〕
- ・ 処理施設の建設促進策
- ・ 融資制度等の活用の推進

(14) 産業廃棄物の実態（平成9年度実績）

(ア) 業種別の発生量に対する資源化量、減量化量、最終処分量

(千t/年)

区 分	全業種	鉱 業	建設業	製造業	電気・水道業	運輸業	卸・小売業	サービ ス業	その他 の業種
発 生 量	11,067	241	1,168	8,669	946	6	19	17	0
資 源 化 量	5,970	8	635	5,161	149	3	8	5	0
有 償 物 量	3,984	0	2	3,837	143	1	0	0	0
再 生 利 用 量	1,986	8	633	1,324	6	3	8	5	0
減 量 化 量	3,582	147	51	2,722	649	1	4	7	0
最 終 処 分 量	1,498	86	474	780	147	1	5	5	0
保 管 量	17	0	8	6	0	0	1	0	0

(注) 「その他の業種」は、林業、漁業、金融・保険業、不動産業、公務の合計値

(イ) 種類別の発生量に対する資源化量、減量化量、最終処分量

(千t/年)

区 分	全種類	燃え殻	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	織 維 く ず	動植物 性残さ	ゴ ム く ず	金 属 く ず	ガラス 陶磁器 く ず	鉱さい	がれき 類	ば い じ ん	その他 産業 廃棄物
発 生 量	11,067	14	4,099	112	20	37	120	18	91	4	117	2	419	102	4,104	959	841	8
資 源 化 量	5,970	0	210	44	14	10	20	12	31	1	43	0	411	53	3,797	608	714	1
有 償 物 量	3,984	0	161	26	0	0	9	2	19	0	35	0	289	1	2,777	0	663	0
再 生 利 用 量	1,986	0	49	17	13	9	11	10	12	1	8	0	123	53	1,020	608	51	1
減 量 化 量	3,582	0	3,335	66	6	27	24	6	43	1	69	0	0	0	0	0	0	4
最 終 処 分 量	1,498	14	549	2	0	0	74	1	14	1	5	2	7	47	306	346	127	3
保 管 量	17	0	4	1	0	0	1	0	2	0	0	0	1	1	1	5	0	0

(注) 例えば、廃酸、廃アルカリ、廃油等に最終処分量が表示されているが、実際には、焼却等により燃え殻となったものが最終処分されている。しかし、この表における資源化量、最終処分量はこのような中間処理等による廃棄物の種類の変化を考慮していない。

7 自然環境関係

(1) 自然環境保全審議会開催状況（平成12年度）

開 催 年 月 日	区 分	審 議 事 項
平成12年8月1日	鳥 獣 部 会	鳥獣保護区の設定（2件）、鳥獣保護区の設定及び特別保護区の指定（1件）
	温 泉 部 会	温泉の掘削許可（2件）、温泉の動力装置許可（1件）
	全 体 会 議	部会の決議内容の報告、その他
平成13年2月19日	自 然 保 護 部 会	岡山県郷土記念物の指定（3件）、公園事業の決定（1件）、公園事業の変更（1件）
	鳥 獣 部 会	鉛散弾規制地域の設定（1件）
	温 泉 部 会	温泉の掘削許可（1件）、温泉の動力装置許可（3件）
	全 体 会 議	部会の決議内容の報告、岡山県自然保護基本計画の策定（1件）、岡山県郷土自然保護地域の指定（1件）、その他

（14）産業廃棄物の実態（平成9年度実績）

（ア）業種別の発生量に対する資源化量、減量化量、最終処分量

（千t/年）

区 分	全業種	鉱 業	建設業	製造業	電気・水道業	運輸業	卸・小売業	サービ ス業	その他 の業種
発 生 量	11,067	241	1,168	8,669	946	6	19	17	0
資 源 化 量	5,970	8	635	5,161	149	3	8	5	0
有 償 物 量	3,984	0	2	3,837	143	1	0	0	0
再 生 利 用 量	1,986	8	633	1,324	6	3	8	5	0
減 量 化 量	3,582	147	51	2,722	649	1	4	7	0
最 終 処 分 量	1,498	86	474	780	147	1	5	5	0
保 管 量	17	0	8	6	0	0	1	0	0

（注）「その他の業種」は、林業、漁業、金融・保険業、不動産業、公務の合計値

（イ）種類別の発生量に対する資源化量、減量化量、最終処分量

（千t/年）

区 分	全種類	燃え殻	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	織 維 く ず	動植物 性残さ	ゴ ム く ず	金 属 く ず	ガラス 陶磁器 く ず	鉱さい	がれき 類	ば い じ ん	その他 産業 廃棄物
発 生 量	11,067	14	4,099	112	20	37	120	18	91	4	117	2	419	102	4,104	959	841	8
資 源 化 量	5,970	0	210	44	14	10	20	12	31	1	43	0	411	53	3,797	608	714	1
有 償 物 量	3,984	0	161	26	0	0	9	2	19	0	35	0	289	1	2,777	0	663	0
再 生 利 用 量	1,986	0	49	17	13	9	11	10	12	1	8	0	123	53	1,020	608	51	1
減 量 化 量	3,582	0	3,335	66	6	27	24	6	43	1	69	0	0	0	0	0	0	4
最 終 処 分 量	1,498	14	549	2	0	0	74	1	14	1	5	2	7	47	306	346	127	3
保 管 量	17	0	4	1	0	0	1	0	2	0	0	0	1	1	1	5	0	0

（注）例えば、廃酸、廃アルカリ、廃油等に最終処分量が表示されているが、実際には、焼却等により燃え殻となったものが最終処分されている。しかし、この表における資源化量、最終処分量はこのような中間処理等による廃棄物の種類の変化を考慮していない。

7 自然環境関係

（1）自然環境保全審議会開催状況（平成12年度）

開 催 年 月 日	区 分	審 議 事 項
平成12年8月1日	鳥 獣 部 会	鳥獣保護区の設定（2件）、鳥獣保護区の設定及び特別保護区の指定（1件）
	温 泉 部 会	温泉の掘削許可（2件）、温泉の動力装置許可（1件）
	全 体 会 議	部会の決議内容の報告、その他
平成13年2月19日	自 然 保 護 部 会	岡山県郷土記念物の指定（3件）、公園事業の決定（1件）、公園事業の変更（1件）
	鳥 獣 部 会	鉛散弾規制地域の設定（1件）
	温 泉 部 会	温泉の掘削許可（1件）、温泉の動力装置許可（3件）
	全 体 会 議	部会の決議内容の報告、岡山県自然保護基本計画の策定（1件）、岡山県郷土自然保護地域の指定（1件） その他

（2）自然保護基礎調査の実績

調査事項名	年度	備 考
植 生 調 査	47～49	
郷土自然環境調査	48～49	
自然環境保全基礎調査（第1回）	48	環境庁委託調査
鳥類分布調査	48	
獣類分布調査	49	
基礎調査（昆虫生息）	50～51	
"（両生・は虫類）	52～54	
"（自然保護地域候補地）	53～55	
自然環境保全基礎調査（第2回）	53～54	環境庁委託調査（特定植物群落，動物分布，海岸，海域植生，河川，植生図）
基礎調査（湖沼湿地地域生物学術調査）	56～58 60～62	
" 高梁川上流県立自然公園 羅生門特別地域自然環境調査	59	
自然環境保全基礎調査（第3回）	58～62	環境庁委託調査（植生，特定植物群落，海域生物環境，河川，自然景観資源）
"（第4回）	63～平成4	環境庁委託調査（植生，巨樹・巨木，河川，藻場・干潟）
基礎調査 瀬戸内海島しょ部 生物学術調査	63～平成2	63．鹿久居島，元．北木島，2．六口島
"（原生林生物学術調査）	平成3～4	3．若杉原生林，4．毛無山
自然環境保全基礎調査（第5回）	5～10	環境庁委託調査（湿地，動植物分布，海辺，植生，特定植物群落調査，河川調査）
生物多様性調査（第1回）	6～11	環境庁委託調査（種の多様性調査）
生物多様性調査（第2回）	12～14	" "
基礎調査（河川源流地域特別調査）	6	新庄川・土用川
"（郷土自然保護地域特別調査）	7	安仁神社郷土自然保護地域
海域自然環境保全基礎調査	11	環境庁委託調査（海棲動物調査）

（3）みどりの少年隊結成状況

結成年度	結成隊数	（解 散）	累 計	備 考
47～50	7		7	緑丘小学校緑化少年団ほか
51～57	17		24	若杉少年山岳パトロール隊ほか
58	7		31	芥子山小学校みどりの少年隊ほか
59	11		42	大多府みどりの少年隊ほか
60	8		50	東曾根若葉緑の少年隊ほか
61	6		56	川関みどりの少年隊ほか
62	3		59	法曾緑の少年隊ほか
63	2	1	60	総社中央小学校みどりの少年隊ほか
元	3		63	竹部みどりの少年隊ほか
2	4	3	64	建部みどりの少年隊ほか
3	1	4	61	佐伯みどりの少年隊
4	2		63	邑久みどりの少年隊ほか
5	2	4	61	誕生寺みどりの少年団ほか
6	3		64	上南みどりの少年隊ほか
7	2		66	奈義みどりの少年隊ほか
8	6		72	里庄東小学校みどりの少年隊ほか
9	4	1	75	長船町行幸みどりの少年隊ほか
10	2		77	こせみどりの少年隊，川上みどりの少年隊
11	2		79	月田みどりの少年隊，富原みどりの少年隊
12	4		83	高瀬小学校みどりの少年隊ほか

(4) ガン・カモ科鳥類生息調査集計表(平成12年度)

番号	調査地				調査面積 (ha)	鳥獣保護区等の区分	調査人員 (人)	調査員代表	調査月日	天候	オシドリ	マガモ	カルガモ
	都市	町村	地名	地況									
1	岡山		児島湖・阿部池	淡水	1,000	保	7	三好 淳介	11.12	晴		3,872	578
							7	三好 淳介	1. 8	晴		2,954	410
			うち阿部池のみ	淡水	82	保			11.12			86	28
									1. 8			14	
2	岡山		百間川	内水面	250	銃禁	3	山根 昭	11.12	晴		303	24
							3	山根 昭	1.13	曇		91	24
3	邑久	牛窓久	錦海	塩田跡	200		2	北川 温之	11.12	晴		186	34
							1	北川 温之	1. 8	晴			
4	御津	加茂川旭	旭川ダム	内水面	400	保	1	村上 義徳	11.12	晴	108	34	
							1	丸山 健司	1. 8	晴	37	97	
5	和気	日生	日生諸島	海面	700		2	丸山 健司	11.11	晴		45	12
							2	丸山 健司	1. 7	曇	2	2	2
6	倉敷	玉島	玉島水島沖	河口海面	2,000		1	山崎 充茂	11.12	晴		173	1
							1	山崎 充茂	1.13	曇		146	3
7	笠岡	神島	笠岡干拓	干拓地海面	500	銃禁	1	津田 浩	11.10	晴		54	61
							1	津田 浩	1. 9	晴		107	36
8	川上	備中	新成羽川ダム	内水面	360	保	1	丸山 健司	11.12	晴	48	18	
							1	丸山 健司	1.14	曇	65	2	
9	新見		美穀湖	内水面	100	銃禁	9	小見山節夫	11.12	晴	40	113	
							4	小見山節夫	1.14	晴	1	114	
10	真庭	湯原	湯原湖	内水面	300	保	3	山田 信光	11.10	晴	224		54
							1	山田 信光	1. 8	雨		62	21
11	玉野		深山公園	内水面	300	保	1	藤原 淳子	11.12	晴			
							1	藤原 淳子	1. 8	晴		1	
12	岡山		旭川(三野公園前)	内水面	400	銃禁	1	大塚 利昭	11.12	晴			2
							1	大塚 利昭	1. 8	晴			9
13	岡山	邑久	吉井川(鴨越井堰)	内水面	230	銃禁	1	森本 章男	11.12	晴		433	
							1	森本 章男	1.13	晴		218	69
14	赤磐	山陽	日古木大池	内水面	100	銃禁	1	石原 敏夫	11.13	晴		78	2
							1	石原 敏夫	1. 8	晴		32	
15	浅口	寄島	寄島干拓	干拓地海面	192	銃禁	1	坂本 明弘	11.12	晴		106	4
							1	坂本 明弘	1. 8	晴		153	
合計(15箇所)					7,114		35				420	5,415	772
							27				105	3,979	574

（単位：羽）

コ ガ モ	カ															不 明 種	合 計
	ト モ エ ガ モ	ヨ シ ガ モ	オ カ ヨ シ ガ モ	ヒ ド リ ガ モ	ア メ リ カ ヒ ド リ	オ ナ ガ ガ モ	ハ シ ビ ロ ガ モ	ホ シ ハ ジ ロ	キ ン ク ロ ハ ジ ロ	ス ズ ガ モ	ツ ク シ	ホ オ ジ ロ	ミ コ ア イ サ	ウ ミ ア イ サ	カ ワ ア イ サ		
976		7	75	2,055		1,780	54	5,425	10	195			12			20	15,059
1,479		84	210	3,813		2,485	407	9,065	1,011	227	13		59				22,217
226						1,480											1,820
279				13		2,297					13						2,616
194			37	196				3									757
228			72	64		90											569
14			6	163		75	52	115									645
																	0
																	142
				67													201
13																	70
14		2						1									23
2		16	42	183		46	3	5		3			2				476
	4	9	43	287	1	26			3	2	82	1					607
39			18	210		117	165	160	6	281							1,111
24			38	271		102	267	184	59	2,848	3		8				3,947
													3				69
																	67
																	153
																	115
								7									285
21				7				17	11								139
13				365													378
35				582		14											632
																	2
				1													10
3		2	34	4		20		2		2							500
112	8	20	31	59		949		559	27				1				2,053
5				15				4									104
				25				15	4								76
7			34	102		22	15	673	3								966
17			4	46		30	20	604	23		3						900
1,266	0	25	246	3,293	0	2,060	289	6,394	19	481	0	0	17	0	0	20	20,717
1,930	12	115	398	5,222	1	3,696	694	10,445	1,138	3,077	101	1	68	0	0	0	31,556

8 地球環境関係

（1）酸性雨調査結果

調査期間	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
岡山地方振興局	4.8	4.6	4.6	4.7	4.6	4.6	4.5	4.8	4.8	-	-
東備地方振興局	5.0	4.9	5.2	4.8	4.7	4.6	4.5	4.7	-	5.0	-
倉敷地方振興局	4.7	4.6	4.7	4.7	4.8	4.9	4.6	4.8	-	-	4.6
井笠地方振興局	4.8	4.9	4.9	4.9	5.0	5.1	4.6	4.8	4.7	-	-
高梁地方振興局	5.4	5.0	4.9	5.1	4.9	5.2	4.9	4.9	-	5.0	-
阿新地方振興局	5.6	5.3	5.1	5.3	5.4	5.1	5.1	5.4	-	-	4.7
真庭地方振興局	4.8	4.7	4.8	4.9	4.6	4.8	4.6	4.7	4.7	-	-
津山地方振興局	4.8	4.8	4.8	4.8	5.0	5.0	4.7	5.0	-	4.9	-
勝英地方振興局	4.8	4.7	4.7	5.0	4.7	4.8	4.6	4.6	-	-	4.6
吉備高原都市	4.7	4.6	4.6	4.8	4.7	4.7	4.6	4.8	4.8	4.7	4.5
全地点年平均値	4.9	4.8	4.8	4.9	4.8	4.9	4.7	4.9	4.8	4.9	4.6

（注）数値は、年平均値

（2）酸性霧調査結果

調査年度	調査地点	採取年月日	採取時刻	pH
平成2年度	落合町	H. 2. 11. 14	(5時間)	6.0
	岡山市	H. 2. 11. 15	(5時間)	5.3
	英田町	H. 2. 11. 20	(5時間)	5.4
平成3年度	落合町	H. 3. 12. 5	1:00~2:00	5.7
	落合町	H. 3. 12. 5	2:00~3:00	5.9
	落合町	H. 3. 12. 5	3:00~4:00	5.9
	中央町	H. 3. 12. 5	7:30~8:30	5.6
平成4年度	落合町	H. 4. 11. 18	4:00~7:00	6.4
	高梁市	H. 4. 12. 9	6:30~7:30	5.5
	高梁市	H. 4. 12. 9	7:35~8:35	5.5
	高梁市	H. 4. 12. 9	8:40~9:40	5.8
平成5年度	落合町	H. 5. 12. 8	5:00~8:00	6.0
	津山市	H. 5. 12. 16	8:00~10:00	5.4
	津山市	H. 5. 12. 20	10:00~11:00	6.0
	津山市	H. 5. 12. 20	11:00~12:00	5.4
平成6年度	津山市	H. 6. 12. 22	7:00~9:30	5.7
	津山市	H. 6. 12. 27	7:50~8:20	5.7
平成7年度	津山市	H. 7. 11. 19	7:00~8:30	5.6
	津山市	H. 7. 11. 19	8:30~10:00	5.6
	津山市	H. 7. 12. 11	7:00~8:30	5.4
	津山市	H. 7. 12. 11	8:30~9:30	5.5
平成8年度	津山市	H. 8. 12. 14	7:00~9:00	6.2
	津山市	H. 8. 12. 16	6:30~9:00	6.4
	津山市	H. 8. 12. 26	4:00~7:00	5.0
	津山市	H. 8. 12. 26	7:00~8:00	4.9

9 その他環境関係

（1）核燃料サイクル開発機構人形峠環境技術センター周辺に係る監視測定結果

1 連続測定結果

表 - 1 空間ガンマ線線量率

測定局	年月	平成12年										平成13年			年間値	過去の測定結果					管理目標値	法令値
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	H11		H10	H9	H8	H7			
人形峠 μGy/h	平均値	0.066	0.068	0.065	0.064	0.063	0.063	0.063	0.063	0.061	0.050	0.038	0.047	0.059	0.062	0.063	0.065	0.060	0.058	0.087	1mSV/年 0.143	
	最大値	0.093	0.090	0.093	0.080	0.087	0.080	0.082	0.092	0.086	0.077	0.079	0.079	0.093	0.106	0.099	0.104	0.105	0.108			
赤和瀬 μGy/h	平均値	0.044	0.049	0.050	0.050	0.050	0.050	0.051	0.049	0.038	0.029	0.032	0.045	0.044	0.046	0.049	0.048	0.044				
	最大値	0.064	0.070	0.070	0.063	0.067	0.063	0.068	0.076	0.078	0.061	0.066	0.061	0.078	0.086	0.078	0.086	0.098	0.089			
天王 μGy/h	平均値	0.060	0.060	0.059	0.061	0.062	0.063	0.062	0.062	0.062	0.053	0.040	0.049	0.058	0.054	0.055	0.059	0.057	0.045			
	最大値	0.080	0.085	0.080	0.083	0.080	0.079	0.079	0.083	0.088	0.081	0.061	0.081	0.088	0.095	0.082	0.093	0.108	0.084			

（注）バックグラウンド値 人形峠局：最大0.129 最小0.020，赤和瀬局：最大0.099 最小0.013 μGy/h
天王は、H4から測定開始，バックグラウンド値は設定されていない。

表 - 2 大気中ふっ素

測定局	年月	平成12年										平成13年			年間値	過去の測定結果					管理目標値	検出下限値
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	H11		H10	H9	H8	H7			
人形峠 10 ⁻⁴ mg/m ³	平均値	-	-	0.42	0.46	0.42	-	-	-	-	-	-	0.45	0.48	0.48	-	0.54	-				
	最大値	ND	ND	0.42	0.56	0.42	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.56	0.68	0.56	ND	0.54	ND				
	出現回数	0	0	1	5	1	0	0	0	0	0	0	7	12	3	0	1	0				
赤和瀬 10 ⁻⁴ mg/m ³	平均値	-	-	-	0.47	-	-	-	-	-	-	-	0.47	-	-	-	0.54	-				
	最大値	ND	ND	ND	0.51	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.51	ND	ND	ND	0.67	ND				
	出現回数	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3	0				
天王 10 ⁻⁴ mg/m ³	平均値	-	-	0.46	-	-	-	-	-	-	-	-	0.46	0.47	-	-	0.46	-				
	最大値	ND	ND	0.46	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.46	0.53	ND	ND	0.46	ND				
	出現回数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0	2	0				

（注）(1) ND：検出下限値未満
(2) 出現回数：検出下限値以上の出現回数

2 サンプル測定結果

表 - 3 空間ガンマ線線量率

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果	過去の測定結果						管理目標値	法令値
				平成12年度	平成11年度	平成10年度	平成9年度	平成8年度	平成7年度		
空間ガンマ線 μGy/h	6	24 24	平均値 最大値	0.079 0.106	0.085 0.108	0.086 0.107	0.086 0.103	0.075 0.101	0.076 0.105	0.087	0.143

（注）バックグラウンド値は測定地点により異なるが，最大0.071～0.134 μGy/hである。

表 - 4 ウラン（U - 238）

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果	過去の測定結果						管理 目標値	法令値	分析 目標 レベル
				平成12年度	平成11年度	平成10年度	平成9年度	平成8年度	平成7年度			
河川水 10 ⁻³ Bq/cm ³	13	46 46	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.1	20	0.03
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND				
大気浮遊じん 10 ⁻⁹ Bq/cm ³	5	10 10	平均値	ND	<0.004	ND	ND	ND	ND	1.4	4	0.005
			最大値	ND	0.001	ND	ND	ND				
河底土 Bq/g（乾）	5	10 10	平均値	0.019	0.019	0.028	0.018	0.030	0.028	1.8	-	0.001
			最大値	0.030	0.040	0.059	0.028	0.041	0.060			
土 畑土 Bq/g（乾）	2	4 4	平均値	0.033	0.034	0.037	0.032	0.025	0.029	1.8	-	0.001
			最大値	0.037	0.044	0.055	0.046	0.036	0.061			
土 水田土 Bq/g（乾）	2	4 4	平均値	0.035	0.041	0.045	0.034	0.039	0.045	1.8	-	0.001
			最大値	0.047	0.053	0.071	0.048	0.054	0.061			
計	27	74/74										

（注）（1）測定結果が計測誤差の3倍未満の場合はND（不検出）と表示する。（以下取扱いは同じ）

（2）NDを含んだデータを平均する場合は、ND = 分析目標レベルとして計算し、平均値に不等号を付けて表示する。（以下取扱いは同じ）

表 - 5 ラジウム

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果	過去の測定結果						管理 目標値	法令値	分析 目標 レベル
				平成12年度	平成11年度	平成10年度	平成9年度	平成8年度	平成7年度			
河川水 10 ⁻⁵ Bq/cm ³	13	46 46	平均値	ND	ND	<0.7	ND	ND	ND	3.7	300	0.7
			最大値	ND	ND	0.63	ND	ND	ND			
大気浮遊じん 10 ⁻¹⁰ Bq/cm ³	5	10 10	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	7.4	500	0.3
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
河底土 Bq/g（乾）	5	10 10	平均値	0.053	0.041	0.049	0.050	0.052	0.046	1.8	-	0.007
			最大値	0.086	0.059	0.079	0.075	0.093	0.071			
土 畑土 Bq/g（乾）	2	4 4	平均値	0.054	0.037	0.043	0.046	0.058	0.060	0.74	-	0.007
			最大値	0.060	0.058	0.054	0.051	0.064	0.061			
土 水田土 Bq/g（乾）	2	4 4	平均値	0.054	0.053	0.047	0.057	0.057	0.057	0.74	-	0.007
			最大値	0.061	0.063	0.056	0.071	0.076	0.070			
計	27	74/74										

表 - 6 ふっ素

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果	過去の測定結果						管理 目標値	検出 下限値
				平成12年度	平成11年度	平成10年度	平成9年度	平成8年度	平成7年度		
河川水 mg/l	4	4 4	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.5	0.05
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
計	4	4/4									

表 - 7 放流水

測定項目	測定地点数	実施数 計画数	測定結果	過去の測定結果						管理 目標値	法令値	分析 目標 レベル
				平成12年度	平成11年度	平成10年度	平成9年度	平成8年度	平成7年度			
ウラン 10 ⁻³ Bq/cm ³	1	4 4	平均値	ND	ND	<0.04	ND	ND	ND	-	20	0.03
			最大値	ND	ND	0.05	ND	ND	ND			
ラジウム 10 ⁻⁵ Bq/cm ³	1	4 4	平均値	ND	ND	<0.91	<0.86	ND	ND	-	300	0.7
			最大値	ND	ND	1.53	1.35	ND	ND			
ふっ素 mg/l	1	1 1	測定値	0.05	0.06	0.06	0.08	0.06	0.09	-	15	0.05

（2）中津河捨石堆積場に係る環境放射線等監視測定結果

表 - 8 空間ガンマ線線量率

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果	過去の測定結果						管理 目標値	法令値
				平成12年度	平成11年度	平成10年度	平成9年度	平成8年度	平成7年度		
空間線 μGy/h	2	8 8	平均値	0.070	0.076	0.077	0.078	0.069	0.067	0.087	0.143
			最大値	0.097	0.107	0.103	0.102	0.096	0.091		

(注)バックグラウンド値：0.096 μGy/h

表 - 9 ウラン（U - 238）

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果	過去の測定結果						管理 目標値	法令値	分析 目標 レベル
				平成12年度	平成11年度	平成10年度	平成9年度	平成8年度	平成7年度			
河川水 10 ⁻³ Bq/cm ³	3	12 12	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.1	20	0.03
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
大気浮遊じん 10 ⁻⁹ Bq/cm ³	1	2 2	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.4	4	0.005
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
河底土 Bq/g（乾）	2	2 2	平均値	0.017	0.017	0.010	0.010	0.011	0.012	1.8	-	0.001
			最大値	0.022	0.022	0.010	0.010	0.011	0.012			
計	6	16/16										

表 - 10 ラジウム（Ra - 226）

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果	過去の測定結果						管理 目標値	法令値	分析 目標 レベル
				平成12年度	平成11年度	平成10年度	平成9年度	平成8年度	平成7年度			
河川水 10 ⁻⁵ Bq/cm ³	3	12 12	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	3.7	300	0.7
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
大気浮遊じん 10 ⁻¹⁰ Bq/cm ³	1	2 2	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	7.4	500	0.3
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
河底土 Bq/g（乾）	2	2 2	平均値	0.038	0.027	0.041	0.046	0.038	0.028	1.8	-	0.007
			最大値	0.039	0.030	0.048	0.048	0.041	0.035			
計	6	16/16										

表 - 11 大気中ラドン

測定対象	測定地点	実施数 計画数	測定結果	過去の測定結果				国内における濃度レベル		分析目標 レベル
				平成12年度	平成11年度	平成10年度	平成9年度	屋内*1	屋内*2	
大気中 ラドン Bq/m ³	堆積場口	4 4	平均値	27.1	19.8	22.5	23.2	平均 15.5	平均 6.3	0.6
			最大値	43.8	29.2	40.2	31.4			
	民家	4 4	平均値	10.9	10.3	15.1	12.1	最大 208	最大 18.4	
			最大値	13.1	12.0	19.7	13.6			
岡山市 （対照地点）	4 4	平均値	6.1	6.7	8.1	9.7				
		最大値	8.5	9.1	10.1	12.0				

(注)検出素子はCR - 39

*1 H4～H8 科学技術庁による全国899家屋を対象とした調査結果。

*2 H9 日本分析センターによる全国235地点の調査結果。中国地方は高い傾向がある。

ラドン濃度に関する基準値は定められていないが、国際放射線防護委員会（ICRP）は屋内ラドン濃度の対策レベルを400Bq/m³としている。

（3）回収ウラン転換実用化試験に係る環境放射線等監視測定結果

表 - 12 プルトニウム（239 + 240）測定結果

測定対象	測定地点名	監視測定結果 平成12年度		過去の測定結果								分析目標レベル	
		下期	上期	監視測定				事前調査					
				平成11年度 下期	平成11年度 上期	平成10年度 下期	平成10年度 上期	平成9年度 下期	平成6年度 上期	平成5年度 下期			
人形峠事業所周辺	大気浮遊じん mBq/m ³	天王	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002
		赤和瀬	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	河川水 mBq/ℓ	池河川上流	0.014	0.0076	0.014	ND	0.007	ND	0.012	ND	ND	ND	0.02
		池河川中流	0.0055	ND	0.011	ND	ND	ND	0.01	ND	ND	ND	
	畑土 Bq/kg乾	天王	0.76(0.022)	0.77(0.035)	0.76(0.024)	0.82(0.028)	1.10(0.040)	0.65	0.65	0.89	0.082	0.082	0.04
		赤和瀬	0.40	0.33	0.32	0.32	0.39	0.23	0.61(0.027)	0.32	0.052	0.052	
	水田土 Bq/kg乾	天王	0.27	-	0.46	-	0.37	-	0.28(0.015)	0.26	-	-	0.04
		赤和瀬	0.35(0.016)	-	0.49(0.016)	-	0.41	-	0.32	0.51	-	-	
	野菜 Bq/kg生	天王	ND	ND	ND	0.0012	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004
		赤和瀬	ND	ND	ND	0.0017	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
精米 Bq/kg生	天王	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND	0.004	
	赤和瀬	ND	-	ND	-	ND	-	ND	-	ND	ND		
淡水魚 Bq/kg生	奥津以北	ND	-	ND	-	-	-	ND	-	ND	ND	0.004	

（注）（ ）内は検出されたプルトニウム²³⁸の値
平成10年度淡水魚は、台風10号の影響によりサンプリングできなかった。

プルトニウム（239 + 240）対照地域測定結果（参考）

測定対象	測定地点名	事前調査結果		分析目標レベル	
		平成6年度 上期	平成5年度 下期		
対照地域	河川水 mBq/ℓ	旭川中流	ND	ND	0.02
		久世町	ND	ND	
	畑土 Bq/kg乾	八束村	0.45	0.23	0.04
		久世町	0.53	0.59	
		玉野市	0.24	0.20	
	水田土 Bq/kg乾	八束村	0.50	-	0.04
		久世町	0.24	-	
		玉野市	0.13	-	
	野菜 Bq/kg生	八束村	ND	ND	0.004
		久世町	ND	ND	
玉野市		ND	ND		
精米 Bq/kg生	八束村	-	ND	0.004	
	久世町	-	ND		
	玉野市	-	ND		
淡水魚 Bq/kg生	奥津以北	-	ND	0.004	

（4）管理目標値

項目	管理目標値	備考
排水	管理区域における数値 (3.7)	排出時の測定毎の濃度 3月間についての平均濃度
	全線又は全線 ウラン 22×10^{-3} Bq/cm ³	
	ラジウム 2.2×10^{-3} Bq/cm ³	
	ふっ素 1.8×10^{-3} Bq/cm ³ 8~10 mg/l	
排気	管理区域における数値 (3.7)	1月間についての平均濃度 3月間についての平均濃度
	全線 7.4×10^{-9} Bq/cm ³	
	ウラン 1.8×10^{-9} Bq/cm ³	
	ラジウム 3.7×10^{-9} Bq/cm ³ ふっ素 3.3×10^{-4} mg/m ³	
河川水	敷地境界における数値	測定毎の濃度
	ウラン 1.1×10^{-3} Bq/cm ³	
	ラジウム 3.7×10^{-5} Bq/cm ³ ふっ素 0.5 mg/l	
大気ダスト	敷地境界における数値	測定毎の濃度
	ウラン 1.4×10^{-9} Bq/cm ³	
	ラジウム 7.4×10^{-10} Bq/cm ³ ふっ素 3.3×10^{-4} mg/m ³	
土壌	河底土	測定毎の濃度
	ウラン 1.8 Bq/g	
	ラジウム 1.8 Bq/g	測定毎の濃度
	畑土、水田土 ウラン 1.8 Bq/g ラジウム 0.74 Bq/g	
空間線量率	敷地空間における空間線量率 線 0.087 μGy/時	3月間毎の線量率

(注)()内は、ウラン濃縮工場に係る数値

管理目標値は、県、上斎原村、核燃料サイクル開発機構の3者で締結している「環境保全協定」の中で定めており、原子炉等規制法、鉱山保安法、水質汚濁防止法による規制値より厳しい値としている。

また、管理目標値には、自然の放射線（バックグラウンド）は含まれず、事業活動に起因する放射線を対象としている。

10 その他の資料

環境省による平成12年度水環境中の内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）実態調査の結果概要

1 調査目的

平成10年5月に策定された「外因性内分泌攪乱化学物質問題への環境庁の対応方針について - 環境ホルモン戦略計画 SPEED '98 - 」に基づき、環境省が、平成10年度から、内分泌攪乱作用を有すると疑われる化学物質の存在状況を把握するために、公共用水域（水質及び底質）等について調査を行っているものである。

2 調査内容

(1) 対象物質

「SPEED '98」にリストアップされている65項目のうち、農薬を除く20項目等

物質名	SPEED 98 No.	主な用途等
ポリ塩化ビフェニール類（PCB）	2	熱媒体、ノンカーボン紙、電気製品
ポリ臭化ビフェニール類（PBB）	3	難燃剤
トリブチルスズ	33	船底塗料、漁網防汚剤
トリフェニルスズ	34	船底塗料、漁網防汚剤
アルキルフェノール類（C4～C9）	36	界面活性剤の原料、分解生成物
ビスフェノールA	37	樹脂の原料
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	38	プラスチックの可塑剤
フタル酸ブチルベンジル	39	プラスチックの可塑剤
フタル酸ジ-n-ブチル	40	プラスチックの可塑剤
フタル酸ジシクロヘキシル	41	プラスチックの可塑剤
フタル酸ジエチル	42	プラスチックの可塑剤
ベンゾ（a）ピレン	43	（非意図的生成物）
2,4-ジクロロフェノール	44	染料中間体
アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	45	プラスチックの可塑剤
ベンゾフェノン	46	医薬品合成原料、保香剤等
4-ニトロトルエン	47	2,4-ジニトロトルエンなどの中間体
オクタクロロスチレン	48	（有機塩素系化合物の副生成物）
フタル酸ジベンチル	63	（日本では非生産）
フタル酸ジヘキシル	64	（日本では非生産）
フタル酸ジプロピル	65	（日本では非生産）
17β-エストラジオール	-	人畜由来の女性ホルモン
17α-エストラジオール	-	人畜由来の女性ホルモン
エチニルエストラジオール	-	経口避妊薬

(2) 調査地点

区 分	岡 山 県	全 国								
水 質	砂川 新橋 笹ヶ瀬川 笹ヶ瀬橋 児島湖 湖心 水島地先海域 玉島港沖合	171地点 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>河 川</td><td>124地点</td></tr> <tr><td>湖 沼</td><td>6地点</td></tr> <tr><td>海 域</td><td>17地点</td></tr> <tr><td>地下水</td><td>24地点</td></tr> </table>	河 川	124地点	湖 沼	6地点	海 域	17地点	地下水	24地点
河 川	124地点									
湖 沼	6地点									
海 域	17地点									
地下水	24地点									
底 質	水島地先海域 玉島港沖合	48地点 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>河 川</td><td>33地点</td></tr> <tr><td>湖 沼</td><td>4地点</td></tr> <tr><td>海 域</td><td>11地点</td></tr> </table>	河 川	33地点	湖 沼	4地点	海 域	11地点		
河 川	33地点									
湖 沼	4地点									
海 域	11地点									

3 調査結果

(1) 水 質

岡山県内で検出された物質(7物質)の検出濃度及び全国の様子は、下表のとおりである。

(濃度の単位: $\mu\text{g}/\ell$ 、PCBのみ ng/ℓ)

物 質 名	岡 山 県				全 国 の 状 況	
	新 橋	笹ヶ瀬橋	湖 心	玉島港沖合	検出地点数 測定地点数	検 出 範 囲
PCB	N. D.	0.18	0.87	0.02	$\frac{131}{171}$	N. D. ~ 150
ビスフェノールA	0.02	0.72	0.07	0.03	$\frac{82}{171}$	N. D. ~ 0.72
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	N. D.	0.4	N. D.	0.6	$\frac{49}{170}$	N. D. ~ 6.9
フタル酸ジ-n-ブチル	N. D.	0.3	N. D.	0.3	$\frac{12}{170}$	N. D. ~ 0.9
17- β -エストラジオール	0.0017	0.0012	0.0012	0.0002	$\frac{133}{171}$	N. D. ~ 0.28
17- α -エストラジオール	0.0006	0.0002	N. D.	N. D.	$\frac{47}{171}$	N. D. ~ 0.021
エチニルエストラジオール	0.0006	N. D.	N. D.	N. D.	$\frac{9}{171}$	N. D. ~ 0.0008

(2) 底 質

岡山県内で検出された物質 (7 物質) の検出濃度及び全国の状況は、下表のとおりである。

(濃度の単位 : $\mu\text{g}/\text{kg}$)

物 質 名	岡 山 県	全国の状況	
	玉島港沖合	$\frac{\text{検出地点数}}{\text{測定地点数}}$	検 出 範 囲
PCB	6.6	$\frac{47}{48}$	N. D. ~ 770
トリブチルスズ	22	$\frac{44}{48}$	N. D. ~ 300
トリフェニルスズ	2.1	$\frac{14}{48}$	N. D. ~ 10
ベンゾ (a) ピレン	84	$\frac{45}{48}$	N. D. ~ 3,000
フタル酸ジ・2-エチルヘキシル	56	$\frac{47}{48}$	N. D. ~ 6,100
17- β -エストラジオール	0.14	$\frac{46}{48}$	N. D. ~ 1.4
17- α -エストラジオール	0.02	$\frac{39}{48}$	N. D. ~ 0.50

11 環境用語の解説

あ～	アースデイ	アースデイは、1970年4月22日、米国のデニス・ヘイズ氏（後の上院議員）の宣言により誕生したもので、これを契機に環境問題へのアクションが全米に広がり、環境保護庁設置や環境法整備へと発展した。その後アースデイは世界中へ広がり、1990年には延べ141ヶ国、2億人が参加する一大イベントとなった。2000年のアースデイには、163ヶ国、3000地域で5億人が参加したとされる。
	I S O 14001	国際標準化機構（International Organization for Standardization）が発行した環境マネジメントシステム（ ）の国際規格。P D C A（Plan、Do、Check、Action）サイクルにより各企業等が与える環境への影響を継続的に改善していくことが特徴で、自ら目的や目標を設定し、その目的・目標達成に向け継続的に取り組むことにより、結果として環境パフォーマンスの向上を図ることをねらいとしている。近年、環境への取組が企業の社会的評価につながることで、省資源・省エネ、リサイクル等が中長期的にはコストダウンにつながるなどから、認証取得を行う企業が増加している。また、自治体の認証取得も増加している。なお、I S O 14000シリーズは、「環境マネジメントシステム」（14001、14004）、「環境監査」（14010～14012）、「環境ラベル」（14020）、「環境パフォーマンス」（14031）、「ライフサイクル評価（アセスメント）」（14040～14041）等で構成されている。
	愛鳥週間	5月10日から16日の1週間。この時期がちょうど野鳥の繁殖期に当たるため、この週間行事を通じて愛鳥の精神を普及しようとするもの。
	アイドリング・ストップ	自動車は停止しているときでも多くの排出ガスが出るため、停止状態のときはエンジンを止めること。大気汚染（ ）防止及び地球温暖化（ ）防止の観点から、岡山県では「アイドリングストップ指針」を策定し普及啓発を推進している。
	アオコ	湖沼の表層でプランクトンが大増殖し水面が着色する現象を水の華と呼ぶが、中でも藍藻類によって青い粉をふいたように見えるものがアオコ（青粉）である。また、渦鞭毛藻や黄緑藻によって水面が赤褐色ないし黄褐色になるものを淡水赤潮と呼び、海の赤潮（ ）と基本的に同じ現象である。アオコは通常春から秋にかけて見られ、アオコを形成する藍藻類の中には毒素を作るものが確認されている。
	青潮	リン、窒素などの栄養塩類によって海水が富栄養化（ ）し、プランクトンが大量発生することがある。このプランクトンの大量発生により底層に貧酸素水塊ができ、それが風などによって岸近くの水の表面に移動し、青色ないし白濁色を呈する現象を青潮という。青潮の発生により、アサリなどが死滅することがある。 赤潮
	赤潮	海域における富栄養化（ ）現象のひとつで、海中のプランクトンの異常増殖により、海面が赤色や赤褐色に変わる現象。夏期に発生しやすく、魚介類のえらをつまらせたり酸欠状態にさせるため、漁業被害が起こる。 青潮
	悪臭	だれからも嫌われる臭いのことで、主として不快感などの感覚的影響が中心であり、生活環境に影響を及ぼす。典型7公害の一つとされ、悪臭防止法に基づき規制が行われている。 公害
	アジェンダ21	1992年6月、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミット（ ）において採択された、21世紀に向けての持続可能な開発のための人類の行動計画。この中では、政府をはじめとするさまざまな社会構成主体が、21世紀に向けてともに連携しつつ着実に実施していくべき課題が具体的に掲げられている。 ローカルアジェンダ21
	預かり金払い戻し制度（デポジット）	商品等の販売の際に預かり金（デポジット）を料金に上乗せし、消費者が小売店等に商品容器を返却した場合に預かり金を払い戻す制度のこと。消費者に経済的負担を負わせることによって、空き缶や空き瓶の散乱を防止し、環境の保全と資源回収を進めることを目標としている。
	アスベスト	石綿とも呼ばれる天然の繊維状鉱物。不燃性で断熱や吸音に優れているため、建築物や自動車のブレーキライニングなどに使われてきたが、発がん性があることから近年ではその使用は控えられている。しかし、古い建築物の解体工事などに伴う粉じんが問題となるため、大気汚染防止法で規制が行われている。

い～	硫黄酸化物 (SO _x)	石油や石炭など硫黄分を含んだ燃料や原料が燃えることにより発生する二酸化硫黄(SO ₂)、三酸化硫黄(SO ₃)、硫酸ミストなどの総称。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、ぜんそくなどを引き起こす。また、酸性雨()の原因物質となる。このため、環境基本法に基づき環境基準()が定められている。また、大気汚染防止法では排出基準を定め、更に総量規制も実施している。公害、大気汚染、窒素酸化物
	一酸化炭素 (CO)	炭素を含む燃料が不完全燃焼することにより発生し、主な排出源は自動車である。血液中のヘモグロビンと結合する性質が強く、酸素を運搬する機能を阻害するため、頭痛、耳鳴り、吐き気等を引き起こす。濃度が高いと生命が危険となる。
	一般廃棄物	家庭から排出される廃棄物など、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。産業廃棄物
う～	ウィーン条約	1985年3月、オーストリアのウィーンにおいて採択された条約で、正式には「オゾン層保護のためのウィーン条約」という。国際的に協調してオゾン層()やオゾン層を破壊する物質について研究を進めること、各国が適切と考える対策を行うこと等を定めている。モントリオール議定書
え～	HFC (エイチエフシー)	ハイドロフルオロカーボンの略称。代表的な代替フロン()であり、冷媒、発泡剤、洗浄剤、噴射剤などとして使用されている。塩素を含まないためオゾン層()を破壊することはないが、強い温室効果ガス()であるため気候変動枠組条約()による排出削減対象物質となっている。地球温暖化、温室効果ガス、CFC、HCFC
	HCFC (エイチシーエフシー)	ハイドロクロロフルオロカーボンの略称。水素、塩素、フッ素及び炭素からなる物質で、冷媒、発泡剤、洗浄剤、噴射剤などとして広く使用されている。CFC()と比較すると弱いオゾン層破壊物質であるため、先進国では、モントリオール議定書()に基づき2019年末までに新たな生産等を全廃することが定められている。また、強い温室効果ガス()でもあるため気候変動枠組条約()による排出削減対象物質となっている。オゾン層、地球温暖化、HFC
	エコタウン	ゼロ・エミッション()を基本構想とし、地域振興の基軸として推進することにより、環境調和型の地域経済形成の観点から先進的なまちづくりの推進を目的とする事業として平成9年度に創設された制度。具体的には、地域の特性に応じ、都道府県等が経済産業省・環境省の共同承認を受けてプランを作成し、プランに基づき地方公共団体及び民間団体が実施する中核的な事業に対し、国が総合的・多面的な支援を行う。
	エコマーク	消費者が環境に配慮した商品を選択するときの基準とするため、環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。(財)日本環境協会が審査し、認定された商品にマークをつけることが許される。環境ラベル、グリーン購入
お～	岡山県環境保全基金	環境保全のための普及啓発事業や、潤いとやすらぎのある快適な環境づくりを進めるため、平成元年度に設けられた基金。基金額は約10億円で、運用収益(利息)により環境保全の普及促進事業や廃棄物の適正処理の推進、自然公園内の違反行為の監視等を実施している。
	岡山県環境影響評価等に関する条例	環境影響評価()及び環境管理が適切かつ円滑に行われるための手続等を定めた条例。平成11年3月19日に公布され、同年6月12日から全面施行された。
	岡山県環境基本計画	岡山県の環境の保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、岡山県環境基本条例()第10条に基づき知事が定める計画。計画は、平成10年3月に策定され、岡山県環境基本条例の基本理念の実現を目指して、2010年までの長期的な目標と施策の大綱を示している。
	岡山県環境基本条例	岡山県の環境の保全に関する基本的な事項を定めた条例。平成8年10月1日に制定され、平成9年4月1日から施行された。条例では、環境保全に関する基本理念を提示するとともに、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにし、施策の基本となる事項等を定めている。岡山県環境基本計画、岡山県環境白書、岡山県環境保全委員会
	岡山県環境審議会	環境基本法に基づいて設置された審議会で、学識経験者及び関係行政機関職員40人以内で構成される。審議会では、県の環境の保全に関して基本的事項を調査審議することとなっている。中央環境審議会

お～	岡山県環境白書	岡山県環境基本条例（ ）第8条に基づき、岡山県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等を明らかにするため、知事が毎年作成し公表する文書。
	岡山県環境保全委員会	岡山県附属機関条例に基づき設置された委員会で、学識経験者8人以内で構成される。県民参加のもとに環境の保全を図るため、岡山県環境基本条例（ ）第25条に基づき、県民や県内の団体等は岡山県環境保全委員会に対し知事等の行う環境保全施策に関する提言を行うことができる。委員会は提言内容を調査審議し、必要があるときは知事等に対し意見書を提出することとしている。
	オゾン層	成層圏に存在するオゾン（O ₃ ）の層。オゾン層（ ）は太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し地球上の生物を守っている。フロン、ハロン、トリクロロエタン、四塩化炭素などは、化学的に安定した物質であるため、大気中に放出されてもほとんど分解されずに成層圏に達し、成層圏では太陽からの強い紫外線によって分解されて塩素原子が放出され、これが触媒となってオゾン層を破壊する。オゾン層の破壊によって増加する紫外線は、白内障、皮膚がんの増加、皮膚免疫機能の低下など、人の健康に大きな悪影響を及ぼす。また、植物に対しても成長阻害、葉の色素の形成阻害などの悪影響を及ぼす。 ウィーン条約、モントリオール議定書、地球環境問題、特定フロン
	温室効果ガス	太陽から流れ込む日射エネルギーを吸収して加熱された地表面は赤外線放射をするが、大気中には赤外線を吸収する気体があり、地球の温度バランスを保っている。これらの気体を温室効果ガスと呼ぶ。人間活動の活発化に伴い温室効果ガスの濃度が上昇しており、地球の温暖化が懸念されている。1997年12月に開催された気候変動枠組条約（ ）第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議、COP3）で、二酸化炭素（ ）メタン、一酸化二窒素、代替フロン（ ）であるハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質の排出削減目標が定められた。地球温暖化
か～	化学的酸素要求量（COD）	水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多くなると高い数値を示す。水質汚濁、生物化学的酸素要求量（BOD）、富栄養化
	合併処理浄化槽	生活排水のうちし尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。水質汚濁（ ）の原因として生活排水（ ）の寄与が大きくなっており、生活雑排水を未処理で放流する単独処理浄化槽に替わって、下水道の整備等と並んで、合併処理浄化槽の普及が求められている。
	環境影響評価（環境アセスメント）	事業の実施が環境に及ぼす影響について、環境の構成要素ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、その措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること。岡山県環境影響評価等に関する条例
	環境家計簿	通常の家計簿が金銭の出入りを通じて家庭の活動を把握し、記録するのと同じように、家庭における環境に負荷を与える行動や環境に良い影響を与える行動を把握し、記録する家計簿。自分の生活を点検し、環境との関わりを再確認するための有効な試みであり、市民の手によって広がりつつある。
	環境基準	健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。この基準は、公害防止対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。典型7公害のうち、振動（ ）悪臭（ ）及び地盤沈下（ ）を除く大気汚染（ ）水質汚濁（ ）土壌汚染（ ）及び騒音（ ）の4つについて環境基準が定められている。公害、要請限度
	環境基本法	環境の保全に関し、国の政策の基本的な方向を示した法律で、平成5年11月に制定された。環境保全の基本理念や国、地方公共団体、事業者、国民の役割、基本的な政策の方向などを示している。中央環境審議会
	環境教育	かつての産業型公害が一定の改善を見たにもかかわらず、都市・生活型公害や地球環境問題（ ）が顕在化してきた原因は、大量消費型となってしまった私たちの生活様式による面も大きい。こうした状況に対応するためには、従来の規制行政に加え、私たち一人ひとりが環境に配慮した生活や行動に心がけることが必要である。そのため、人間と環境との関わりについての学習、すなわち「環境教育」の推進が重要となっている。

か～	環境月間	環境基本法で6月5日が環境の日とされているが、この日を含む6月中を環境月間とし、国、県、市町村、民間団体などによって各種普及啓発事業が行われている。
	環境税	環境に負荷を与える活動や製品を広く課税対象に捉える税で、CO ₂ 削減を主目的に1990年代初頭からヨーロッパ諸国で導入されており、炭素税()のほか排水、肥料、殺虫剤等への課税例がある。 グリーン税制
	環境負荷	人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法()や岡山県環境基本条例()では、環境への負荷とは「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」としている。
	環境ホルモン	正式には「外因性内分泌攪乱化学物質」といい、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」と定義付けられている。なお、環境省では、内分泌攪乱作用があると疑われている物質として、65の化学物質をリストアップしている。
	環境マネジメントシステム	企業等が自主的に環境保全に関する取組を推進するに当たり、環境に関する方針、目的、目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく管理の仕組みで、ISO14001()もその一つ。
	環境ラベル	消費者がより環境負荷()の低い製品やサービスを選択するための指標として制定されているマーク等で、環境配慮という新しい判断基準で製品選択をすることによって、企業活動や社会を資源循環型に変えるという効果が期待される。現在、ISO(国際標準化機構)では、環境ラベルをタイプI、タイプII、およびタイプIIIの3種類に分類して運用ルールなどの規格制定を進めている。代表例としては、エコマーク()、国際エネルギースタープログラムなど。 グリーン購入
き～	帰化植物	本来我が国には生育していなかった植物で、人によって持ち込まれ、野生の状態では生育するようになったものをいう。大昔にイネと共に南方から入って来たもの(タウコギやカヤツリグサなど)や、稲作以降中国大陸を経由して入った作物に伴って侵入したもの(ミミナグサやナズナなど)も多いが、近世以降の貿易の拡大に伴い、輸入貨物に紛れ込んで多くの植物が入り込み(ヒメムカシヨモギやセイタカアワダチソウなど)、在来種を圧迫している例も多い。
	気候変動枠組条約	正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」といい、大気中の温室効果ガス()の濃度を安定させることを究極的な目的とした条約。平成4(1992)年5月9日に採択され、平成5(1994)年3月に発効した。平成5(1997)年12月に京都で第3回締約国会議(COP3)が開催され、温室効果ガスの排出削減目標が定められた。 地球温暖化
	京都議定書	地球温暖化()防止に関する国際的取組を協議するため、1997年12月日本が議長国となって京都で開催された「気候変動枠組条約()第3回締約国会議(COP3)」において採択され、削減すべき温室効果ガス()の種類(二酸化炭素()など6種類)、削減数値目標(日本は6%)や削減方策等が定められた。現在、議定書の締結及び目標達成に向け各国で取組が進められている。
	近隣騒音	飲食店などの営業騒音、カラオケや拡声器の騒音、家庭のピアノ、クーラーからの音やペットの鳴き声などの生活騒音のこと。行政に寄せられる騒音苦情のうち、工場・事業場からの騒音はその数が減少傾向にあるが、それに対して近隣騒音は増加傾向にある。こうした近隣騒音は、騒音の発生量としては比較的小さく限られた近隣の生活者にだけ影響を与える場合が多いこと、被害感が近隣とのつきあいの程度にも左右されるとともに、一人ひとりが場合によっては加害者にも被害者にもなりうるといった特徴を持っている。 公害、騒音
く～	グリーン購入	環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入すること。製品やサービスの選択に当たっては、資源の採取から廃棄までのすべての製品ライフサイクルにおいて環境負荷が小さいこと、環境保全に積極的な事業者により製造、販売されること、などを重視する必要がある。 平成12年5月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(通称：グリーン購入法)が成立し、国の諸機関ではグリーン購入が義務付けられたほか、地方公共団体にも努力義務が課され、事業者及び国民には一般的な責務があるとされた。 エコマーク、環境ラベル
	グリーン税制	環境政策における経済的手法のひとつとして、環境保全上の効果を持たせる目的で新税の導入や既存税制の修正を行うこと。税(制)のグリーン化ともいう。 環境税

く～	クリーンネット	台所の流しの排水口に取り付ける目の細かい網状の袋。家庭排水中の塵芥を取り除くことができるので、身近な水路や河川、池などの水質保全に役立つ。岡山県では、下水道未整備地区に指定したクリーンネット使用実践地区を核に普及を図っている。
け～	下水処理	家庭や工場・事業場から生じる汚水を排除し、処理した上で河川などへ放流すること。汚水は、沈澱池で細かな土砂や比較的重い浮遊物を分離し、ばっ気槽で微生物の働きによって汚水中の有機物を分解する。処理した後の水は、塩素などで消毒されて放流される。 合併処理浄化槽、公共下水道普及率、生活排水
こ～	公害	戦後、我が国は目ざましい高度成長を遂げたが、その一方で昭和30年代中ごろから人の健康に著しい被害を及ぼす公害が各地で発生し、大きな社会問題となった。深刻な状況を受けて昭和42年公害対策基本法が制定され、以降、公害を防止、規制する措置がとられてきた。現在では、工場、事業場などの経済活動を原因とする産業型公害に加え、都市化や生活様式の変化が原因となる都市・生活型公害が大きな問題となっている。なお、大気汚染（ ）水質汚濁（ ）土壌汚染（ ）騒音（ ）振動（ ）地盤沈下（ ）悪臭（ ）が、典型7公害と呼ばれている。
	公害防止管理者	工場における公害防止体制を整備するため、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定工場において公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関して必要な専門知識及び技能を有する公害防止管理者の選任が義務付けられている。
	公害防止計画	公害が著しい地域や、今後人口や産業の急速な集中が予想されるなど公害が著しくなるおそれのある地域について、公害の防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため策定される計画。県内では「岡山・倉敷地域」と「備後地域」で計画が策定され、公害の防止に関する事業や施策が集中的に実施されている。
	光化学オキシダント	工場や自動車から排出される炭化水素や窒素酸化物（ ）が、太陽の強い紫外線的作用を受けて生成された酸化性物質（オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、アルデヒドなど）の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物などへも影響を与える。光化学オキシダントによりできたスモッグを光化学スモッグという。光化学スモッグの発生は気温、風速、日射量などの気象条件の影響を大きく受け、日差しや気温が高く、風の弱い日の日中に発生しやすい。 大気汚染
	公共下水道普及率	行政区域人口に対する、公共下水道による処理区域人口の割合のこと。 合併処理浄化槽、下水処理
	公共用水域	河川、湖沼、港湾、海域などの公共の用に供される水域と、これに接続する水路などのこと。水質汚濁に関する環境基準（ ）は公共用水域を対象としており、水質汚濁防止法に基づき、工場及び事業場から公共用水域に排出される水については排水基準が適用される。
	航空機騒音対策	航空機騒音は、騒音レベルが高い上に影響の及ぶ範囲も広い。航空機による騒音公害を防止する目標として環境基準（ ）が設定されており、これを達成するために、発生源対策や周辺地域の整備などの対策がとられている。
	コージェネレーション	発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システム。従来の発電システムでのエネルギー利用効率率は40%程度で、残りは排熱として失われていたが、コージェネレーションシステムでは最大80%まで高められる。これまでは紙パルプ、石油化学産業などで導入されていたが、最近ではオフィスビルや病院、ホテル、スポーツ施設などでも導入されつつある。 新エネルギー
	国際環境協力	開発途上国等では、熱帯林の減少（ ）砂漠化（ ）野生生物種の減少（ ）など、人口の増大や環境資源の不適切な管理などに起因する環境問題のほか、都市化及び工業化の進展により、かつて我が国が経験したような公害問題に直面している。こうした問題の影響は1国だけにとどまらず、地球環境悪化の大きな要因ともなっている。この解決には、途上国自身の自助努力のほか、先進諸国及び国際機関からの技術的、経済的援助が必要である。岡山県でも、専門家の派遣、研修員の受入れなどを通じて、環境協力を積極的に取り組んでいる。 地球環境問題

こ～	国際環境法	環境保護を目的とする国際社会における国家の行動についての法的な規範のこと。多数国間の条約や二国間の協定のほか、慣習法などがこれに含まれる。オゾン層()の保護のためのウィーン条約()や気候変動枠組条約()といったものが代表例として挙げられる。
	国連環境計画(UNEP)	1972年に開催された国連人間環境会議()で採択された人間環境宣言及び国連国際行動計画を実施に移すため設立された機関。既存の国連諸機関が実施している環境に関する活動を総合的に調整管理するとともに、まだ着手していない環境問題に関して触媒的機能を果たしていくことを目的とする。UNEPは、ウィーン条約()、モントリオール議定書()の締結をはじめ、地球温暖化()防止、有害廃棄物の越境移動、砂漠化()、熱帯林保護などの地球環境問題()に中心となって取り組んでいる。
	国連人間環境会議(ストックホルム会議)	「かけがえのない地球」をキャッチフレーズとして、1972年6月5日からスウェーデンのストックホルムで開催された国際会議。この会議の背景となったのは、この会議において、先進工業国における環境問題については経済成長から環境保護への転換が、また開発途上国における環境問題については開発の推進と援助の増強が重要であることを明らかにした。また、「人間環境宣言」を採択するとともに、国連環境計画()の設立をはじめ多くの決議・条約が締結された。
	固定発生源	大気汚染の発生源のうち、工場、事業場のように移動性のないものを指す。これに対して、自動車、船舶、航空機などは移動発生源と呼ばれる。工場・事業場については、大気汚染防止法に基づき、排出基準()の設定や総量規制等の規制が行われている。大気汚染
	こどもエコクラブ	小・中学生が大人のサポーターとともに環境保全について自主的に学び、活動するクラブ。環境省が提唱する事業で市町村を窓口としての登録制となっており、全国で4,300クラブ、75,000人(平成12年度)が登録している。
さ～	最終処分場	廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立などにより処分される。廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、遮断型処分場、管理型処分場、安定型処分場の三つのタイプに分けられる。産業廃棄物、マニフェスト
	砂漠化	砂漠化地域は毎年600万haの割合で増加している。原因としては、草地の再生能力を超えた家畜の放牧や、休耕期間の短縮などによる地力の低下、木材の過剰な伐採、不適切なかんがいによる農地の塩分濃度の上昇など、人間活動に起因するものも多い。砂漠化防止のため、1977年の国連砂漠化防止会議において砂漠化防止行動計画が採択され、94年には砂漠化防止条約が採択された。我が国では、砂漠化の実態の観測・監視やメカニズム解明に関する調査研究、植林事業の推進や乾燥地農業の指導などにより、砂漠化対策に貢献している。国際環境協力、地球環境問題
	産業廃棄物	事業活動に伴って生じたごみのうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また処理に特別な技術を要するものが多いことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により規制されている。一般廃棄物、最終処分場、マニフェスト
	酸性雨	化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物()や窒素酸化物()などが大気中に取り込まれて生じる酸性の雨のこと。通常pH5.6以下のものをいう。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与え、国境を越えた問題となっている。我が国でも、全国的に年平均値でpH4台の降水が観測されている。我が国では、今のところ生態系への明確な影響は顕在化していないが、影響を受けやすい湖沼や土壌の存在が確認されており、今後も酸性雨が降り続くとすれば将来影響が現れる可能性がある。地球環境問題
し～	CFC(シーエフシー)	クロロフルオロカーボンの略称。塩素、フッ素及び炭素からなる物質で特定フロン()もこれに該当する。冷媒、発泡剤、洗浄剤、噴射剤などとして広く使用されてきた。強いオゾン層破壊物質であるとともに強い温室効果ガス()でもある。先進国では、モントリオール議定書()に基づき1995年末までに新たな生産等を全廃している。オゾン層、特定フロン、HCFC、HFC

し～	自然公園	世界で最初の自然公園はアメリカのイエローストーン国立公園で、自然の優れた風景地を保護するとともに、利用施設を整備して国民の保健、休養などに役立たせようという思想は、各国に大きな影響を与えた。我が国では昭和6年に国立公園法が制定され、瀬戸内海国立公園をはじめとする国立公園が指定された。昭和32年からは自然公園法と名称が変わり、現在では国立公園、国定公園、都道府県立自然公園を総称して自然公園と呼んでいる。
	地盤沈下	軟弱な地盤の地域で地下水を過剰に汲み上げることにより、地面が沈下する現象のこと。典型7公害のひとつとされている。地盤沈下の特徴としては、進行が緩慢なこと、一度沈下すると復元が難しいこと、水害・震災など他の災害を助長すること等がある。高度成長期に地下水の需要が増大したことから、大都市、工業都市を中心に地盤沈下が多発した。なお、岡山県内では今までのところ顕著な被害は確認されていない。 公害
	臭気指数	人の嗅覚を用いて、においの有無を判定する指標。具体的には、においのある空気を無臭の空気において感じられなくなるまで希釈した場合の希釈倍数（臭気濃度）をもとにした数値。平成8年の悪臭防止法の改正により、排出規制手法として制度化された。
	循環型社会	大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再利用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えるとともに、自然生態系に戻す排出物を減らすなど、環境負荷（ ）を極力低減するシステムを持つ社会を循環型社会と呼ぶ。現在の環境を保全するとともに、私たちの将来の世代のため、循環型社会づくりは重要な課題のひとつである。 リサイクル
	新エネルギー	政策的には「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されており、エネルギー源の性質により、大きく3つの形態に分類できる。 自然エネルギー（再生可能エネルギー）… 太陽光発電、太陽熱利用、風力発電（ ） バイオマスエネルギー リサイクル・エネルギー… 廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造、未利用エネルギー 従来型エネルギーの新利用形態… 燃料電池（ ） 天然ガスコージェネレーション（ ） クリーンエネルギー自動車。なお、実用化段階に達した水力発電や地熱発電、研究開発段階にある波力発電や海洋温度差発電は、自然エネルギーであっても新エネルギーには指定されていない。 太陽電池
	新幹線鉄道騒音・振動	新幹線鉄道の運行に伴い発生する騒音及び振動のこと。新幹線は、高速大量輸送機関として重要な役割を果たしている反面、沿線地域での騒音振動問題も発生している。新幹線鉄道の騒音対策の目標として「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」が設定されている。また、振動対策については、環境庁長官から運輸大臣に対して「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」という勧告がなされている。JRでは、環境基準と勧告を受けて新幹線鉄道騒音・振動障害防止対策処理要綱を定め、発生源対策と沿線地域での障害防止対策を進めている。
	振動	工場などの事業活動や建設作業、交通機関の運行などにより起こる地表面の揺れのこと。建物を振動させて物的被害を与えたり、私たちの日常生活に影響を与える場合は公害（ ）となる。振動の伝わる距離は、例外的なものを除くと、振動源から100m以内、多くの場合10m～20m程度である。振動による影響を防止するため必要な措置を定めた振動規制法では、鉛直振動（上下方向の振動）について規制がなされている。
す～	水質汚濁	河川、湖沼、海域などの水域の水質が悪化すること。水質の汚濁については環境基準（ ）が定められており、その達成に向けて水質汚濁防止法等に基づき対策が進められている。
せ～	生活排水	調理、洗濯、入浴、し尿など、日常生活に伴いに排出される排水のこと（このうち、し尿を除く生活排水を「生活雑排水」という。）。こうした有機物質、窒素、りんを多く含む排水が河川、湖沼、海洋に流入すると、その水系の自然浄化能力を超えて富栄養化（ ）状態となる。このため、アオコや赤潮（ ）が発生して魚類や藻類を死滅させたりする。産業排水については今までの規制、取締りの結果、改善されつつあるが、生活排水については対策が進まず、特に湖沼、湾など閉鎖系水域（ ）の水質汚染がひどいため、平成2年水質汚濁防止法が改正され、生活排水対策の総合的推進に関し規定が設けられた。これにより、下水道の整備や、し尿と台所等の雑排水を一緒に処理する合併処理浄化槽（ ）の設置促進などの対策が進められている。 下水処理、公害、水質汚濁

せ～	政府開発援助 (ODA)	開発途上国への公的資金のうち、経済協力開発機構 (OECD) の開発援助委員会の定めた要件を満たすもの。その条件は、政府ないし政府の実施機関によって供与されるもの、開発途上国の経済発展や福祉の向上に寄与することを主な目的とするもの、資金協力の供与条件が開発途上国にとって重い負担とならぬよう無償部分が一定割合以上のものである。ODAは贈与・無償資金協力、技術援助、国連諸機関・国際金融機関などへの出資・拠出及び政府借款で構成されている。 国際環境協力
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多くなると高い数値を示す。 化学的酸素要求量 (COD)、水質汚濁、富栄養化
	生物多様性	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。地球上の生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が採択され、我が国は1993年5月に批准している。
	生物濃縮	生物が外界から取り込んだ物質を体内に高濃度で蓄積する現象のこと。動物には餌にするものと餌にされるものがあり (食物連鎖) 蓄積性のある物質が食物連鎖により生物濃縮を起こす。例えば、DDT、BHC、有機水銀などの化学物質が蓄積された魚を人間が食べることにより、人間の体内にそれらの物質が自然状態の数千倍から数万倍にまで濃縮され、生体に悪影響を与えることがある。具体例として、熊本県の有機水銀による水俣病などがある。
	瀬戸内海環境保全審議会	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づいて設置された審議会。内閣総理大臣が任命する学識経験者34人以内で構成されている。この審議会は、環境庁長官又は関係大臣の諮問に応じ、瀬戸内海の環境の保全に関する重要事項の調査審議等を行う。
	ゼロ・エミッション	製品の製造過程で発生する廃棄物等をリサイクル () したり、他の産業の原料として活用することにより、最終的に廃棄物をゼロにすること。循環型社会 () における産業活動のモデルとして取り組みが広がりつつある。
そ～	騒音	睡眠を妨げたり会話を妨害するなど、生活環境を損なう「好ましくない音」「ないほうがよい音」のこと。騒音は、航空機騒音などの特別な場合を除いて伝わる距離は小さく、音源から数100mを超えることはまれである。騒音の発生源は多種多様であり、工場及び事業場、建設作業、各種交通機関等からの騒音のほか、飲食店等の深夜営業に伴う騒音、拡声器による騒音、クーラーなどによる生活騒音等、様々な騒音が発生している。騒音による公害を防止するため環境基準が設定され、騒音規制法等に基づいて対策が進められている。 近隣騒音、公害
た～	ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) をまとめてダイオキシン類と呼ぶ。ダイオキシン類は主にごみ焼却による燃焼で副産物として発生する。毒性については、通常の生活の中で摂取する量では急性毒性は生じないが、事故などの高濃度の暴露の際の知見からは、人に対する発がん性があるとされている。平成12年1月15日から施行されたダイオキシン類対策特別措置法においては、廃棄物焼却炉や製鋼用電気炉などの排出ガス規制などの対策を進めていくことが定められている。
	大気汚染	代表的な汚染物質としては、硫黄酸化物 () 窒素酸化物 () 一酸化炭素 () 浮遊粒子状物質 () 光化学オキシダント () などがあげられる。我が国では、1960年ごろから三重県四日市や倉敷市水島でコンビナートからの硫黄酸化物による大気汚染が問題となった。このため、大気汚染防止法による排出規制と、公害健康被害の補償等に関する法律による被害者の救済がなされている。近年は、有害化学物質 () の排出抑制対策も推進されている。 公害
	代替フロン	オゾン層 () を破壊する特定フロン () の代替品のこと。第4回モントリオール議定書 () 締約国会議で、先進国では1995年末までに特定フロンを全廃することが決まり、フロンガスの代替品とフロンガスの分解技術に関する研究が進められている。特定フロンの代替品としてはハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボンなどがあるが、これらの物質については温室効果ガス () のひとつであり、地球温暖化 () 防止の観点から排出削減の対象となっている。

た～	太陽電池	シリコン半導体を利用して太陽光から電気エネルギーを得る装置のこと。発電過程で公害を発生させることがなく、無尽蔵な発電方法として注目を浴びている。石油ショック以降急速に技術開発が進み、現在では腕時計や電卓などのほか道路標識や街路灯などの電源にも使われている。しかし、大規模な発電を行うには、さらに高効率、低価格化の必要がある。 新エネルギー
	炭素税	地球温暖化（ ）防止のため、温室効果ガス（ ）のひとつである二酸化炭素の排出に対し税金又は課徴金を課し、その財源は環境保護や新エネルギー（ ）開発等に活用するというもの。経済的手段により二酸化炭素排出量の削減を図るもので、オランダやスウェーデンでは既に施行されている。
ち～	地球温暖化	二酸化炭素（ ）メタン、フロン、一酸化二窒素などの温室効果ガス（ ）の排出量増加により、地球全体の平均気温が上昇すること。現在の気候は、産業革命前と比べ2割以上多くの二酸化炭素が含まれているといわれ、今後、特段の防止対策をとらない場合、地球全体の平均気温は、1990年から2100年の間に最大で5.8 上昇すると予測されている。 地球環境問題
	地球温暖化対策の推進に関する法律	地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした法律で、平成10年10月に制定された。温室効果ガス（ ）排出抑制などに関する国、地方公共団体、事業者、国民の責務と取組などを示している。 地球温暖化、地球環境問題
	地球環境問題	影響・被害が国境を越え、ひいては地球規模に至る環境問題、又はその解決のために国際的な取り組みが必要とされる環境問題のこと。通常地球環境問題としては、地球温暖化（ ）オゾン層（ ）の破壊、酸性雨（ ）熱帯林の減少（ ）砂漠化（ ）野生生物の種の減少（ ）海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、開発途上国の公害問題の9つの事象が挙げられる。 国際環境協力
	地球サミット（環境と開発に関する国連会議、UNCED）	1992年6月ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国際会議で、国連環境開発会議とも称する。この会議には約180か国が参加し、100か国以上の元首、首脳が自ら出席するなど、史上かつてない大規模な会議となった。この会議では気候変動枠組条約（ ）と生物多様性（ ）条約の署名が開始されるとともに、環境と開発に関するリオ宣言、アジェンダ21（ ）及び森林原則声明などの重要な文書も合意された。
	窒素酸化物（NOx）	物が燃える際に、空気中の窒素や物の中に含まれる窒素分が酸素と結合して発生する物質。発電所や工場のボイラー、自動車エンジンなどで燃料が燃える際に一酸化窒素（NO）が発生し、これがさらに酸化されて二酸化窒素（NO ₂ ）となる。通常、一酸化窒素と二酸化窒素とを合わせて窒素酸化物（NOx）と呼ぶ。窒素酸化物は、直接人の健康に影響を与えると同時に、太陽光に含まれる紫外線により光化学反応を起こし、光化学オキシダント（ ）を生成する。窒素酸化物による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法等により対策が進められている。 硫黄酸化物、公害、大気汚染
	中央環境審議会	環境基本法に基づいて設置された審議会。内閣総理大臣が任命する学識経験者の委員80人以内で構成され、環境の保全に関する基本的事項、重要事項の調査審議等を行う。 岡山県環境審議会
	て～	低公害車
電気自動車（EV）		バッテリーに蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車のこと。排気ガスを出さず、騒音も少ないため、地球にやさしい自動車として自治体等で導入されているが、速度や走行距離などの性能面や価格面でまだ一般のガソリン車等に劣るため普及は進んでいない。 低公害車
天然ガス自動車		天然ガスを圧縮して積み込み、エンジンに吹き込んで燃やす自動車。ガソリン車のエンジンがほぼそのまま使え、走行性能はガソリン車並みで黒煙を全く出さず、窒素酸化物や二酸化炭素の排出量も今までの車より少ない低公害車（ ）である。現在、イタリアやロシアなど天然ガスが多く産出される国々で多くの天然ガス自動車が使われている。日本でも、大都市部を中心に普及が進められている。 大気汚染

と～	特定フロン	モントリオール議定書() 附属書Aのグループ1に属する5種類のCFC() のことである。先進国では、モントリオール議定書に基づき他のCFCなどとともに1995年末までに新たな生産等を全廃している。 代替フロン
	土壌汚染	化学物質や重金属が自然の浄化能力を超えて過剰に土壌へ入ると、土壌や地下水を汚染し、人間や動物の健康を害したり植物を枯らすなどの公害() を引き起こすことになる。近年、工業技術の進歩により多様な化学物質が使用されるようになり、土壌汚染を含めて様々な環境汚染が新たな問題となってきたため、平成3年、土壌汚染に係る環境基準() が設定され、現在、カドミウム等27項目について基準値が設定されている。また、平成13年12月に公布された「岡山県環境の負荷の低減に関する条例」においては、人の健康を保证するため、汚染発見時の届出、事業者による汚染の浄化計画の策定などを義務付けている。
	トリクロロエチレン	有機塩素系の化学物質でトリクレンとも呼ばれる。常温では液体で、いろいろな有機物質を溶かす力が強いので、工場や事業所などで油分や繊維製品のよごれを落とす目的で使われている。しかし、トリクロロエチレンは肝臓や腎臓に障害を及ぼしたり発がん性があるため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法に基づき規制が行われている。 水質汚濁、大気汚染
な～	ナショナル・トラスト	貴重な動植物の生息地などを、寄付金などをもとに住民自らの手で買い取って保全していこうとする自然保護活動のこと。イギリスがこの活動の発祥の地とされ、現在では世界各国に広がっている。我が国でもこうした活動を推進するため、税制上の優遇措置(所得税、法人税、相続税、固定資産税、不動産取得税関係)が講じられている。
に～	二酸化炭素(CO ₂)	炭素を含んだ物質が燃えることによって発生する気体。近年、石油、石炭などの化石燃料の消費が増加したことから、二酸化炭素発生も増加している。二酸化炭素は、地球温暖化() の原因とされる温室効果ガス() の主体であることから、各国が協調して排出の抑制に努めることが求められている。
ね～	熱帯林の減少	熱帯地域に分布する森林が、過度な焼畑耕作、燃料としての過剰採取、放牧地や農地への転用、不適切な商業伐採などにより減少している。熱帯多雨林域の高温多湿な気候は、地球上で最も種の多様性に富んだ生態系となっており、地球上の生物種の半数がそこに生息するといわれている。また、熱帯林は大気の浄化や二酸化炭素() の吸収、酸素の供給などにも大きな役割を果たしており、熱帯林の保全に国際的な取り組みが必要となっている。 地球環境問題
	燃料電池	天然ガス、メタン、ガソリンなどの燃料から水素を取り出し、空気中の酸素との化学反応により電気を発生させる装置で、原理的には水の電気分解と逆の反応を利用するもの。排気ガスが極めてクリーンで、発電効率も高く、発電の際発生する熱が暖房・給湯等に利用できるため、大気汚染防止や地球温暖化() 防止対策のほか電源の分散化にも有効であり、次世代の有力な新エネルギー() として期待されている。現在、事業用の大型システムがすでに商品化されており、家庭用・自動車用の小型システムの実用化に向けた開発が進められている。 電気自動車
の～	農業汚染	農業は、農産物や樹木などに対して使用されるため、食品中に残留したり、肉類や乳製品に濃縮されたりすることによって、健康に影響を及ぼす可能性がある。このため我が国では農業取締法や食品衛生法により、製造・販売や使用を適正に行うよう規制している。 生物濃縮
は～	バイオテクノロジー	有用な生物を育種したり生体関連物質を利用したりする技術のこと。生命技術、生命工学ともいう。遺伝子を組み替えて生活に役立つ物質を造り出す技術や、異なる種類の細胞を融合させて新たな生物を造り出す技術などのほか、ポプラなどの樹木を用いて大気汚染物質を浄化したり、環境の汚染状況などを測るために生物をセンサーとして利用する技術なども、バイオテクノロジーの一種である。
	バイオマス	エネルギー資源として利用できる生物体のこと。利用方法としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。ゴミや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も研究されており、廃棄物処理と石油代替エネルギーの両方に役立つ。
	排ガス脱硫装置、脱硝装置	石油、石炭などの化石燃料を燃焼すると、硫黄酸化物() や窒素酸化物() が発生する。これらは健康に被害をもたらすとともに、大気中で硫酸や硝酸に変化し酸性雨() の原因となる。脱硫装置は、燃料中の硫黄化合物を除く方法と排ガス中の硫黄酸化物を吸収剤で吸収、除去する排ガス脱硫法がある。脱硝装置は、アンモニア接触還元法や接触分解法により排ガスから窒素酸化物を除去する。 公害、大気汚染

は～	排出基準	工場などから大気中に排出されるばい煙の量の許容限度のこと。現在、法令で排出基準の設定されている大気汚染物質としては、硫酸酸化物（ ） ばいじん（ ） 窒素酸化物（ ） カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物がある。排出基準には、国が定めた全国一律の基準と都道府県が一定の区域を限って条例で定める上乗せ基準とがある。これらの排出基準を超えてばい煙を排出した場合には、知事からばい煙を排出する者に対し改善命令、一時停止命令を発することができるほか、罰則も課せられる。 公害、大気汚染
	ばいじん	大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、燃料の燃焼などに伴って発生するススなどのこと。ばいじんによる公害を防止するため、大気汚染防止法に基づいて排出基準が定められている。なお、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、物の破砕などに伴って発生したり飛散したりするものを粉じんという。 公害、大気汚染、浮遊粒子状物質
	ハイブリッド自動車	エンジンと電気モーターの2つの動力源を備えたハイブリッド(複合)システムにより、高効率で走行することができる自動車のこと。走行状況に応じて、エンジンの駆動力とエンジンで発電したバッテリーからの電力を使ったモーター駆動力を適切に組み合わせて制御するため、燃費が大幅に向上するほか、窒素酸化物（ ）や黒煙などの大気汚染物質の排出も低減される。現在、乗用車も市販されるなど、その普及が図られている。 低公害車
ひ～	P R T R（ピーアールティール）	環境汚染物質排出移動登録（Pollutant Release and Transfer Register）の略であり、環境汚染のおそれのある化学物質の排出量や廃棄物としての移動量を事業者届け出させ、行政機関がこれらのデータを公表することにより、事業者による有害化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境影響を防止していく手法。わが国では、平成11年にP R T R法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）が制定され、平成14年度から本格施行される。
	ppm（ピーピーエム）	汚染物質の濃度を表示する単位。100万分の1が1ppmとなる。従って、大気汚染の場合は、1m ³ の大気中に1cm ³ の汚染物質が存在する場合の濃度を1ppmという。
	ビオトープ	野生生物が安定的に生息できる空間のこと。近年では、河川、道路、緑地、公園などの整備に際しても、ビオトープの維持や再生、創出に配慮した取組がなされるようになっている。
	非政府組織（NGO）	政府や行政から独立して公共のための活動を行う非営利の民間団体のこと。中でも、自然保護やリサイクル活動などの環境保全活動に取り組んでいる団体を環境NGOと呼び、全国に約4,500団体が活動している。
ふ～	風力発電	風力で風車を回して発電する方法。風力エネルギーは無尽蔵で無公害だが、気象による発電量の変化が大きい。岡山県でも、真庭郡美甘村に平成5年から発電用風車が設置されている。 新エネルギー
	富栄養化	湖沼などの閉鎖性水域（ ）で、栄養塩類（窒素及びリンの化合物）の濃度が増加する現象をいう。生活排水（ ）や農薬、肥料などが流れ込み、富栄養化状態になると、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮（ ）やアオコが発生する。児島湖や瀬戸内海の富栄養化状態の改善のため、広域的な取り組みがなされている。 公害、水質汚濁
	浮遊粒子状物質（SPM）	ばいじん（ ） 粉じんなどの大気中の粒子状物質のうち、粒径10マイクロメートル以下のものをいう。人の呼吸器に沈着し、健康を害するおそれがあるため、環境基準（ ）が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。 大気汚染
	フロン類	平成13年6月に制定された特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）の対象となるC F C（ ） H C F C（ ）及びH F C（ ）を一括して指す用語。フロン回収破壊法では、オゾン層（ ）の保護と地球温暖化（ ）の防止のため、カーエアコンや業務用の冷凍空調機器などを廃棄する際にこれらの機器に充填されているフロン類の回収、破壊等が義務付けられた。 特定フロン、代替フロン、温室効果ガス
へ～	閉鎖性水域	外部との水の交換が少ない湖沼、内湾、内海などの水域をいう。児島湖や瀬戸内海は閉鎖性水域に当たる。流入してくる汚濁物質が外部へ流出しにくいいため、大都市や工業地帯に面している閉鎖性水域では、水質汚濁（ ）や富栄養化（ ）が進行しやすい。

ほ～	放射性廃棄物	原子力発電所や原子力燃料の精製、再処理工場からは、放射能を帯びた廃棄物が発生する。上斎原村にある核燃料サイクル開発機構（サイクル機構）人形峠環境技術センターでは、ウランの転換、濃縮等の試験を行っており、この過程で発生した低レベル放射性廃棄物はドラム缶などに封入され、施設内で保管管理されている。県では、サイクル機構に対し放射性物質等の厳重な管理を求めるとともに、人形峠環境技術センター周辺の環境放射線等の監視測定を行っている。
ま～	マニフェスト (産業廃棄物 管理票)	産業廃棄物()の不法投棄を防止し、適正処理を徹底するため、事業者が排出するそれぞれの産業廃棄物に付ける管理伝票のこと。廃棄物の受け渡しや処理の流れを明らかにすることにより、排出事業者が廃棄物の処理状況を自ら把握することができる。 最終処分場
め～	メタノール自動車	石油代替エネルギーのひとつであるメタノールを燃料とする自動車のこと。二酸化炭素()や窒素酸化物()の排出量が少なく、黒煙もほとんど出ない低公害車()である。また、燃料のメタノールはさまざまな原料から製造できるのも利点となっている。 大気汚染
も～	モーダルシフト	トラックによる貨物輸送を、船舶、鉄道などの大量輸送機関に転換すること。末端の輸送はトラックに依存せざるを得ないこと、シフトされる側の輸送機関の受け入れ能力など課題も多いが、排出ガスや二酸化炭素の抑制や道路渋滞の解消のため、検討すべき有効な手段である。 大気汚染
	モントリオール議定書	ウィーン条約()に基づき、オゾン層()の変化による悪影響から人の健康及び環境を保護するため、オゾン層を破壊する物質の生産量及び消費量の規制措置等を定めたもの。1987年に採択され、その後1992年の改正では、CFC()等の新たな生産等を1995年末までに全廃することなどが定められた。 特定フロン
や～	野生生物種の減少	地球上には多様な野生生物の種が生息、生育しているが、国際自然保護連合によれば5000種以上の動物が絶滅の危機にさらされている。野生生物種の減少の主な原因は、人間の活動である。いったん絶滅した種を、再び蘇らせることができない以上、野生生物の種の減少を防止することは、将来の地球、人類自身のためにも極めて重要なこととなっている。 地球環境問題、ラムサール条約
ゆ～	有害化学物質	人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある物質として、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律などで指定され、取扱いを規制された化学物質のこと。 公害
	有機塩素化合物	炭素あるいは炭化水素に塩素が付加された化合物の総称。溶媒や農薬として使用されたが、毒性があり分解しにくいいため、地下水汚染、食物連鎖による生物濃縮()など環境や生体への影響が表面化した。このため、PCBやトリクロロエチレンなどについては、水質汚濁防止法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、その製造や排出が規制されている。 公害、有害化学物質
	有機水銀	メチル、エチルなどのアルキル基やフェニルなどの基と水銀とが結合している化合物のこと。かつては農薬などに使用されていたが、無機水銀に比べて毒性が強いので現在は禁止されている。熊本県水俣で発生した水俣病は、工場から排出されたメチル水銀が魚介類に蓄積され、これを住民が摂取したことが原因である。有機水銀は、水質汚濁()に係る環境基準()が設定され、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で厳しく規制されている。 公害、生物濃縮、有害化学物質
よ～	容器包装リサイクル法	正式名称は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、一般廃棄物()の半分を占める容器包装ごみの減量化を図り、リサイクル()を積極的に進めるため、平成7年6月に制定され、平成9年4月から施行された。消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者がリサイクルをするというそれぞれの役割分担などを示している。
	要請限度	騒音規制法及び振動規制法に基づき定められた、自動車交通に係る騒音・振動の基準のこと。自動車交通騒音・振動が、この基準を超えた場合、市町村長は都道府県公安委員会等に対して対策の要請等を行うことができる。 環境基準、振動、騒音

ら～	ライフ・サイクル・アセスメント（LCA）	製品の生産から消費、廃棄に至るすべての段階において、その製品が環境へ与える負荷を総合的に評価する手法のこと。これまでは、製品の使用や廃棄に伴う有害物質の排出の有無、処理やリサイクルの容易性など、特定のプロセスだけを評価範囲としたものが多い。このため使用、廃棄の段階での環境への負荷が少なくても、原料採取、製造、流通などの段階での環境への負荷が大きく、全体としては環境への負荷の低減には寄与しない製品が生産されてしまう可能性がある。そこで、経済社会活動そのものを環境への負荷の少ないものに変革するために、世界的にLCAの重要性が認識され、研究が進められている。また、国際標準化機構（ISO）においても国際標準化の作業が進められている。 ISO14000シリーズ
	ラムサール条約	正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、湿地及び湿地特有の動植物の保全を図るため1971年2月に締結された。各国が適当な湿地の指定と登録を行い、登録湿地の保全、人為的干渉による変化等の情報の通報、湿地への自然保護区の設定と水鳥の保全などについて協力することを定めている。我が国では釧路湿原、クッチャロ湖、琵琶湖など9つを重要湿地として登録している。 野生生物種の減少
り～	リサイクル	不用となったものをそのまま、又は加工するなど必要な手を加えて再度活用すること。ごみの減量化を図り、環境にやさしい循環型社会（ ）を構築するためには、使い捨てになれた私たちの意識の変革と、効率的なリサイクルシステムをつくりあげることが必要である。
	リスク・アセスメント	ある地域に住む人びとが、その地域で環境中に放出されるさまざまな化学物質にさらされることによって、起こるかもしれない健康影響の種類とその可能性を数量的に予測すること。複数の化学物質による汚染が、人の健康に与える危険性を客観的な数値として算定できるという点で優れたものであるが、正確な予測を行うためには多数の化学物質すべてについて、毒性、環境への放出量、環境中での移動、人への摂取経路がわかっていなければならない。 リスク・マネジメント
	リスク・マネージメント	リスク・アセスメント（ ）によって予測される健康被害を防止するため、いくつかの代替案の比較を通して最も適切な対策を選択していくための手法である。この中では、環境への放出を削減する方法や削減可能な量あるいは危険性の減少効果などを評価するとともに、対策を進める際の社会的、経済的な影響についても検討が行われる。
れ～	レッド・データ・ブック	絶滅のおそれのある野生動植物種に関するデータ集。1966年に国際自然保護連合が世界的な規模で絶滅のおそれのある野生動物をリストアップしたのが最初である。日本では、平成元（1989）年に環境庁が日本版レッド・データ・ブックを発表している。平成10年度から14年度までの5ヶ年計画で、岡山県版のレッド・データ・ブックを作成中である。 野生生物種の減少
る～	ローカルアジェンダ21	持続可能な開発に向けた地方公共団体の行動計画のこと。平成4（1992）年の地球サミット（ ）で採択されたアジェンダ21（ ）において、地方公共団体が地球環境問題の解決に密接に関わっていることから、平成8（1996）年までに各国の地方自治体の大半が「ローカルアジェンダ21」について合意を形成すべきであるとしている。我が国においては、平成12年5月31日現在で45都道府県、12政令指定都市、113市区町村でローカルアジェンダ21が策定されている。なお、岡山県では平成10年3月に策定した岡山県環境基本計画（ ）がローカルアジェンダ21と位置付けられる。
わ～	ワシントン条約	正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」といい、国際取引の規制により希少な野生生物の保護を目指すもので、1973年にワシントンの会議で採択された。対象は生物だけでなく、はく製、毛皮、きばなども含まれる。この条約を受け、日本国内では「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）により規制されている。 野生生物種の減少

12 環境関係年表

年	月	岡山県の動き	国・全国の動き
昭和9年 (1934)	3	瀬戸内海国立公園が、全国初の国立公園3公園の1つとして指定される。	
昭和18年 (1943)	9	三菱重工業㈱が水島で航空機製造工場の操業を開始。	
昭和23年 (1948)	3	岡山県史跡名勝天然記念物保存顕彰条例を制定。	
	7		農薬取締法を制定。
昭和25年 (1950)	7	県が岡山市南部（岡南地区）の工業地帯整備に着手。	
昭和26年 (1951)	2	県営旭川ダムの建設に着手。	
	3	国が児島湾淡水化工事に着手。	
昭和27年 (1952)	3	岡山県企業誘致条例を制定。	
	9	県が水島地域の国有地を買収。水島港の整備と、臨海工業地帯整備に着手。	
昭和28年 (1953)	12		熊本県で水俣病第1号患者が発生。
昭和29年 (1954)	5	県営旭川ダムが完工。	
	8	県下初の飛行機による空中農薬散布が藤戸町（現倉敷市）と勝央町で行われる。	
	9	倉敷市の三吉鉱山で我が国初のウラン鉱床が発見される。	
昭和30年 (1955)	11	人形峠でウラン鉱床の露頭が発見される。	
昭和31年 (1956)	11	日本興油㈱が水島港整備後の最初の企業として水島に立地。以後、石油精製、電力、鉄鋼、石油化学等の重化学工業の工場が多数立地する。	
昭和32年 (1957)	6		自然公園法を制定。
	8	上斎原村に原子燃料公社(後の動力炉・核燃料開発事業団現核燃料サイクル開発機構)人形峠出張所が開設される。	
昭和33年 (1958)	2	倉敷市玉島で油臭のするアサリがとれる。	
	4		下水道法を制定。
	12		公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律を制定。
昭和35年 (1960)	7	岡山県公害対策調査会を設置。	
昭和36年 (1961)	3		三重県四日市市でぜん息患者が多発。
昭和37年 (1962)		備前市でブドウの葉枯れ、倉敷市でい草の先枯れが発生。	
	3	児島湾締め切り堤防が完成し、児島湖が誕生。	
	6		ばい煙の排出の規制等に関する法律（ばい煙規制法）を制定。
	10	岡山空港（現岡南飛行場）が開所。	
	12	県営寄島干拓事業に着手。	

年	月	岡山県の動き	国・全国の動き
昭和38年 (1963)	4		大山隠岐が国立公園に指定される。
	11	県が、岡山市と倉敷市で硫酸酸化物及び降下ばいじん量の測定を開始。	
	12		狩猟法を改正し、鳥獣保護及狩猟二関スル法律を制定。
昭和39年 (1964)	1	岡山県南地区が新産業都市に指定される。	
昭和40年 (1965)	2	倉敷市が窒素酸化物の測定を開始。 笠岡市・井原市・芳井町を、備後地区工業整備特別地域に追加指定。 岡山県公害対策審議会を設置。	
	6	倉敷市呼松地区の住民が水島工業地帯の公害について県と市に抗議。	
昭和41年 (1966)		硫酸酸化物の発生源の通報連絡基準と自主規制等を内容とする「水島地区い草等農作物被害防止応急対策」を開始。	
	3	高梁川上流、吉備史跡を県立自然公園に指定。	
	4	倉敷市に一般環境大気測定局を設置。二酸化硫黄の自動測定が開始される。	
	9	県の木に「アカマツ」が決定。	
	10	岡山県公害防止条例（旧条例）を制定。	
昭和42年 (1967)	1	岡山県企画部に公害課を設置。	
	8		公害対策基本法を制定。
	9	通産省、県、倉敷市による、水島地区大気汚染防止対策協議会を設置。 岡山県大気汚染防止対策協議会を設置。	
昭和43年 (1968)	3	倉敷市がばい煙規制法の指定地域となる。 県が倉敷市に大気汚染監視テレメータを設置し、常時監視測定を開始。（1970.4、倉敷市公害監視センター設立に伴い廃止） 倉敷市水島地区大気汚染防止対策を公表。	
	6		大気汚染防止法（硫酸酸化物K値第一次規制）及び騒音規制法を制定。
	10	笠岡湾干拓に着手。	
昭和44年 (1969)	2		硫酸酸化物に係る環境基準設定。
	4	移動測定車による大気測定開始。	氷ノ山後山那岐山が国定公園に指定される。
	5		初めての「公害白書」が国会に提出される。
	9		自動車排出ガス規制（一酸化炭素）が実施される。
昭和45年 (1970)	2		一酸化炭素に係る環境基準及び水質汚濁に係る環境基準設定。
	5	湯原奥津地域を県立自然公園に指定。	
	6		公害紛争処理法を制定。
	7	岡山県立森林公園が開園。	田子の浦港のヘドロ公害が問題となる。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
昭和45年 (1970)	8	岡山県公害対策本部が発足。 高梁川水系、水島海域が、公共用水域の水質保全に関する法律に基づく指定水域となる。	BHC、DDTの稲作への使用が全面禁止される。
	10	岡山県公害防止条例の旧条例を廃止し、新条例を制定。	
	11	公害紛争処理法に基づき、岡山県公害審査会を設置するとともに、県の公害苦情相談員、公害監視員を設置。	
	12	水島地域公害防止計画を策定。 (計画期間：昭和46年～50年。以後、対象地域の見直しを受けながら、現在の岡山・倉敷地域公害防止計画に至る。)	いわゆる「公害国会」で、公害対策基本法、大気汚染防止法、騒音規制法等の大幅な改正及び水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律等の制定など、公害関係法律多数が制定及び改正される。
昭和46年 (1971)	2	旭川・吉井川水系、児島湾水域が、公共用水域の水質保全に関する法律に基づく指定水域となる。	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)を採択。
	4	岡山県環境部を設置。 岡山県公害研究所が開所。	
	5		騒音に係る環境基準設定。
	6		悪臭防止法を制定。
	7		環境庁が発足。
	9	岡山県公害防止条例を改正。	
	10	県が、備前市のブドウ葉枯れの原因はフッ素系ガスの疑いと発表。	
	11	倉敷地区・備前地区農作物被害対策協議会が発足。 川崎製鉄㈱、水島共同火力㈱が、県、倉敷市と公害防止協定を締結。以後、県内の主要企業と協定を締結。	
	12	岡山県環境部に公害苦情処理局を設置。 大気汚染防止法に基づくばいじん排出基準(上乘せ)条例、水質汚濁防止法に基づく排出基準(上乘せ)条例、自然保護条例を制定。	水質汚濁に係る環境基準及び水域類型を設定。
	昭和47年 (1972)	1	吉備路風土記の丘を県立自然公園に指定。
3		山陽新幹線、新大阪 - 岡山間が開通。(1975.3、全線開通)	
5		水島地域大気汚染夏期特別対策実施要綱を制定。 県内10市の都市公害対策協議会が発足。 備前市内の耐火煉瓦工場で排煙脱弗装置の稼働が始まる。 県酪農試験場に家畜ふん尿処理実験装置が完成。	環境庁が初の環境白書を公表。
6		水質汚濁防止法に基づく県の上乗せ排水基準条例が全面施行。	公害被害者の救済を図るため、大気汚染防止法が改正され、無過失損害賠償責任制度が導入される。 自然環境保全法を制定。 ストックホルムで「国連人間環境会議」開催。 「人間環境宣言」を採択。
7		三菱石油㈱に県下初の排煙脱硫装置が設置される。	
8		瀬戸内海に大量の赤潮が発生。	
12		自然保護基本計画を作成。	国連環境計画(UNEP)設立。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
昭和48年 (1973)	2	笠岡湾干拓の東堤防が締め切られる。 寄島干拓の潮止め工事が完成。	
	3	全国に先がけ、開発行為を許可制とする岡山県県土保全条例を制定。 岡山県立自然公園条例を制定。	
	4	備後地域公害対策協議会を設置。	
	5	松食い虫の被害が拡大し、県に駆除推進本部を設置。	二酸化窒素、光化学オキシダントに係る環境基準設定。二酸化硫黄に係る環境基準改定。
	6	岡山県水銀汚染対策推進本部を設置。 水島の4工場が県漁連等の要求を受け、水銀使用部門の操業を停止。(26日に操業停止。交渉妥結により28日から操業再開。)	工場排水による水銀汚染魚騒ぎが起こる。
	7	岡山県公有水面埋立協議会が発足。	
	8	岡山県公害防止センターを設置。	
	10	岡山県公害防止センターに大気汚染監視テレメータ中央局を設置し、常時監視を開始。(環境47局、発生源8工場)	瀬戸内海環境保全臨時措置法、公害健康被害補償法を制定。
	11	塩滝(落合町)と大平山権現山(有漢町)が県自然環境保全地域に、竜の口(岡山市)が県環境緑地保護地域に、大滝山(備前市)ほか4か所が県郷土自然保護地域に、曹源寺の松並木(岡山市)ほか3か所が県郷土記念物に指定される。以後、現在までに県環境緑地保護地域1か所、県郷土自然保護地域32か所、県郷土記念物30か所が追加指定されている。	
	12	全国に先がけ、行政指導による水島地域の硫酸化物及び窒素酸化物の総量規制を実施。	航空機騒音に係る環境基準を設定。
昭和49年 (1974)	1	県が、児島湖流域下水道計画を発表。 岡山県農業試験場がい草の先枯れは硫酸化物が原因と発表。	
	5	備前海域、玉野・児島・笠岡・牛窓の各海域、倉敷川、笹ヶ瀬川等の中小重要河川が公共用水域の水質保全に関する法律に基づく指定水域となる。	
	6	岡山県警察本部が瀬戸内海汚濁事犯取締本部を設置。	大気汚染防止法が改正され、硫酸化物に係る総量規制制度を導入。
	9	笠岡・福山両市区域の大気汚染防止について、岡山県と広島県が覚書を交換。 岡山県公害防止条例施行規則を一部改正。	総水銀、アルキル水銀の水質環境基準強化。
	10	(財)岡山県環境保全事業団を設立。中国自動車道、美作-落合間が開通。(1978.10、県内全線開通)	
	11	倉敷市水島地区が硫酸化物に係る総量規制地域に指定される。 水島の企業の硫酸化物による県南一帯のい草先枯れ被害の補償問題が解決。(1万3000戸を対象に総額10億3000万円を支払う)	
	12	三菱石油水島製油所で、大量の重油流出事故が発生。流出量は4万4000kℓに上り、瀬戸内海東半分に広がった。 備後地域公害防止計画を策定。(現在に至る。)	
	昭和50年 (1975)	2	岡山県大気汚染緊急対策実施要綱を施行。県が緑化総合計画を作成。
4	県・沿線市町・国鉄で、新幹線騒音問題連絡会議を設立。		

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
昭和50年 (1975)	7		新幹線鉄道騒音に係る環境基準を設定。新幹線鉄道振動対策指針値が示される。
	8	香川県直島町にある三菱金属直島製錬所の越境公害問題で、岡山・香川両県、玉野市、直島町の4者が環境保全確認書に調印。	
	10		環境庁が瀬戸内海富栄養化の調査に着手。
	12	公害病地域として、水島・児島地区の一部、玉島乙島、玉野市日比・向日比・渋川、備前市の片上湾周辺が指定される。 水島以外の倉敷市が硫黄酸化物総量規制地域に指定される。	
昭和51年 (1976)	1	県が、瀬戸内海の富栄養化対策のため、1日50t以上産業廃水を排出する175工場に窒素、リンの削減を要請。 第1回目の岡山県公害健康被害認定審査会を開催。	
	2	岡山・備前地域公害防止計画を策定。(昭和60年度、地域見直しにより岡山地域公害防止計画となる。)	
	3	笠岡湾干拓の干陸開始式が行われ、排水が始まる。	
	4	岡山県公害防止センターと衛生研究所を統合し、岡山県環境保健センターを設置。三菱化成工業(株)(現三菱化学(株))に県下初の排煙脱硝装置が設置される。	
	6		振動規制法を制定。
	昭和52年 (1977)	1	
2		県が、県中部を横断する中国自然歩道の県内ルート案を発表。	
3		県が、石油コンビナート等防災計画を定める。	
4		山陽新幹線沿線地域に新幹線鉄道騒音に係る環境基準をあてはめ。	
5		岡山県、広島県等が、福山・笠岡地域硫黄酸化物排出許容総量等の設定に合意。 岡山県環境保全事業団が産業廃棄物処分場(水島)の建設に着手。 成羽町吹屋の町並みが重要伝統的建造物群保存地区に選定される。	
6		倉敷市に係る硫黄酸化物総量削減計画を策定。	
8			国連砂漠化防止会議開催。砂漠化防止行動計画を採択。
9		備前市に係る硫黄酸化物総量削減計画を策定。	
昭和53年 (1978)		1	瀬戸大橋に係る環境影響評価書(案)に関する知事意見書を本四公団総裁に回答。
	5		瀬戸内海の環境保全に関する基本計画を策定。
	6		瀬戸内海環境保全臨時措置法を瀬戸内海環境保全特別措置法に改正し、恒久法化。
	7		二酸化窒素に係る環境基準を改定。
	8	吉備高原都市、前期事業実施計画がまとまる。	
	9	瀬戸大橋の環境保全協定が岡山・香川両県の関係6自治体と本州四国連絡橋公団の間で締結される。 岡山県、香川県が、玉野市、直島町の硫黄酸化物排出総量の設定等に合意。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
昭和53年 (1978)	10	瀬戸大橋着工。	
	11	県は、新岡山空港基本計画調査結果に基づき、岡山市日応寺地区を新岡山空港候補地に決定。	
	12	環境保全に関する環境影響評価指導要綱を制定。	
昭和54年 (1979)	3	国の天然記念物に鯉が窪湿性植物群落（哲西町）が指定される。	
	5	水島に岡山県環境保全事業団の産業廃棄物処分場が完成。	
	7	県・上斎原村・動力炉・核燃料開発事業団（現 核燃料サイクル開発機構）との間で、人形峠事業所周辺環境保全等に関する協定書を締結。 岡山県環境保健センターに環境放射線監視テレメータシステムが完成し、動燃人形峠事業所周辺の環境放射線の監視を開始。	
	9	動燃人形峠事業所で、ウラン濃縮試験工場が運転を開始。	
	10		滋賀県で琵琶湖富栄養化防止条例を制定し、合成洗剤を追放。
	11	岡山県郷土文化財団を設立。	
	12	備作山地地域を県立自然公園に指定。	
昭和55年 (1980)	2	岡山県合成洗剤対策推進要綱を制定し、石けん等の使用を普及させるために必要な事項を定める。	
	3	COD総量削減計画（第1次）を策定。	
	5	りん及びその化合物に係る削減指導方針（第1期）を策定。	幹線道路の沿道の整備に関する法律を制定。
	8	県が、婦人会、消費者団体とともに石けん使用推進キャンペーンを開始。	
昭和56年 (1981)	2	岡山県、広島県等が、福山・笠岡地域窒素酸化物排出許容総量等の設定に合意。	
	3	岡山県自然海浜保全地区条例を制定。	
	4	岡山県環境部と衛生部を統合し、環境保健部を設置。 「岡山県自然保護推進員設置要綱」を制定。	
	5	吉備高原都市の建設に着手。 邑久町大平山に「野鳥の森」が完成。 県が、第2次総合緑化計画を策定。 倉敷地域窒素酸化物総量削減計画を策定し、行政指導による総量規制を実施。	
	6		窒素酸化物に係る総量規制制度を導入。
	7	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、瀬戸内海の環境の保全に関する県計画を公表。	
	11	本州四国連絡橋公団が岡山県等の要請を受け、景観上の配慮から瀬戸大橋の鷲羽山地区をオープンカットではなくトンネル方式に変更。	
昭和57年 (1982)	5		ばいじん排出規制を強化。
	6	児島湖流域下水道浄化センターの建設工事に着手。	
	7	県が空き缶散乱防止対策会議を設立。	
	12		湖沼の窒素及びりんに係る環境基準を設定。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国 の 動 き
昭和58年 (1983)	1	中国自然歩道の県内ルートが完成。	
	3	旭川中流地域を吉備清流県立自然公園に指定。	
	5		浄化槽法を制定。
	9	新岡山空港の本体造成工事に着手。	
昭和59年 (1984)	11	倉敷市の公害病認定患者等が、水島コンビナート大手企業8社を相手取り、大気汚染物質の排出差し止めと損害賠償を求め、岡山地裁に提訴（倉敷公害訴訟第1次訴訟）。	
	3	産業排水及び生活排水について窒素、りんへの排出抑制を図るため、岡山県公共用水域の富栄養化防止対策推進要綱を制定。 岡山県騒音規制条例を制定。	
	7		湖沼水質保全特別措置法を制定。 トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針設定。
昭和60年 (1985)	8	使用済み乾電池の効果的な回収を行うため、県と乾電池の卸・小売業界等による岡山県乾電池等対策協議会を設立。	環境影響評価実施要綱を制定。
	1	環境庁の名水百選に塩釜冷泉（八束村）と雄町の冷泉（岡山市）が選ばれる。	
	3	名水百選に岩井（上斎原村）が追加選定される。	オゾン層の保護に関するウィーン条約を採択。
	4	騒音に係る環境基準のあてはめを開始。	
	5	岡山県環境保健センターの大気汚染監視テレメータシステムを更新し、大気汚染監視体制を強化。	水質汚濁防止法施行令が一部改正され、窒素、りんが規制される。
	6	県下の緑の少年隊の連携を深めるため、岡山県緑の少年隊連絡協議会を設立。	
	7	岡山県鷲羽山ビジターセンターが完成。	
	8	県が、町並み保存地区整備事業を開始。	
昭和61年 (1986)	12	勝山町勝山地区を町並み保存地区に指定。 児島湖が湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定される。	
	2	岡山・備前地域公害防止計画の地域を見直し、岡山地域公害防止計画を策定。	
	4	騒音規制法、振動規制法、悪臭規制法に基づく、それぞれの規制地域及び規制基準を設定。	
	5	県土利用の基本的指針となる、国土利用計画(岡山県計画)を策定。 りん及びその化合物に係る削減指導方針（第2期）を策定。	
	6	児島湖浄化対策本部を設置。	
	7	人形峠アトムサイエンス館が開館。	
	8	岡山県児島湖浄化対策推進協議会が発足。	
11	倉敷市下津井地区を町並み保存地区に指定。		
昭和62年 (1987)	1	渋川海岸（玉野市）が白砂青松百選に選定される。	
	2	県が「児島湖に係る湖沼水質保全計画」（第1期）を策定。	
	5	岡山城跡と後楽園が国の史跡に指定される。 COD総量削減計画（第2次）を策定。	
	6		絶滅するおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律を制定。

年	月	岡山県の動き	国・全国の動き
昭和62年 (1987)	8	児島湖浄化対策推進協議会が「児島湖浄化推進月間」を実施。 高梁市の「美観地区道路」が日本の道百選に選定される。	
	9		オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書を採択。
	10	大原町古町地区を町並み保存地区に指定。	
	12	瀬戸内海の環境の保全に関する県計画の一部を変更。	
昭和63年 (1988)	3	新岡山空港が開港。旧空港は岡南飛行場に改称。 岡山県景観条例を制定。	
	4	瀬戸大橋が開通。瀬戸大橋鉄道騒音が社会問題化。	
	5		特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律を制定。
	8	上齋原村中津河捨石堆積場で自然界レベルより高い放射線量を検出し、動燃に恒久対策を講じさせる。	
平成元年 (1989)	2	県が、ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要領を策定。	
	3	岡山県鳥獣生息分布調査報告書を作成。 水島地域公害防止計画と岡山地域公害防止計画を統合し、岡山・倉敷地域公害防止計画を策定、現在に至る。	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを有害物質に指定。
	4		四塩化炭素の排出に係る暫定対策指導指針等を設定。
	6	児島湖の水質浄化活動への支援や水質浄化に関する調査研究を行う(財)児島湖流域水質保全基金を設立。	石綿を特定粉じんとして規制する大気汚染防止法を一部改正。
	9		「地球環境保全に関する東京会議」開催。
	10	津山市城東地区を町並み保存地区に指定。	
	11	県は、景観に配慮した公共事業を行う上での指針となる「公共事業等景観形成基準」を策定。 美星町が全国に先がけて、「美しい星空を守る美星町光害防止条例」を制定。	
	12	瀬戸内海景観研究会が県知事に対し「瀬戸内海における景観の保全、形成を図るための共通の指針について(提言)」を提出。	
平成2年 (1990)	1	高梁地区を岡山県景観条例に基づく景観モデル地区に指定。	
	3	笠岡湾干拓が完成。 岡山空港周辺地域に航空機騒音に係る環境基準をあてはめ。	
	5	県が酸性雨の実態調査を県下10か所で開始。	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針を設定。
	6		モントリオール議定書第2回締結国会合でフロン等の全廃を決定。生活排水対策を推進するため、水質汚濁防止法を一部改正。
	7	邑久町の産業廃棄物処分場で自然界レベルより高い放射線量を検出。	
	8	岡山市足守地区を町並み保存地区に指定。	
	10		地球環境保全関係閣僚会議で、地球温暖化防止行動計画を決定。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
平成3年 (1991)	2	建設省、県、関係市町村等で構成する岡山三川水質汚濁防止連絡協議会を設立。 県内の産業廃棄物処理業者が産業廃棄物の適正な処理等を推進するため、岡山県産業廃棄物協会を設立。	
	3	児島湖の総合的な環境保全を目的とした児島湖環境保全条例を制定。 吉井川中流域を県立自然公園に指定。 COD総量削減計画（第3次）を策定。	
	4		再生資源の利用の促進に関する法律を制定。
	5	建部町で「全国野鳥保護のつどい」を開催。 りん及びその化合物に係る削減指導方針（第3期）を策定。	
	7	児島湖環境保全審議会が発足。（平成6年7月に環境審議会に合併）	水質汚濁防止法施行令が一部改正され、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンに係る特定施設が追加される。
	8		土壌の汚染に係る環境基準を設定。
	10		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正。
	11	岡山県自然保護センターを佐伯町に開設。 県が環境影響評価項目に地球環境保全対策を追加。 児島湖流域の環境保全に関する基本方針を策定。	
平成4年 (1992)	1	公用車としては初の電気自動車を岡山県環境保健センターに配置。	
	3	県が、児島湖に係る湖沼水質保全計画（第2期）を策定。	
	5	県域レベルで地球環境保全に貢献することを目的とした「県における地球環境問題への取組方針」を策定。	気候変動枠組み条約を採択。
	6	後楽園、成羽町吹屋地区、旧閑谷学校の背後地などを県景観条例に基づく背景保全地区に指定。 瀬戸内海の環境の保全に関する県計画の一部を変更。	「地球環境開発会議」（地球サミット）を開催。 生物多様性条約、アジェンダ21等を採用。 絶滅するおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律を制定。
	12	県が「地球環境保全に配慮した県事業等の指針」を策定。	
平成5年 (1993)	3	県議会が、環境に配慮した行動を通じて人と他の生物との共存共栄を図ることを目的とする「環境宣言」を決議。	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目を追加。
	6		悪臭防止法施行令が一部改正され、10物質が追加される。 水質汚濁防止法施行令が一部改正され、海域の窒素及びりん排出基準が設定される。
	7	生活排水対策に重点を置いた清流保全対策を行うため、湯原ダム・旭川ダムの流域及び新成羽川ダムの流域にそれぞれ水質浄化対策推進協議会を設立。 吉備高原都市の前期事業が完成。	
	11	矢掛町矢掛地区を町並み保存地区に指定。	環境基本法を制定。
	12		水質汚濁防止法施行令が一部改正され、13項目の有害物質が追加される。 生物の多様性に関する条約発効。

年	月	岡山県の動き	国・全国の動き
平成6年 (1994)	3	玉野市と倉敷市にまたがる渋川・王子が岳地区を県景観条例に基づく景観モデル地区に指定。 倉敷公害訴訟第1次訴訟の一審判決。工場排煙による因果関係を認め、企業8社に約1億9千万円の支払いを命じる。(控訴) 県が、自然保護のため毛無山(新庄村)周辺に広がるブナ林約191haを買収。 県が、「地球にやさしい地域づくり指針」を策定。	
	4	岡山県環境保健部を環境部門と保健部門に分離し、環境部門を地域振興部に移す。	
	6		第1回「環境の日」のキャンペーンが開催される。
	7		瀬戸内海の環境保全に関する基本計画の一部を変更。
	8	新庄村新庄地区を町並み保存地区に指定。	
	9		廃棄物の処理及び清掃に関する法律等が一部改正され、有害物質を追加。
	12		環境基本計画を閣議決定。
平成7年 (1995)	3	公募により「県民の鳥」をホトトギスからキジに変更。	
	4	岡山県建設副産物対策基本計画(おかやまりサイクルプラン21)を策定。	悪臭防止法施行令が一部改正され、臭気指数規制を導入。
	6		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(容器包装リサイクル法)を制定。
	7	県が景観モニター制度を導入。92人の景観モニターを委嘱。	
	8	行政機関と家電販売店などによる、岡山県フロン回収等推進会議を発足。	
	9	倉敷市玉島地区を町並み保存地区に指定。	
	12		在来鉄道の騒音対策指針を設定。
平成8年 (1996)	2	中国四国農政局が、児島湖へドロしゅんせつ工事を開始。	
	3	県が、新岡山県自然保護基本計画(平成8~12年度)、緑の環境づくり計画(平成8~12年度)を策定。	
	4	岡山県地域振興部に環境保全局を設置。 「廃冷蔵庫等からのフロン回収マニュアル」を作成。	
	5		大気汚染防止法が一部改正され、有害大気汚染物質対策推進の規定を整備。
	6		水質汚濁防止法の一部改正。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
平成8年 (1996)	7	「日本の音風景百選」に「諏訪洞・備中川のせせらぎと水車」(北房町)と「新庄宿の小川」(新庄村)が選定される。 「日本の渚・百選」に渋川海岸(玉野市)と沙美海岸(倉敷市)が選定される。 COD総量削減計画(第4次)を策定。 窒素及びその化合物並びにりん及びその化合物に係る削減指導方針(第4期)を策定。	
	8	児島湖に流入する笹ヶ瀬川、倉敷川、妹尾川の河口付近で「淡水赤潮」が異常発生。	
	10	岡山県環境基本条例を制定。	
	12	倉敷公害訴訟が、被告企業8社の和解金13億9千200万円の支払いにより13年ぶりに和解成立。	
平成9年 (1997)	2	岡山県分別収集促進計画を策定。	ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準を設定。
	3	岡山県清流保全総合指針(おかやま清流ガイドライン)を策定。 児島湖水辺環境整備基本計画を策定。 児島湖に係る湖沼水質保全計画(第3期)を策定。	地下水の水質汚濁に係る環境基準を設定。
	4	岡山県環境基本条例が施行される。	容器包装リサイクル法本格施行。 瀬戸内海の全窒素及び全りんに係る環境基準の水域類型指定(播磨灘北西部、水島港区水島地先海域、備讃瀬戸(イ)(ロ)(ハ))。
	6		環境影響評価法を制定。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正公布。
	8		ダイオキシン類の規制のため廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法の省令等改正。
	9		ダイオキシン類の大気環境指針値の設定。
	12		地球温暖化防止京都会議(COP3)が開催され、「京都議定書」を採択。
平成10年 (1998)	2	岡山県フロン回収・処理推進協議会を設置。	
	3	岡山県環境基本計画(エコビジョン2010)を策定。 平成9年版岡山県環境白書を作成(以後、毎年作成)。 瀬戸内海の全窒素及び全りんに係る環境基準の水域類型指定(児島湾、児島湾沖、牛窓地先海域)。 岡山県ごみ処理広域化計画を策定。	
	4	岡山県地域振興部を再編整備し、生活環境部を設置。	
	9		騒音に係る環境基準を改正。
	11	グリーンオフィス推進プログラム(GOP)を策定。	
	12		ダイオキシン暫定排出基準の施行。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
平成11年 (1999)	2		人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質に係る環境基準項目に硝酸性窒素及び亜硝酸窒素、ほう素、ふっ素の3項目を追加。
	3	岡山県環境影響評価等に関する条例を制定。 岡山県フロン回収・処理マニュアルを策定。	
	4	グリーンオフィス推進プログラムが出先機関を含め全面実施。 騒音に係る新環境基準の類型指定を見直し。	騒音に係る新環境基準を施行。 地球温暖化対策の推進に関する法律を全面施行。
	6	岡山県環境影響評価等に関する条例を施行。	環境影響評価法を施行。
	7	リサイクル推進店制度を創設。 第2期岡山県分別収集促進計画を策定。	
	9	岡山県アイドリングストップ指針を策定。	
	12	岡山県フロン回収実施店表示制度を発足。	原子力災害対策特別措置法を制定。
	平成12年 (2000)	1	
3		第4次岡山県産業廃棄物処理計画を策定。 岡山エコ・ドライブ2010を公募（H13年3月末まで） ツキノワグマ保護管理計画を策定。	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）を部分施行。 自動車騒音の限度を定める命令を改正。
4			容器包装リサイクル法を完全実施。
8		岡山県環境マネジメントシステムに係る環境方針及び環境目的・目標を設定しシステムの運用を開始。	
9		第12回「星空の街・あおぞらの街」全国大会を美星町で開催。	
12			瀬戸内海の環境保全に関する基本計画を変更。
平成13年 (2001)	1		国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を部分施行。
	2	県本庁舎の事務事業を対象とする岡山県環境マネジメントシステムについて、ISO14001を取得。	
	3	岡山県自然保護基本計画を策定。 岡山県みどりの総合基本計画を策定。 騒音規制法及び振動規制法の指定地域（湯原町ほか2町）を追加。（H13年10月施行） 悪臭防止法の指定地域（新見市ほか5町）を追加。（H13年10月施行） 臭気指数規制を行う地域（赤坂町の一部のほか2町）を県内で初めて指定。（H13年10月施行）	土壌の汚染に係る環境基準に係る環境基準項目にふっ素及びほう素の2項目を追加。